

点検・評価報告書

2025(令和7)年度 点検・評価報告書



UNIVERSITY
ACCREDITED
2023.4~2030.3



清泉大学
SEISEN UNIVERSITY

目 次

2025 年度 点検・評価報告書

はじめに	1
第 1 章 理念・目的	4
第 2 章 内部質保証	12
第 3 章 教育研究組織	23
第 4 章 教育・学習	29
第 5 章 学生の受け入れ	55
第 6 章 教員・教員組織	62
第 7 章 学生支援	75
第 8 章 教育研究等環境	90
第 9 章 社会連携・社会貢献	102
第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営	119
第 10 章 大学運営・財務（2）財務	131
おわりに	137

はじめに

2025 年度は、人間学部、看護学部と人文社会科学部 3 学部体制、全学が男女共学となり、大学名も「清泉大学」となった最初の年になりました。新たな清泉大学出発年度の自己点検評価の冒頭に、これまでの清泉女学院大学の大学改革、それに付随した自己点検評価と認証評価の経緯を振り返ってみましょう。

2003 年に文化心理学の理念のもとに、人間学部一学部体制で開学した本学は、2010 年に公益財団法人大学基準協会による第一回目の機関別認証評価を受審し適合とされました。この回の認証認定期間は 2016 年 3 月 31 日までの 5 年間とされました。学生の確保に苦慮していた時期でもあり、適合の結果に胸を撫で下ろしたものの、通常の 7 年間の認証認定期間が 5 年と決定されたことには教職員ともども身が引き締まる思いを持った記憶があります。

その後、2015 年に第二回目の認証評価の審査を受け、適合とされ、2016 年度より 2023 年 3 月までの 7 年間の認証期間の認定を受けました。この回では、7 年間の通常期間の認証認定を受けましたが、学生確保においてはまだ課題が残っていました。

直近、2022 年度中に受審した第三回目の認証評価では、2016 年より進めてきた中長期計画に沿った大学運営・改革の結果が評価されました。そして、2023 年度から 2030 年 3 月までの 7 年間の認証を受けました。

今年度は、中長期計画に沿って、清泉の未来に向けての発展を期しての将来構想を練り、実施に向けての準備をする年度ともなりました。2025 年から始まった新学部人文社会科学部の運営、そして、その先を見越した農学部設置を視野に入れた将来構想の実現に向けた活動も前年度から本格化し、2025 年度には具体的な準備を進めてきました。

長野における清泉教育の歴史を踏まえ、視野を広く持った将来構想に沿った大学改革は「SJN21 (Grand Design of Seisen Jogakuins in Nagano for the Next Generation 2021)」という名称に象徴されるように、教職員のうちに大学運営に対する共通の意識を醸成する一つの表象のもとに進められてきました。つまり、長野に清泉の教育が根を下ろした 1946 年から 75 年の節目となる 2021 年までの改革を一つの目標に設定し、その 2021 年までに、大学を、長野における清泉教育の一世紀になる 2046 年を見越し、そのミレニアムを迎えるための備えとその理念を明確にした構想が SJN21 と名付けられた将来構想だったのです。

具体的には、看護学部を開設し、その看護学部を基盤とした助産学専攻科、大学院看護学研究科を設置し、既存の人間学部には新たに文化学科を増設し、短期大学の幼児教育科、国際コミュニケーション科と併せて、収容学生数 1000 人規模の大学が 2021 年までに実現することをめざしたヴィジョンがこの SJN21 でした。そして、このヴィジョンに沿った改革は概ね達成されました。上記の 2022 年に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価の結果はここまでの評価であったといってもよいでしょう。

この改革の上に立って、次の 25 年、長野における清泉の 100 年に向けての改革と活動が開始されました。2024 年度は、これまでの清泉の長野における歴史の上に、更なる発展を準備する年になりました。2025 年度に向けて、新学部としての人文社会科学部の設置と全学共学の準備と共に大学名称を変更する準備をしてきました。

点検評価の根幹にある本質的な問いは、わたしたちが、この清泉大学が使命としている教育の理念に沿った活動をしてきたか否かという点にあると思います。従って、ここで教育に携わっているすべての教職員が、自己点検評価の一環として、清泉が使命としている教育活動にどのように関わってきたかを振り返ることは意味あることと思います。同時に、清泉が未来に向かって進んでいく際の基盤となる指針に導くものともなるでしょう。

清泉教育の基本は、ここに集う学生を始め、教職員に対して持っている信頼を基本にしている点です。キリスト教の人間観の中に、「人間は神の似姿」という考え方があります。人それぞれに、その人だけが持つユニークな能力・使命があるということだとも解釈できるでしょう。つまり、それぞれの個人がたった一人、かけがえのない唯一の存在であるということです。神の似姿ということは神が唯一の存在であるのと同じように、人それぞれが、かけがえのない唯一の存在であるということでもあります。キリスト教ヒューマニズムの基本はここにあると思います。この「かけがえのない個人」という前提に立って、カトリック教育機関としての清泉の使命は、その一人ひとりの可能性をいかに引き出すかにかかっています。

その可能性を引き出すためには、誰もがその存在を尊ばれ、「安心して存在できる、安全な環境」が必要です。そして、清泉の教育理念の中核に、ここに集う誰もが安心して過ごせる「家庭的な環境を提供する」という原則があります。「わたしたちの教育スタイル」は教職員の皆さん全員に配布されている清泉の教育理念をまとめた冊子ですが、ここに教育の理念が以下のようにまとめられています。

清泉の教育の中核は「心の教育学は、一人ひとりが認められていること、価値あるものとされていること、愛されていると感じることのできる教育的環境を生み出す」ところにあります。この理想が清泉の教育理念の根底にあります。

大切なことは、わたしたちがそのような環境を提供できるように努めることは当然ですが、何より、学生一人ひとりが自ら価値ある存在として愛されていると感じ、安心して日々を過ごしているか、ということでしょう。この学生の日々の安心と信頼をわたしたちが提供できているか否かが、毎年実施してきた自己点検評価の肝だと思います。

清泉大学は、カトリックの教育機関として、守らねばならない伝統を守りながら、現在の社会に対応した刷新を続け、大学の改革を行ってきました。そして、これからも変えるべきところと、変わらぬところの識別をしながら、清泉が長野に教育の根を下ろした 1946 年から 100 年を迎える 2046 年に向かっての 20 年を区切りとして歩んでいきます。自己点検評価も、そのような改革に向かっての識別を求めながら、教職員が力を一致させて実施すべきよい機会となるものだと思います。

最後になりましたが、この報告書の作成に携わった多くの教職員の方々に、そして、この報告書を読み評価をしてくださる委員の皆様へこころよりの感謝を申し上げます。今年度より、清泉大学となり、学部構成も改革し、全学共学の大学として出発しました。

ここに集う学生、教職員にとって安心できる教育の場となりますように。

清泉大学

学長

田村俊輔

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

(1) 大学の建学の精神

清泉女学院大学（以下、「本学」という。）は、聖心侍女修道会を設立母体として設立されている。その建学の精神は、「学則」第1条（資料 1-1【ウェブ】）に教育の「目的及び使命」として大学の理念・目的を明確にしている。

<清泉女学院大学学則 第1条>

第1条 本学は、教育基本法に則り、学術研究を深めると共に、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、知的及び道徳的に高い見識と広い教養を養い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる人人を育成することを目的とする。

2 本学は、共生の精神を教育の基盤として、心の問題への取り組みを通して他者のために自分を役立てる人人の育成を使命とする。

(2) 大学の理念と目的

本学の理念は、キリスト教の精神に基づく全人教育にあり、キリスト教ヒューマニズムに基づく福音的全人教育を通して、こころを育て、奉仕と愛によって世界の変容のために献身する人を養成することを目的としている。この建学の精神及び大学の理念と目的に基づく大学の使命は、真の平和と社会正義のもとで、すべての人、ひとりひとりがケアされる、環境的、社会的、文化的エコロジーに配慮された共生社会の実現にある。その使命を果たすためにキリスト教ヒューマニズムに基づく全人教育と自己研鑽を通じて得た知識と力を、他者のために役立たせ、地域と世界の文化と福祉に貢献する人を育成し、質の高い学びの場を提供していくことにある。

(3) 学部の教育研究上の目的

学部ごとの人材育成と教育研究上の目的は、2019年の看護学部設置を機に見直し、「学則」第4条（資料 1-1【ウェブ】）に下記の通り定めている。また、それ以降、2025年の「人文社会科学部」開設と全学共学化に伴う大学名変更に関わり、以下の学則変更を行った。

＜清泉大学学則 第4条の2（人間学部）＞

人間学部は、本学の目的、使命を果たすために、本学の建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」に基づき、教養を重視した全人教育を通じて、幅ひろい教養と人間学領域の学知・技能を教授し、コミュニティとともに生き、常に自らを高め、共生のころをもつて、他者のために考え、行動し、地域と世界に貢献できる情操豊かな人人を育成することを目的とする。

＜清泉大学学則 第4条2（人文社会科学部）＞

人文社会科学部は、本学の目的、使命を果たすために、本学の建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」に基づき、人文社会科学部は、本学の目的、使命を果たすために、本学の建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」に基づき、教養を重視した全人教育と、未来予測が困難な現代社会に必要な学際的な学びや社会科学に関する学びを人文科学領域の学知・技能と結び付けることで、課題解決に挑み、社会と地域に貢献できる人人を育成することを目的とする。

＜清泉大学学則 第4条の2（看護学部）＞

看護学部看護学科は、本学の目的、使命を果たすために、本学建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」に基づき、教養を重視した全人教育と看護学領域の専門職教育を統合し、地域社会の保健医療・看護におけるケアの質と安全を考究する体系的・継続的教育により、豊かな教養と適切な判断力・適応力・倫理観を培った看護実践力を修め、学びの文化、ケアの文化、共生の文化の創生をとおして、社会に貢献できる人人を育成することを目的とする。

さらに、2021 年度に開設した大学院看護学研究科においても、人材育成と教育研究上の目的を、「学則」第1条（資料1-4【ウェブ】）に下記の通り定めている。

＜清泉大学大学院学則 第1条＞

第1条 清泉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術研究を深めると共に、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、また高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる人人を育成することを目的とする。

2 本大学院は、共生の精神を教育の基盤として、心の問題への取り組みを通して他者のために自分を役立てる人人の育成を使命とする。

これらの理念・目的は、「学則」第1条（資料1-1【ウェブ】）（資料1-4【ウェブ】）に「目的及び使命」を定め、大学の理念・目的、学科ごとの人材育成その他の教育研究上の

目的を適切に明示し、教職員及び学生に学生便覧(資料 1-6)をはじめ様々な方法で周知し、社会に対しても本学公式ホームページ(以下、「公式 HP」という。)(資料 1-5【ウェブ】)や「清泉女学院大学 CAMPUS GUIDE 2025」(以下、「大学案内」という。)(資料 1-7)等で公表している。

学生に対する理念・目的を伝えるための教育は、教育課程に組み込み実践している。大学では1年次必修科目「キリスト教概論」「人間学」と「清泉講座」(人間学部2年次、看護学部1年次必修)ならびに、「聖書」「生命の倫理」「キリスト教と現代」等の選択科目の授業を通して、大学院では必修科目「生命倫理特論」にて「建学の精神」の中核であるキリスト教的ヒューマニズムについて教育を行っている。授業のほかに、式典や年間行事においても教育の理念と目的を浸透させる機会としている。入学式、卒業式の式典にキリスト教の典礼に則った祈りや誓い、聖歌を組みこんでキリスト教の精神に触れる機会を設けている。学部1年生全員と専攻科の学生を対象とする静修会(毎年4～5月)、クリスマス静修会(12月)、卒業予定者全員を対象とする卒業静修会(3月)においても、「建学の精神」の浸透を図っている(資料 1-6)。

教職員に対しては、カトリックセンターが主催するカトリック関係の行事により、「建学の精神」の浸透を図っている。行事としては、教職員の9割以上が参加する「建学の精神研修会」(資料 1-9)を通して、カトリック的価値観の理解を深めている。さらに、新任教職員にキリスト教の精神を理解してもらうことを目的として、別法人の清泉女子大学も含めた姉妹校が参加する姉妹校合同新任研修会を、2012年より継続して毎年2回開催している。また、大学を支える中堅の教職員にも姉妹校合同での中堅研修会を2017年より隔年で開催している。

さらに、学校法人清泉女学院と学校法人清泉女子大学(学校法人清泉女子大学は2026年より、学校法人清泉女学院に併合される予定である)は姉妹校共通の教育理念及び教育方法のさらなる深化・強化を目的とする「清泉教育研究所」を設け、理事長が任命した各学校代表者からなる研究チームによって、建学の精神に則ったカトリック教育に関する研究と見直しを定期的に行っている(資料 1-10)。

加えて、本学では、横浜教区より承認されミサ聖祭が実施できる聖心館聖堂とカトリックセンターを設置し、カトリックセンターは「建学の精神」の推進役とし、学内外への周知を図っている。同センターは、「カトリックセンター便り」(資料 1-11【ウェブ】)の発行をはじめ、創立記念ミサ・追悼ミサ・キャンパスミサ等の宗教的行事の実施(月一回開催)、キリスト教的聖画や聖書のことばの掲示、御像の設置やクリスマスの飾り等によりキリスト教の精神に基づく大学としての環境を醸成するための諸活動を行っている。また、同センターが担当する紀要「HUMANITAS CATHOLICA」(資料 1-12【ウェブ】)の発行と関係各所への配付等を行う等を通して「建学の精神」の周知・浸透を図っている。

刊行物では、「大学案内」(資料 1-7)及び「募集要項」に「建学の精神」及び「教育目標」を掲載し、受験生の入学後の教育に役立てることを目的に、カトリックの理念に基づいた本学の教育の理念・目的を公表している。また、「学生便覧」には「建学の精神」「モット

一」(資料 1-6) を掲載し、オリエンテーション等あらゆる機会において学生に周知している。

学長は、学生に対しては学長講話において、教職員に対しては教授会でのはじめの言葉を通して、保護者や卒業生に対しては「カレッジ通信」(資料 1-17) 等を通じてカトリック学校としての建学の精神と大学運営の現状について発信することで、すべてのステークホルダーに対して周知に努めている

社会に対しては、公式 HP (資料 1-18【ウェブ】) において「理事長メッセージ」「学長メッセージ」「建学の精神」「教育目標・ポリシー」の欄に記載し、「モットー」について説明しているほか、「カトリックセンター便り」(資料 1-11【ウェブ】) にも掲載し、広く「建学の精神」の浸透を図り、活動状況の公表を行ってきている。

媒体を通した公表だけでなく、授業開放講座や出張講座・公開講座(資料 1-19【ウェブ】)(資料 1-20【ウェブ】) の中にキリスト教系科目を入れ、講座を通して本学教員が社会の人々に直接語りかけ、キリスト教の精神及び「建学の精神」を知ってもらうよう努めている。

このほか、本学においてはボランティアへの参加や地域連携活動による地域への貢献活動が根づき、それらの活動を通して地域へ「建学の精神」を発信しているほか、校舎の外壁に建学の精神を伝える標語「Sursum corda」(心を高くあげよう) ならびに「Dominus tecum」(主がともにおられる) を、そして、新しい東口キャンパス校舎ピラール館のホールの壁面にも「Gaudete et exsultate」(喜びに喜べ) を掲げ、その説明を「大学案内」(資料 1-7) をはじめとする刊行物にも明示している。

以上、大学の理念・目的及び学部を学則に適切に明示したうえで、それを教職員及び 学生に周知し、社会に対して公表している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

②-1 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

キリスト教に基づく本学の「建学の精神」は、時代によって変わるものではないが、それを具現化する教育目標や浸透の仕方は時代や環境の影響を受けながらそのあり方を探っ

ている。教職員共に「変わらないもののために変わる勇気」をもって、大学改革を行っている。

変わらない建学の精神の下、変化に対応するため、本学では 2013 年度に経営改革大綱をまとめ、理事会の承認を得て経営改革の緒に就いた。経営改革大綱において、PDCA のマネジメントシステムを明確化し、具体的に実施する施策を、計画期間 3 年の第 1 期中期計画を策定し、それに沿って単年度ごとの点検評価を行ってきた。また、本学の将来を見据えるにあたり、経営改革大綱において、ミッションスクールとしての「建学の精神」の学内外への一層の浸透を図るため、より分かりやすく親しみやすい形で、これが「清泉」だとわかるメッセージの必要性を確認した。これを受け、2013 年度にアイデンティティをはっきりと打ち出すことができる、本学と併設短期大学統一のメッセージ「こころを育てる」を制定し、理事会に報告し了解されている。

中期計画の策定及び単年度事業計画の策定においては、基本方針と自己点検・評価に基づき、現状の強みと課題を把握し、施策の方針策定、対応の方向性の確定、具体的な施策の策定をする体制を構築した。この体制により策定した計画を実行し、期間終了後には点検をする PDCA サイクルと自己点検評価を通して、教育目標等の方針の妥当性も検証している。この検証システムを通して、建学の精神を軸足にして時代と社会のニーズに配慮した大学運営を目指している。

しかしながら、第 1 期中期計画遂行途上で学生充足率の低迷が続いたため、本学の存続も含めて計画の見直しを行うこととなった。学生充足率が厳しい状況において、存続を含めた抜本的検討の結果、「建学の精神」の下に、本学の将来構想として「SJN21 構想」を表明した。

SJN21 構想（清泉女学院大学・短期大学のあるべき姿「Grand Design of Seisen Jogakuins in Nagano for the Next Generation 2021」）において、「カトリック学校の光を絶やさず、すべての教職員でカトリック全人教育に取り組み、地域の灯台として、平和をつくる女性たちの明々とした松明を継承していくことが、本学の使命」（資料 1-21）であるとした。SJN21 は、長野に清泉が根を下ろした 1946 年より 75 年目になる 2021 年までに、100 年の区切りに向けた次の 25 年の活動の基盤を築くことを目的とした構想であった。この精神の下に、「地域社会と国際社会が最も必要とする教育・研究組織にするためのアジョルナメント（今日化）を行う」ことを目的とするビジョンを表明した。

このビジョンを達成するため、具体的には、新学部・新学科を設置し、清泉女学院大学・短期大学あわせて収容定員 1,000 人規模の大学として、教育研究基盤、財務基盤を安定化させるための諸施策を展開してきた。諸施策の展開は修正経営強化・改善計画（＝第 2 期中期計画）において具体策を掲げ、「清泉百年プロジェクト」の対外的な名称のもとに、広報的視点も含め展開してきた。この計画において、経営面、教学面、広報面、施設面等全面的な改革を進め、看護学部の設置や文化学科の設置等の改組、3 つのポリシー等の見直しを含めた教学マネジメント体制の整備・実施、広報活動の改革等を実施してきた。加えて、この計画期間中に、大学院として看護学研究科看護学専攻の設置申請、大学における

助産学専攻科の設置準備を行い、2020 年度には研究科、専攻科の設置認可が下り、それぞれ 2021 年度に開設された。

2019 年度には第 3 期中期計画（資料 1-22）の策定を行い 2020 年度より中期計画に沿った大学改革を遂行している。第 3 期中期計画は 5 か年計画（2020 年度～2024 年度）とし、その理念は、建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムを基盤として、長野における本学の役割・ミッションを果たすために、SJN21 構想の基本理念の下、存続をかけた経営改革をさらに進めていくというものである。その実現のために、教学組織の改革、教育課程の再構築、施設面の再整備、人事・労務管理面の整備等を進める計画とした。また、中期計画の諸施策を実現する裏付けとして、中期財務計画を学部ごとに策定し、財務目標達成に向けて遂行状況を毎年度点検して必要な施策を展開してきた。

2022 年度には、人間学部心理の大学院設置、文化学科のリニューアル、看護学部では保健師課程について検討を開始した。2024 年度は第 3 期中期計画の最終年度で第 4 期中期計画を見据え、第 3 期中期計画第 2 フェーズ（2023 年度から 2024 年度）において、その準備を実施した。中でも、教学組織の変更に着手し 2025 年度大学改革として動き出し準備を完了した。

2025 年度に実施した大学改革は、①全学の男女共学化、②大学名を「清泉大学」に変更、③新学部（人文社会科学部）新学科（情報コミュニケーション学科、文化芸術学科）の設置、④人間学部文化学科と短期大学国際コミュニケーション科は 2024 年度入試をもって募集停止、⑤大学の収容定員の増加、⑥短期大学幼児教育科を「清泉大学短期大学部」「こども学科」に変更、⑦大学院看護学研究科に保健師課程を設置と多岐にわたった。

また、2024 年度には「大学・高専機能強化支援事業」に採択され、2027 年度農学部設置に向け計画を推進している。このように本学は 2013 年度以降、建学の精神に基づき将来を見据えた中期計画を策定し、PDCA を実践することで改革を遂行するとともに、経営の安定化を目指している。

②-2 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学の管理運営の基本方針は、寄附行為及び規程等において定めており、2013 年度には、経営改革大綱において中長期の管理運営方針を定め、中期計画において具体的な管理運営方針と施策を明確にしている。この明確にした全学の管理運営の方向性に基づき各部署の運営方針を決定していることから、各部署の中期計画は、全体中期計画と整合しており、統一的な全体計画を実現している。

さらに、第 1 期中期計画を踏まえた、修正経営強化・改善計画と具体策としての部署別中期計画を含む第 2 期中期計画に基づいて、全学において改善を実施してきた。現在は 2025 年度から第 4 期中期経営計画に基づき、この PDCA を動かすことで管理運営方針に沿った具体的施策の実現を図っている。直近では、時機を失することなく教学改革をスピード感をもって一気に進めてきており、PDCA に基づいた大学改革は一定の成果をあげている。

ガバナンス機能と内部統制機能強化のための、組織、職務権限、稟議手続、目標管理の体制は整備されている。「組織編制・職制規程」及び「職務・権限規程」により、組織の各部署の役割を明確にするとともに、職務の権限を明確にして、学長権限を委譲することで重要度に応じて迅速かつ効率的に意思決定する体制となっている。また、職務・権限制度として各部署の職務分掌と職務・権限が規定されている。2019 年度に設置した学長室は、2021 年度に学長補佐室に改組され、中期計画、年度事業計画を含む経営の根幹にかかわる機能を担当することになった。

経営改革大綱の方針において、教育研究を支える役割を職員が担うという意識付けを行い、運営面において職員主導で進めていくという意識・意欲が浸透しており、各部署の中期計画において、前向きな意欲が反映されている。

また、SD 委員会の活動は、法令の趣旨に沿って、定期的な開催及び業務改善提案のまとめのほか、目標管理の実践を通じた管理職の意識向上、人材育成に主眼を置いた実効の上がる活動をおこなっている。2021 年度には、法令に則り、SD 活動を教職員合同の活動にするべく、規程を改定して実施している。

大学の理念・目的及び学部・研究科等の教育研究上の目的を適切に設定し、大学構成員に周知し、大学案内や公式 HP 等により社会に公表している。また、その適切性について検証する仕組みを確立しており、基準を充足している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は聖心侍女修道会を設立母体とし、その教育理念がキリスト教の精神に基づくもので、その建学の精神を「学則」第1条に定めることで、大学の理念・目的を明確にしている。この理念と教育の目的を実現するために、多くの教育の実践を行っている。学生に対する具体的な教育の実践、教職員への研修だけでなく、社会に対してもその普及を目指して実に多くの試みを実践している。この本学の理念、建学の理念に根差した教育の営み自体が本学の特徴そのものとなっている。また、法人理事長及び学長自らが建学の精神の周知に積極的に関わり、教職員、学生への講話の機会を多く持っていることが本学の特徴の1つとなっている。

日本に限らず世界的規模でカトリック修道者、聖職者が減少してゆく現状にあって、本学も2018年に聖心侍女修道会のシスターが退いて以来、教職としての修道女が不在となっている。こうした現状でいかに大学がカトリック大学のアイデンティティを保ち、そのために大学が新たなあり方を模索していくことが課題となる。加えて、高校生人口の減少が加速し、大学の先行きが不透明な中で、中・長期計画の柔軟かつ確実な推進が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学が理念の根幹とする精神を明示し、その実現に向けて実践している教育、研修会、

研究所やセンターの設置、その他行事の数々は、上記に示した通り実に多様にして広範なものとなっている。価値観が多様化する現代においてこそ、カトリック精神に基づく全人教育を目的とする「建学の精神」を維持・浸透させ、教育とその教育の成果である学生の成長を学内外に示していくことで、地域における知の拠点としての役割を果たすことになる。そのためにも、中期計画とそれに基づく単年度計画を着実に実施していくことで課題を解決し、本学のビジョンを実現していく。

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

①-1 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、「清泉大学学則」第2条において、教育水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。また、大学院においても、大学院学則により大学学則の自己点検・評価に関する規定を準用している。

内部質保証に関する全学的な方針及び手続については、学則、内部質保証推進体制図、内部質保証のためのPDCAサイクル図、経営計画・運営会議規程、自己評価委員会規程、教学マネジメント会議規程、外部評価委員会規程等により明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、経営計画・運営会議を位置付けている。同会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、経営企画室長等により構成され、大学全体の教育研究活動、管理運営、財務、施設設備、学生支援等に関する課

題を総合的に把握し、改善・向上に向けた方針を検討する役割を担っている。

また、自己点検・評価の実務については自己評価委員会が担い、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については教学マネジメント会議が担っている。さらに、外部評価委員会を設置し、自治体、地域産業界等の学外委員から本学の教育研究活動及び管理運営に対する意見を受けることにより、外部の視点を取り入れた点検・評価の仕組みを整備している。

内部質保証の手続については、中期計画及び単年度事業計画に基づく取組の実施、自己点検・評価による検証、経営計画・運営会議及び関係会議体における改善方策の検討、次年度の事業計画・予算編成・教育課程の見直し等への反映という PDCA サイクルとして整理している。また、教職員個人の活動についても、目標管理制度、教員評価制度、FD・SD 活動等を通じて、組織レベル及び個人レベルの双方から内部質保証を推進している。

以上のように、本学では、内部質保証の基本的な考え方、全学的な推進体制、関係組織の役割分担、教育の企画・設計から改善・向上に至る手続を、規程及び体制図等により明示している。これらのことから、本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に整備し、明示していると評価している。

①-2 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動について、経営計画・運営会議、自己評価委員会、教学マネジメント会議、外部評価委員会、各学部・研究科・学科及び事務部署が連携し、全学的な調整及び支援を行っている。

自己点検・評価については、自己評価委員会が中心となり、大学基準協会の大学基準及び評価項目を踏まえ、基準ごとに教員及び事務職員が分担して点検・評価報告書を作成している。作成された点検・評価報告書は、学長、自己評価委員長、事務局長等による確認を経たうえで、大学ホームページに公表している。また、外部評価委員会の学外委員に送付し、外部の視点から評価及び意見を受けることにより、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めている。2025 年度の外部評価委員会は、2025 年 10 月 23 日に開催し、学外委員から本学の教育研究活動及び管理運営に関する意見を受けた。

教学面においては、教学マネジメント会議が、各学部・研究科・学科における 3 つのポリシーの適切性、教育課程の編成・実施状況、学修成果の把握、授業改善、カリキュラム改定等について全学的な観点から確認している。2025 年度は、2025 年 8 月及び 2026 年 3 月に教学マネジメント会議を開催し、各学部・研究科等における教育課程の実施状況、学修成果の把握、次年度に向けた教育改善等について確認を行った。外部評価委員会で示された意見や評価についても教学マネジメント会議で共有し、必要に応じて各学部・学科・研究科における改善検討につなげている。

経営計画・運営会議は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、自己点検・評価及び教学マネジメント会議における検討結果の報告を受け、大学全体の教育研究活動、学生支援、学生募集、管理運営、財務、施設設備等に関する課題を総合的に確認している。同会議では、各学部長及び研究科長等が構成員として参加していることから、各組織の状況や課題を全学的に共有し、改善を要する事項については関係する学部・研究科・学科、委員会又は事務部署に対応を促す仕組みとなっている。

また、中期計画及び単年度事業計画の策定・検証を通じて、教育研究活動及び管理運営に関する全学的な調整を行っている。各部署は、単年度事業計画に基づく取組状況について半期ごとに総括を行い、計画に対する達成状況、課題、特記事項等を所定の様式により報告している。その内容は横断的に確認・整理され、経営計画・運営会議等を通じて共有されることにより、次年度以降の事業計画、予算編成、教育課程の見直し、学生支援の充実等に反映する仕組みとしている。

2025 年度は、清泉大学への大学名称変更、全学共学化及び学部・学科改組後の教育研究活動を円滑に進める年度であり、教育課程、学生募集、学生支援、学修環境、教職員体制等について、全学的な調整が特に重要であった。経営計画・運営会議、教学マネジメント会議、自己評価委員会、各学部・研究科・学科及び関係部署は、改組後の教育研究活動の状況を確認し、必要な改善に取り組んでいる。

以上のように、本学では、自己点検・評価、教学マネジメント、中期計画及び単年度事業計画、外部評価を相互に関連付けながら、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動について、全学的な調整及び支援を行っている。

①-3 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

本学では、大学全体、学部・研究科・学科、科目及び教職員個人の各段階において自己点検・評価を実施し、その結果を改善・向上につなげる仕組みを整備している。

大学全体の自己点検・評価については、自己評価委員会が中心となり、毎年度、大学基準協会の大学基準及び評価項目を踏まえた点検・評価報告書を作成している。点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動、学生支援、教育研究等環境、管理運営、財務、社会連携等について、関係する教員及び事務職員が分担して現状、取組、課題を整理している。作成された報告書は、学長、自己評価委員長、事務局長等による確認を経たうえで公表するとともに、外部評価委員会における評価の対象としている。2025 年度は、2025 年 10 月 23 日に外部評価委員会を開催し、学外委員から本学の自己点検・評価に対する意見及び評価を受けた。

学部・研究科・学科においては、教授会、研究科委員会、学部運営会議、学科会議等を通じて、それぞれの教育研究上の目的、3つのポリシー、教育課程、学生の学修成果、学生支援、教育研究環境等について定期的に点検・評価を行っている。外部評価委員会におけ

る学外委員からの意見や評価については、教学マネジメント会議で確認した後、各学部・学科・研究科において共有し、教育課程や学生支援等の改善に活用している。

教学の質保証については、全学レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの複層的なPDCA サイクルを運用している。全学レベルでは、教学マネジメント会議が、各学部・研究科・学科における3つのポリシーの適切性、学修成果の把握、教育課程の編成・実施状況、次年度以降のカリキュラム改定予定等を確認している。2025年度は、2025年8月及び2026年3月に教学マネジメント会議を開催し、教育課程の実施状況及び次年度に向けた改善事項を確認した。

学位プログラムレベルでは、各学部・研究科・学科が、入学者選抜結果、在籍状況、退学・休学状況、卒業・修了状況、就職・進学状況、国家試験結果等を踏まえ、教育課程や学生支援の改善に取り組んでいる。科目レベルでは、授業評価アンケート等を活用し、各教員が授業内容及び授業方法を振り返り、授業改善に取り組んでいる。

また、IR室による学修時間、授業満足度、ループリック自己評価等に関する分析結果を、各学部・学科・研究科において共有し、教育改善の根拠資料として活用している。看護学部においては、外部アセスメントテストの結果等も活用し、学修成果の把握と教育改善につなげている。これらの情報は、教学マネジメント会議や各学科会議等において共有され、教育課程の改善、授業方法の改善、学生支援の充実に活用されている。

教職課程については、教職課程に関係する学部・学科及び関係部署が連携し、教職課程の編成、履修指導、教育実習、介護等体験、教員免許取得状況、教職への就職状況等について確認している。これらの確認結果は、教職課程の運営改善、履修指導の充実、関係学部・学科との連携強化等に活用しており、教員養成の質の維持・向上に取り組んでいる。

事務部署においては、中期計画及び単年度事業計画に基づき、各部署が年度ごとの取組状況を確認し、半期ごとに進捗状況や課題を総括している。各部署の点検・評価結果は、経営計画・運営会議等を通じて全学的に共有され、必要に応じて事業計画、予算編成、業務改善、学生支援体制の見直し等に反映している。また、職員については目標管理制度を通じて、個人レベルでも業務改善に向けたPDCAサイクルを運用している。

点検・評価結果に基づく改善・向上については、FD委員会、SD委員会、教学マネジメント会議、経営計画・運営会議、各学部・学科・研究科の会議等において検討し、必要な改善事項を次年度の事業計画や各組織の取組に反映している。教育改善に関する事項については、FD活動、授業改善、カリキュラム見直し等に接続し、管理運営や学生支援に関する事項については、関係部署における業務改善や支援体制の見直しにつなげている。

2025年度は、大学名称変更、全学共学化及び学部・学科改組後の教育研究活動を実施する年度であり、改組後の教育課程、学生募集、学生支援、学修環境、教職員体制等について、各組織において点検・評価を行った。また、農学部設置準備、短期大学部の定員変更、既設学部の学生募集改善等についても、自己点検・評価、中期計画及び単年度事業計画と関連付けながら、関係組織が連携して検討を進めている。

以上のように、本学では、大学全体、学部、研究科、学科、教職課程に関係する学部・

学科及び関係部署、事務部署並びに教職員個人の各段階において、定期的に自己点検・評価を実施している。また、その結果を、教学マネジメント、FD・SD 活動、中期計画、単年度事業計画、予算編成、業務改善等に活用し、教育研究活動及び管理運営の改善・向上に取り組んでいる。

①-4 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、2022 年度に大学基準協会による大学評価を受審し、同協会の大学基準に適合していると認定された。一方で、同評価において、看護学部教育課程の編成・実施方針、看護学研究科修士課程における研究指導計画の説明、人間学部心理コミュニケーション学科の定員管理、看護学研究科における大学院固有の FD、法人全体及び大学部門の財務状況に関する改善課題の提言を受けた。

これらの改善課題については、関係する学部、研究科、委員会及び事務部署において対応を検討し、自己点検・評価、中期計画、単年度事業計画及び教学マネジメントの取組と関連付けながら、改善に取り組んでいる。看護学部教育課程の編成・実施方針については、教育課程の実施に関する基本的な考え方をより明確にするため、3つのポリシーとの整合性を確認し、必要な見直しを行っている。看護学研究科における研究指導計画及び大学院固有の FD についても、研究科における教育研究指導体制の充実に向けて、説明内容や FD 活動の改善に取り組んでいる。

人間学部心理コミュニケーション学科の定員管理については、入学者選抜、学生募集、定員管理の状況を継続的に確認し、適正な定員管理に努めてきた。その結果、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率は改善しており、2024 年度には 1.02 となった。これは、2022 年度の 1.24 から大きく改善したものであり、認証評価機関からの改善課題に対し、実効性のある対応を行ったものと評価している。

また、行政機関からの指摘事項については、本学が 2020 年度に人間学部心理コミュニケーション学科の収容定員に係る学則変更を行ったことに伴い、文部科学省に履行状況報告書を提出している。この履行状況報告において受けた指摘事項は、「人間学部心理コミュニケーション学科の定員超過の是正に努めること」であり、これは大学基準協会による認証評価における定員管理に関する改善課題と同趣旨である。本学では、学生募集及び入学者選抜の状況を継続的に確認し、適正な定員管理に取り組んだ結果、改善につなげている。

財務状況に関する改善課題については、法人全体及び大学部門の収支状況を踏まえ、中期計画及び単年度事業計画に基づき、学生募集の強化、教育組織改革、支出管理等に取り組んでいる。2025 年度には、清泉大学への大学名称変更、全学共学化及び学部・学科改組を実施し、学生募集力の向上と教育研究組織の再構築を図っている。これらの取組は、安定した財政基盤の確立に向けた改善方策の一部として位置付けている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、経営計画・運営会議、教学マネ

ジメント会議、自己評価委員会、関係学部・研究科及び事務部署において共有し、対応状況を確認している。また、必要に応じて中期計画及び単年度事業計画に反映し、改善の進捗状況を点検する仕組みとしている。

以上のように、本学では、行政機関及び認証評価機関等から指摘事項があった場合には、関係組織において対応を検討し、自己点検・評価及び事業計画等と関連付けながら改善に取り組んでいる。特に、定員管理に関する指摘事項については、入学者数比率の改善という具体的な成果につなげており、指摘事項に対して適切に対応していると評価している。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

②-1 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、大学公式 Web サイト上に「情報公開」ページを設け、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表し、社会に対する説明責任を果たすよう努めている。

教育研究活動に関する情報については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき、大学の教育研究上の目的、教育目標及び 3 つのポリシー、教育研究上の基本組織、教員組織、教員数、教員の学位及び業績、入学者受入れの方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数、授業科目、授業の方法及び内容、年間授業計画、学修成果に係る評価及び卒業認定の基準、取得可能な学位、免許・資格、校地・校舎等の施設設備、学生納付金、学生支援、進路支援、心身の健康に係る支援等を公表している。

また、法令に基づく教育研究活動等の情報に加え、自己点検・評価報告書、大学評価結果、改善報告書等を公表し、本学の内部質保証の状況について社会に明らかにしている。さらに、IR に関わる情報、大学等における修学の支援に関する情報、学則、事業計画、事業報告、財務の概要、学校法人の事業及び財務の概要、寄附行為、役員名簿等についても大学公式 Web サイト上で公表している。

2025 年度は、清泉大学への大学名称変更及び全学共学化、学部・学科改組後の教育研究活動が開始された年度であることから、大学名称、教育研究組織、教育目標、3 つのポリシー、学生募集、教育課程等に関する情報について、現行の教育研究活動に即した内容とな

るよう確認し、公表情報の更新を行っている。

公表する情報の正確性及び信頼性を確保するため、各種データについては、まず所管部署において確認を行っている。文部科学省への報告、補助金、認証評価、自己点検・評価等に関わる重要なデータについては、必要に応じて経営企画室においても確認を行い、数値や記載内容の整合性を確認している。また、大学公式 Web サイトへの掲載にあたっては、情報を所管する部署と Web ページを所管する部署が連携し、掲載内容を確認したうえで公表している。さらに、重要な公表情報については、経営企画室及び事務局長による横断的な確認を行うことにより、正確性及び信頼性の確保に努めている。

公表情報の更新については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき公表している項目を中心に、毎年度定期的に確認・更新を行っている。学生数、教員数、入学者数、卒業者数、就職・進学状況、財務情報、教育課程、学則等については、年度更新や各種データの確定時期に合わせて適切に更新している。また、IR に関する情報や自己点検・評価結果等についても、資料が整い次第、適切な時期に公表している。

以上のように、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、大学公式 Web サイトを通じて適切に公表している。また、公表情報の正確性、信頼性及び適切な更新を確保するため、所管部署、経営企画室、事務局長等による確認体制を整えている。これらのことから、本学は、社会に対する説明責任を果たすための情報公表に適切に取り組んでいると評価している。

②-2 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学では、教育研究活動に関する情報のうち、学生の学習実態及び学習上の成果に関わる情報について、大学公式 Web サイトの「情報公開」ページ等を通じて公表している。

学生の学習上の成果に関わる情報としては、学修成果に係る評価の基準、卒業認定の基準、修得可能な学位、取得可能な免許・資格、卒業者数、進学者数、就職者数、就職状況等を公表している。また、教育課程、授業科目の概要、授業の方法及び内容、年間授業計画等についても公表し、学生がどのような教育課程のもとで学修し、どのような成果の獲得を目指すのかを社会に示している。

学生の学習実態に関わる情報については、IR に関わる情報公開の一環として、学修時間、授業評価アンケート、授業満足度、単位修得状況、学生生活に関する調査結果等を必要に応じて公表している。これらの情報については、単に数値を示すだけでなく、表やグラフ等を用いることにより、学生の学習状況や学修成果の状況を分かりやすく示すよう努めている。

また、本学では、授業評価アンケート、学生生活アンケート、ルーブリック自己評価、学修時間に関する調査、授業満足度に関する調査等を実施し、学生の学習実態や学修成果の把握に努めている。これらの調査結果は、教学マネジメント会議、各学部・学科・研究

科、FD 活動等において共有し、教育課程の改善、授業方法の改善、学生支援の充実等に活用している。公表に当たっては、個人が特定されないよう配慮したうえで、社会に対して本学の教育活動の状況を説明する資料として活用している。

看護学部においては、国家試験結果や就職状況等も、学生の学修成果及び専門職養成の成果を示す重要な情報として位置付けている。これらの情報についても、入学希望者、保護者、高等学校関係者、地域社会等に対して、本学の教育成果を分かりやすく示す観点から公表している。

2025 年度は、清泉大学への大学名称変更、全学共学化及び学部・学科改組後の教育研究活動が開始された年度であることから、学部・学科構成、教育課程、3つのポリシー、取得可能な免許・資格、進路に関する情報等について、現行の教育研究活動に即した内容となるよう確認し、必要な更新を行っている。特に、受験生、保護者、高等学校関係者等が本学の教育内容や学修成果を理解しやすいよう、公式 Web サイトや学生募集広報資料等において、学びの内容、取得可能な資格、卒業後の進路等を分かりやすく示すよう努めている。

以上のように、本学では、学生の学習実態及び学習上の成果に関わる情報について、大学公式 Web サイト等を通じて公表している。また、学修時間、授業評価、単位修得、卒業・就職状況、国家試験結果等の情報を、教育改善に活用するとともに、社会に対して分かりやすく示すよう努めている。これらのことから、本学は、教育研究活動の情報として、学生の学習実態及び学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表していると評価している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

③-1 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、内部質保証システムの整備及び機能の状況について、自己点検・評価、中期計画及び単年度事業計画の進捗確認、教学マネジメント会議、外部評価委員会、経営計画・運営会議等を通じて定期的に点検・評価を行っている。

本学の内部質保証システムは、自己点検・評価を起点として、点検・評価結果を中期計

画及び単年度事業計画へ反映し、各部署及び各学部・研究科・学科において取組を実施し、その進捗状況を半期ごとに確認する仕組みとしている。各部署は、単年度事業計画に基づく取組状況について、達成状況、課題、特記事項等を整理し、経営計画・運営会議等において全学的に共有している。これにより、計画の進捗を確認するとともに、必要に応じて取組内容の見直しや次年度計画への反映を行っている。

教育の質保証については、教学マネジメント会議が、各学部・研究科・学科における 3 つのポリシーの適切性、教育課程の編成・実施状況、学修成果の把握、授業改善、カリキュラム見直し等について確認している。また、IR 室による学修時間、授業満足度、ルーブリック自己評価等の分析結果、授業評価アンケート、学生生活アンケート、外部アセスメントテスト等を活用し、教育改善に必要な根拠資料を整備している。これらの情報は、教学マネジメント会議、各学部・学科・研究科、FD 活動等において共有され、教育課程及び授業方法の改善、学生支援の充実等に活用している。

内部質保証システムの客観性及び妥当性を確保するため、外部評価委員会を設置し、学外委員から本学の自己点検・評価報告書及び教育研究活動等に対する評価、意見、助言を受けている。2025 年度は、2025 年 10 月 23 日に外部評価委員会を開催し、学外委員からの意見を踏まえて、本学の教育研究活動、管理運営、学生支援等に関する課題を確認した。外部評価委員会で示された意見等については、教学マネジメント会議、経営計画・運営会議及び関係する学部・研究科・学科等において共有し、必要な改善につなげている。

経営計画・運営会議は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、自己点検・評価、教学マネジメント、外部評価、中期計画及び単年度事業計画の進捗状況を総合的に確認している。同会議では、各学部長、研究科長、事務局長、経営企画室長等が構成員として参加していることから、教学上の課題、学生募集、学生支援、財務、施設設備、管理運営等に関する課題を全学的に共有し、改善に向けた方針を検討することができる体制となっている。

2025 年度は、清泉大学への大学名称変更、全学共学化及び学部・学科改組後の教育研究活動が本格的に始まった年度であり、本学の内部質保証システムが、改組後の教育課程、学生募集、学生支援、学修環境、管理運営体制の点検・改善に有効に機能するかを確認する重要な年度であった。各学部・研究科・学科及び事務部署では、改組後の教育研究活動や学生支援の状況を確認し、必要な改善を行っている。また、農学部設置準備、短期大学部の定員変更、既設学部の学生募集改善等についても、中期計画、単年度事業計画、自己点検・評価と関連付けながら、全学的な課題として検討を進めている。

内部質保証システムの改善・向上については、これまで自己点検・評価、外部評価、教学マネジメント、中期計画及び単年度事業計画を相互に関連付けることにより進めてきた。これにより、学生募集、教育課程の見直し、学修成果の把握、教育研究組織の改革、学生支援、教育研究等環境の整備等について、点検・評価結果を改善に結び付ける仕組みが機能している。

一方で、内部質保証システムそのものの適切性及び有効性について、より明確な手続に

基づき定期的に点検・評価する仕組みを整えることは、今後の課題である。これまで、本学では各種会議体及び事業計画の進捗確認を通じて内部質保証システムの機能状況を確認してきたが、今後は、年度当初の経営計画・運営会議等において、内部質保証推進体制、PDCA サイクル、自己点検・評価の実施方法、外部評価の活用方法等について定期的に確認し、必要に応じて体制図や手続の見直しを行うことが必要である。

また、大学運営が複雑化し、教学、学生募集、財務、施設設備、認可申請、補助金、情報公開等が相互に関連する中で、内部質保証に関わる情報の整理、進捗管理、根拠資料の蓄積をより効率的に行うことも課題である。今後は、IR 機能の活用、DX 化による業務効率化、会議体間の情報共有の整理等を進め、内部質保証システムをより実効性のあるものとしていく。

以上のように、本学では、自己点検・評価、中期計画及び単年度事業計画、教学マネジメント、外部評価、経営計画・運営会議等を通じて、内部質保証システムの整備及び機能の状況を点検・評価している。また、その結果を教育課程の改善、学生支援、学生募集、教育研究組織改革、管理運営の改善等に活用しており、教育の質を保証する仕組みとして内部質保証システムは一定程度有効に機能していると評価している。今後は、内部質保証システムそのものの定期的な点検・評価手続をより明確化し、教育研究活動及び大学運営の改善・向上に一層効果的につなげていく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として経営計画・運営会議を位置付け、自己点検・評価を担う自己評価委員会、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上を担う教学マネジメント会議、外部の視点から評価を行う外部評価委員会等の役割を明確にしている。これらの組織が、各学部・研究科・学科及び事務部署と連携し、自己点検・評価、中期計画及び単年度事業計画、教学マネジメント、外部評価を相互に関連付けながら、教育研究活動及び管理運営の改善・向上に取り組む体制を整備している点は、本学の長所である。

また、教学面においては、全学レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの複層的なPDCA サイクルを運用し、授業評価アンケート、学生生活アンケート、学修時間、ルーブリック自己評価等の学生の意見や IR データを活用するとともに、外部評価委員会による学外者の評価を取り入れることにより、自己点検・評価の客観性及び妥当性の確保に努めている。さらに、行政機関及び認証評価機関からの指摘事項について、関係組織が連携して改善に取り組み、人間学部心理コミュニケーション学科の定員管理について具体的な改善成果につなげていることも長所として挙げられる。

情報公表についても、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、IR 情報等を大学公式 Web サイトで公表するとともに、所管部署、経営企画室及び事務局長等による確認を行い、公表情報の正確性及び信頼性を確保する体制を整えている。

一方、内部質保証に関する各種の取組は実施されているものの、内部質保証システムそのものの適切性及び有効性について、一定の手續に基づき定期的に点検・評価する仕組みについては、さらに明確化する必要がある。また、教学、学生募集、財務、施設設備、認可申請、補助金、情報公開等、大学運営に関わる事項が複雑化・多様化する中で、内部質保証に関する情報の整理、改善事項の進捗管理、根拠資料の蓄積及び会議体間の情報共有を、より効率的かつ体系的に行うことが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、内部質保証システムそのものの適切性及び有効性を定期的に検証する手續をより明確にする。具体的には、経営計画・運営会議等において、内部質保証推進体制、PDCA サイクル、自己点検・評価の実施方法、教学マネジメントの状況、外部評価の活用状況等を定期的に確認し、必要に応じて体制、役割分担及び手續の見直しを行うことにより、内部質保証システム全体の有効性を継続的に検証する仕組みを整備する。

また、自己点検・評価、教学マネジメント、中期計画及び単年度事業計画、外部評価等によって把握された課題について、その改善方策、対応主体、進捗状況及び改善結果をより体系的に把握できるよう、情報の整理及び共有の方法を見直す。あわせて、IR 機能の活用や DX 化を進め、根拠資料の蓄積・共有、改善事項の進捗管理及び会議体間の情報共有の効率化を図る。

さらに、学生の学習実態及び学修成果に関する情報を教育改善に継続して活用するとともに、自己点検・評価結果、財務情報その他の大学の諸活動に関する情報について、正確性及び信頼性を確保しながら適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていく。行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項についても、改善状況を継続的に確認し、必要な対応を着実に進める。

以上のように、本学では、経営計画・運営会議を中心として、自己評価委員会、教学マネジメント会議、外部評価委員会、各学部・研究科・学科及び事務部署が連携し、自己点検・評価の結果を教育研究活動及び管理運営の改善・向上につなげる内部質保証の仕組みを整備している。また、学生の意見、IR データ及び外部評価を取り入れるとともに、認証評価等の指摘事項への対応や情報公表にも適切に取り組んでおり、内部質保証システムは一定程度有効に機能している。今後は、内部質保証システムそのものを定期的に点検・評価する手續を明確化するとともに、情報管理及び進捗管理の効率化を図ることにより、内部質保証の実効性をさらに高め、教育研究活動及び大学運営の継続的な改善・向上につなげていく。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学における教育研究組織編成の方針は、「建学の精神」と「教育目的」を達成するためのものであり、この点は設立当時から変わっていない。SJN21 計画における合言葉は「変わらぬもの（建学の精神）のために変わる（組織他の改革）」であり、この精神のもとに大学の組織改革を行ってきた。建学の精神において、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、「知的及び道徳的に高い見識と広い教養を養い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる人人を育成すること」を目標としている。以上の目標達成のための教育研究組織を編成・改革している。

<組織の概要>

本学の組織図にある通り、本学の組織は大きく「教育研究部門」と「経営事務部門」（資料 2-10）に分かれている。

教育研究部門は、大学の 3 学部（「人間学部」、「人文社会科学部」「看護学部」）と 2 専攻科（「人間学専攻科」、「助産学専攻科」）、さらに大学院の 1 研究科（「看護学研究科看護学専攻」）で構成されている。経営事務局部門には、学長補佐室、経営企画室、IR 室、監査室を設置し、事務局として総務部（総務・管財課、経理課）、入試広報部（入試課、広報課）、学生支援部（教務課、学生課、キャリア支援課、学生相談室、保健室）が設置されている。

教育研究組織は教員、助手で構成され、経営事務局組織は職員で構成されている。両組織を繋ぐ委員会、連絡会議等（資料 3-1）により教職員間での情報共有がより綿密となり、教員と職員の協力体制が効率的に機能している。本学では教職員の相互協力の下で教育研究組織を運営する体制を整えている。また、附置施設としては、地域連携センター、国際交流センター、カトリックセンター、図書館、教育文化研究所を設置している。

<学部・学科・専攻科・研究科の構成とコンセプト>

人間学部は、心理コミュニケーション学科に加えて 2018 年に文化学科を新設し、その後 2025 年に人文社会科学部を新設し、文化学科を文化芸術学科と改め新学部へ移動した。さらに人間学部は心理コミュニケーション学科のみとなり、心理コース、英語コミュニケーションコースが心の働きを理解し、コミュニケーションを通じた共生関係に基づいた社会

の有り方を積極的に理解し、地域や社会での諸問題を解決する能力を有する人材の育成を目指している。人文社会科学部は文化芸術学科と情報コミュニケーション学科からなり、社会科学に関する学びを人文科学領域の学知・技能と結び付けることで、課題解決に挑み、社会と地域に貢献できる人材の育成を目指している。さらに 2025 年にこれまで併設していた短期大学を短期大学部として改め、大学組織の一部とした。全学大杼共学を伴った、この改革に伴い、大学名も清泉女学院大学から清泉大学とした。

看護学部は、社会的要請により 2019 年に開設された。教養を重視した全人教育と看護学領域の専門職教育を統合し、学びの文化、ケアの文化、共生の文化の創成を通して、社会に貢献できる人材を育成している。教育課程は、人間学部と共通で展開している建学の精神科目と教養科目を共通科目として 1 年次に集中して学び、職業人としての基礎を身に着け、その基礎の上に看護の専門性を身につける教育課程としている。これをもって教育目標を達成することを目指している。

人間学専攻科と 2021 年度に新設された助産学専攻科は、教育課程や静修会行事を通じて建学の精神を学び、教育目標にそった学びの継続と研鑽を目指している。助産学専攻科は主に助産師国家試験受験資格を得るための 1 年間のコースある。学部等での教育養成された看護学分野の基礎的資質能力の習得の上に立って、助産に関する専門的な知識技術を修得し、母子の健康、家族や地域に対する健康相談や教育の役割を担うケアの文化を体現する中核的な人材の養成を目指している。

大学院看護学研究科は、修士論文コースと特定課題研究コースからなり、学部における基礎教育の上に専門的な学術理論とその応用を教授・研究し、地域社会の健康と福祉に寄与できる高度な看護実践者の育成を目指している。特定課題研究コースは「院内リーダー教育養成課程」に加えて、2025 年度に県内初の「保健師養成課程」を開設した。

大学では併設短期大学と共同で附置組織等を設置している。附置組織は、教育文化研究所及び図書館、そのほかカトリックセンターの 3 つのセンターで構成されている。これらの組織機能の概略は次の通りである。

(1) 教育文化研究所 (資料 3-2) (資料 3-3) (資料 3-4 【ウェブ】)

教育文化研究所は、本学及び併設短期大学部の教員がかかわる、共同研究及び科学研究費助成事業への応募等の統括を行っているほか、本学教員の研究発表会及び交流会を主催し、研究交流の場を提供している。さらに研究所事務局では公的研究費の不正使用の防止及び研究倫理の遵守の徹底を図るため規程の整備を進め、コンプライアンス面の体制の整備、講習会の実施等を実施している。

(2) 図書館 (資料 3-5) (資料 3-6 【ウェブ】)

図書館は上野キャンパスと東口キャンパスにある。教育研究の支援のための組織として、教職員で構成される図書委員会と紀要編集委員会 (資料 3-7) (資料 3-8) があり、通常の図書館運営と研究紀要 (資料 1-12 【ウェブ】) の発行を行っている。図書館の運営は教職員

による図書委員会によって行われているほか、学生ボランティア・サークルによる「図書館だより」の発行等、学生による積極的な関わりもある。加えて、地域の知の拠点として図書館利用や企画展を市民に開放している。

(3) 地域連携センター（資料 3-9）（資料 3-10）（資料 3-11 【ウェブ】）

地域と関連性の強い活動の支援・企画・運営を担当する組織として、地域連携センターは位置づけられている。地域連携センターは、本学の教育研究の資源を地域に対して提供する窓口として、学生と地域とを結ぶ媒介として、大学の理念と教育目標を支え、地域連携、生涯学習及びボランティア活動を積極的に推進することに大きな役割を果たしている。

(4) 国際交流センター（資料 3-12）（資料 3-13）（資料 3-14 【ウェブ】）

国際交流センターは韓国の姉妹校提携校やカナダ・カルガリーの提携校との交流、また台湾の大学との相互交流などを所掌し、学生が参加する海外研修の企画・運営、海外の姉妹校からの留学生受け入れを行っている。加えて、長野地域に住む留学生等を招き交流を深めるインターナショナル・カフェ等の開催している。

(5) カトリックセンター（資料 3-18）（資料 3-19）（資料 1-11 【ウェブ】）

カトリックセンターは、「建学の精神」を大学の教育に反映させる組織として位置づけられ、本学によって立つキリスト教の精神を具体的に教育に活かす活動を行うことで建学の理念を実現する役割を負っているほか、姉妹校やカトリック教会（カトリック横浜教区、長野小教区）との橋渡しをする役割も担っている。センターの運営委員会は「建学の精神」科目担当者を含む教職員によって構成されている。カトリックセンターは次にあげる大学行事や日常的教育活動を企画・実施している。

- ①追悼ミサの企画・実施を担当し、建学の精神の基礎となるカトリックのメッセージや価値観やキリストの御言葉を考える場を学生、教職員に提供している。
- ②毎月の定期的なミサを実施して、カトリック大学としてのアイデンティティの確立とカトリック大学としての倫理的な環境の醸成に努めている。
- ③カトリックセンター紀要「HUMANITAS CATHOLICA」（資料 1-12）や「清泉カトリックセンター便り」（資料 1-11）の発行を通して学内での建学の精神の浸透、外部への発信に努めている。
- ④建学の精神を日々の活動や四季折々のカトリック的な行事を通して学生に伝える役目を負っている。
- ⑤「建学の精神」を深めるための教職員研修会を主宰している。
- ⑥センター長は、清泉教育研究所のメンバーとして、学校法人清泉女子大学と清泉女学院の姉妹校全体の教育方針、研修等の策定に関わり、方針等を学内に伝えている。

本学では、これまで学問の動向に注視しながら心理コミュニケーション学科の見直しを

行い、地域の社会的必要性に応えるべく、2018 年度に文化学科を新たに設置した。また、長野県の北信地域に 4 年制看護学部を設置を要望する地域の声に応え、2019 年度に看護学部を、2021 年度には看護分野の指導的立場で活躍できる人材育成のために大学院看護学研究科看護学専攻を設置した。地域社会の要請を検証しながら、2023 年度には大学院看護学研究科に、院内教育リーダー養成を目指した特定課題研究コースを設置し、2025 年度に保健師養成課程を特定課題研究コースに設けた。大学では、将来的な高校生数の減少見込みを受けて、大学組織の適正化の検討を重ねてきた。その結果、若者人口の減少や文系 I T 人材の社会的ニーズを受けて、2025 年に文系と理系の融合する学部として人文社会科学部を設置した。

地域連携センターは、本学の学術研究成果を社会に還元し、地域連携、生涯学習、ボランティア活動を通して社会的要請に応え、高大連携を通じて、姉妹校との間だけではなく、地域の公立高校からの要請を受け取り、教育研究活動の地域への還元している。教育文化研究所と国際交流センターは、教員の国際的な研究交流や学生の国際交流活動を推進している。

このように、本学は大学の理念・目的に照らしながら、学問の動向、社会的要請に配慮して学部・研究科、付属研究所、センターを適切に設置している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学の教育研究組織（教育研究部門・経営事務局部門）は、中期計画、単年度事業計画策定し、自己点検・評価の基本方針及び実施基準に基づき、毎年、到達目標の策定及び教育研究組織の適切性について各部署にて点検・評価（資料 2-22）（資料 2-23）を行っている。学部長、学科長及び事務局は、自己評価委員会の委員として自己点検評価のプロセスを通して点検を行い、課題を把握のしたうえで将来に向けた発展方策を立てている。

点検・評価にあたっては、年度毎の学部・学科ごとの入学者数及び入学者定員充足率、授業評価アンケート、学生生活アンケートといった内部のデータに加え、公開されている各種情報、同じ地域の他大学の動向等を根拠としている。個々の教育研究組織における検証に加え、教学マネジメント会議、自己評価委員会で点検・評価を行っている。これらの点検・評価の結果は経営計画・運営会議にて改善の方針を策定し、中期計画に盛り込まれ、

法人の理事会で報告している。改組等の重要事項については、理事会の審議、決裁を受けたのち、実行に移される。

第3期中期計画の第2フェーズ(2023年度から2024年度)計画にそって2025年度の共学化と新学部設置について検討し、人文社会科学部(情報コミュニケーション学科と文化芸術学科)の設置を決め理事会で承認された。2024年度に学生募集を実施したところ、年内入試でほぼ定員数に達し、予定されていた年明け入試を中止せざる負えない状況となった。しかしながら、大学全体においては定員確保が未達成となった。第4期中期計画(2025年度から2029年度)では、その対応策および入試制度の検討を始めた。

第4期中期計画の「教学改革」に人間学部と人文社会科学部の改組計画がある。2025年度に検討チームを作り、両学部が存在する英語・国際系教育について検討した。その結果、人間学部心理コミュニケーション学科英語コースの廃止と、人文社会科学部情報コミュニケーション学科グローバルコースへの統合案を策定し、具体化に向けて動きだすことになった。

現代は社会の変化、それに伴うニーズの変化のスピードも速く、こうした動きに対応する必要がある。本学では第3期中期計画での点検・評価の結果を踏まえ、教育研究組織としての適正化を図るため、2024年度に大学改革支援・学位授与機構の機能強化支援事業に応募し採択された。それにより、2027年度に農学部開設構想が大きく前進し、第4期事業計画において設置の準備を行っている。また看護学部では保健師養成課程設置の検討をしていたが、2024年度に学部ではなく大学院に保健師養成課程を設置することを決定した。

このように教育研究組織の適切性については、適切な根拠に基づき、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学組織全体として教育改革の必要性に応えるべく、また教育の質の維持向上に向けて、惜しむことなく絶えず努力を続けている。小規模大学であることから、適切かつ効率的に機能するように教育研究組織のほか、附置組織、事務組織を設置しており、その結果、一丸となって目標をめざして進むには、まとまりやすい組織となっている。

経営改革大綱に基づき、本学全体の組織機能・役割を明確にし、組織編成及び機能の見直しを行い、これに基づき、本学の理念・目的の達成に向けた各部署の中期計画を策定したことで、組織全体と構成部署が理念・目的の達成に向けた具体策を持ち、有機的に結び付いた。この一体的な結びつきは、2025年度新たな5年間のフェーズに入った第4期中期計画においても維持され、理念を達成するための計画となっている。また、自己点検・評価及び中期計画のマネジメントサイクルの中で、計画達成度等により組織の効果を検証しており、教学経営組織の見直しも達成度の検証に基づいて実施しているところである。

第3期中期計画においては、2021年度以降、人間学部文化学科の定員割れが発生し、心理コミュニケーション学科英語コミュニケーションコースでは学生数が減少した。そのた

め、学科およびコースの立て直しが課題となった。一方、短期大学の国際コミュニケーション学科でも学生数が減少したことから、第3期中期計画最終年度となる2024年度に文化学科と国際コミュニケーション学科を基盤に人文社会科学部を設置した。新学部内にはグローバルコースが設置されることとなり、人間学部の英語コミュニケーションコースの問題は2学部間の調整が課題となった。そのため、第4期中期計画で検討し、2025年度に方向性を定めることができたが、その具体化に向けたプロセスが課題となっている。

本学は、開学当初は1学部1学科で構成された教育研究組織であったが、2019年度に看護学部が設置され、2024年に人文社会科学部、2027年には農学部が新設される予定である。複数学部を抱える大学となり、学部間、委員会間の整合性確保と連携が大きな課題になってきている。特に、教学面においては学生数の増加とキャンパスの複数化により共通教育科目の運営が課題となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的に照らして、学部、研究所、センターその他の組織は適切に設置されている。学部・学科の構成、研究所、センター等の組織も、大学の理念・目的と適合している。また、教育研究組織の編成においては、中期計画、単年度事業計画策定を定期的に行う過程において、社会的要請への対応の観点も含め、教育研究組織の検証を組織的に行っており、基準をおおむね充足している。しかし、大学の規模の拡大に伴い、第4期中期計画にて教育研究組織の変革を具体的に推進していく段階に入っている。2025年度に定めた英語系教育の人文社会科学部への統合の具体化を進め、また共通教育科目の運営問題については、「共通教育センター」の設置にむけて第4期中期計画を推進していく。

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

＜評価の視点＞

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学では、建学の精神であるキリスト教（カトリック）ヒューマニズムに基づき、全人的教育を通じて社会に貢献できる人材を育成することを全学の共通目的としている。この目的を具現化するため、各学部・学科および研究科において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：以下 DP）および教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：以下 CP）を体系的に整備し、公表している（資料）。

学習成果の明確化と学位水準の妥当性については、各学部・学科等の DP において、修得すべき「知識・技能・態度」を学習成果として具体的に明示している。

人間学部・人文社会科学部では、専門知識に加えて、論理的思考力、コミュニケーション能力、地域社会への洞察力、協働性などを多角的に定義している。

看護学部・看護学研究科では、専門職としての高い倫理観、科学的探究心、多職種連携を含む高度な実践能力を段階的に設定している。これらの学習成果は、学士および修士（看護学）の各学位水準にふさわしい専門性と汎用的能力を包含しており、大学設置基準等の法令に基づいた適切な内容となっている。

教育課程の整合性と教育・学習方法の明示については、DP で掲げた学習成果を確実に達成するため、それに対応した CP を策定し、体系的な教育課程を構築している。体系性としては基礎から専門、応用へと段階的に配置された科目群により、学修のステップを明確にしている。多様な教育方法については、講義、演習、実習（フィールドワークやインターンシップを含む）を適切に組み合わせ、アクティブ・ラーニングや少人数指導、多角的な研究指導体制（大学院）を取り入れることで、実効性の高い教育を展開している。さらにその可視化については、授業科目と DP の対応関係（カリキュラム・マップ等）を整理し、シラバスにおいて到達目標と評価基準を明示することで、教育の質保証を図っている。

これらの DP および CP は、学生便覧への掲載や大学公式ウェブサイトでの公開を通じて、在学生、教職員、および受験生を含む学外へ広く周知されている。これにより、学生にとっては自律的な学修の指針となり、教職員にとっては教育活動を改善・推進するための共通の基盤として定着している。

＜人間学部＞

学位授与方針では、倫理観、論理的思考力、問題発見・解決能力、協働的コミュニケーション能力および専門的知識の統合的活用能力を学習成果として明示しており、学士（人間学）の学位水準に即した内容となっている。

【人間学部 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- (1) 建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」を理解し、他者の立場を理解し、他者を尊重し、他者のために行動できる。
- (2) 論理的思考を通じて、批判的に物事を分析し、自ら問題を発見することができる。
- (3) 問題解決のため、計画を立案し、他者と協働し、実行することができる。
- (4) 異なる立場、意見を聴き、理解したうえで、自らの立場、意見を正確に伝え、調和ある人間関係をつくりだすことができる。
- (5) 各学科専門領域の学知・技能を体系的に習得し、高度な専門性と広い学識を身につけ、生涯を通じて学び続けることができる。

本学科では、養成する人材の目的を踏まえ、学生に学位を授与するに当たり学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定めている。

1. 地域や社会の問題に関心を持ち、課題解決に向けた批判的な分析と論理的な思考ができる能力を修得している。
2. 自己理解をもとに、コミュニケーションを通して、さまざまなバックグラウンドを持つ他者との共生関係を築くことができる能力を修得している。
3. コミュニティの中での課題解決に向けた計画を立案し、他者に働きかけながら協同して実行することができる能力を修得している。
4. 心理と英語コミュニケーションの各専門領域における体系的な学修のもと、高度な専門性と広い学識を修得している。

さらに教育課程編成・実施方針において、これらの学習成果との対応関係を明確化し、学位授与方針・教育課程・授業科目が一体的に機能する設計としている。

【人間学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

- (1) 教育課程全体では、7つの力（課題発見力、論理的思考、他者尊重、コミュニケーション力、行動力、企画立案力、発信力）を身につけるために、地域やグローバルなフィールドでの共生の体験を重視し、実践的活動を取り入れた科目を配置する。
- (2) 「共通教育科目」は、学生の全人的成長および大学での勉学・研究の基礎の構築を目的に、養成しようとする知識や能力を明確にしたうえで、目的を達成するために、「建学の理念」、「教養科目」、「学習基礎」、「外国語」、「学外活動・スポーツ」、「キャリア系科目」の科目群から構成する。
- (3) 「専門教育科目」では、基礎・基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させるととも

に、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮し、系統性と順次生のある教育課程の編成としている。また、広い視野を身につけるため、他学科・他コースの専門科目の履修も可能とする。

- (4) 留学や学外研修、インターンシップ、ボランティア等、学外での体験・実践を通じて能動的、主体的に学ぶ機会を設け、カリキュラムと関連づける。

「心理コミュニケーション学科（ディプロマポリシー）」

- (1) 地域や社会の問題に関心を持ち、課題解決に向けた批判的な分析と論理的な思考ができる能力を修得している。
- (2) 自己理解をもとに、コミュニケーションを通して、さまざまなバックグラウンドを持つ他者との共生関係を築くことができる能力を修得している。
- (3) コミュニティの中での課題解決に向けた計画を立案し、他者に働きかけながら協同して実行することができる能力を修得している。
- (4) 心理と英語コミュニケーションの各専門領域における体系的な学修のもと、高度な専門性と広い学識を修得している。

心理コース（ディプロマポリシー）

- ・社会の事象を心理学の視点から考えることができる、幅広い心理学の知識を修得している。
- ・統計的分析を行なうことができる、研究法と統計的分析の知識・実践能力を修得している。
- ・社会の諸分野で応用し実践することができる、心理学の応用的知識・能力を修得している。

英語コミュニケーションコース（ディプロマポリシー）

- ・実践的な英語スキルを修得している。
- ・国際感覚を身につけ、深い異文化理解をもとにしたコミュニケーション能力を修得している。
- ・教育理論と外国語教授法を身につけ、その英語教育能力の伸長をはかることができる能力を修得している。
- ・身につけた英語スキルや国際感覚を社会のさまざまな場面で活用する能力を修得している。

「心理コミュニケーション学科（カリキュラムポリシー）」

1. 専門科目のカリキュラムは、基礎科目と展開科目を設ける。
2. 心理コース教育課程編成の方針
 - ① 心理学の研究方法を学ぶ基礎科目と、心理学の諸理論や実践を系統別に学ぶ展開科目から構成する。
 - ② 社会での心の働きを学ぶ基礎社会系の科目群と、生涯発達の過程を学ぶ学校・発達支援系の科目群を配置する。

- ③ 臨床心理学を基礎として心理療法や地域支援などの支援法を学ぶ臨床心理系の科目群と、調査やカウンセリング等を実習的に学ぶ実習的科目群を配置する。
 - ④ 社会の諸側面を心理学の点から捉える応用的科目群を配置する。
3. 英語コミュニケーションコースの教育課程編成の方針
- ① 英語の4技能を身につける基礎科目と、身につけた4技能を総合的に応用する展開科目から構成する。
 - ② 異文化の壁を越えてコミュニケーションできる力をつけることを目指し、日本と他の国々の文学、文化を多角的に理解する科目群を配置する。
 - ③ ツーリズム、ビジネス等での応用実践を行う科目群を配置する。
 - ④ 教育理論を修得し外国語修得法を身につけた英語教育に携わることのできる人材を育てる教職課程科目群を配置する。
4. 専門的能力の育成のために、2年次の基礎演習、3年次の専門演習を設け、4年間の専門的学習の総仕上げとして4年次の必修科目として「卒業研究・論文」と「専門セミナー」を配置する。

<人文社会科学部>

本学科では、卒業認定・学位授与の方針（DP）において、人文社会科学部の DP と本学科 DP を定めている。さらに、学部 DP と学科 DP を対応させ、学生が達成すべき学習成果を以下の通り明確に定め、学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしている。

【人文社会科学部 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

(1) 包括的問題解決力

問題発見力、論理的・批判的思考力を持ち、デジタル技術も駆使しながら社会的課題を解決していける力を備えている。

(2) 専門性のある総合知

社会課題を解決するための幅広い教養や学際的な専門知識を有し、その知識やスキルを具体的な場面で展開できる能力を有している。

(3) 適応力と行動力

多様性を尊重し、常に変化する社会に適応しながら、他者と協力してグローバルに、ローカルに積極的に行動する力を備えている。

【人文社会科学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

(1) 論理的・批判的思考を育成する PBL 型や探求型の科目および基本的なデジタル技術を習得できる科目を置き、包括的に社会課題を解決できる力を養成する。

(2) 幅広く教養を学ぶことができる共通教育科目を設定する。また、各学科の特性を生かした専門科目を置くと共に学際的に学ぶことができる副専攻制度を設けて深い専門性の涵養を目指す。

- (3) 地域社会と協力して社会貢献を行うことができる科目や、学生が新たな挑戦に積極的に取り組める科目を設置し、学内・学外において行動力、コミュニケーション力、リーダーシップ等を育成する。

「情報コミュニケーション学科（ディプロマ・ポリシー）」

- (1) 情報スキルを駆使しながら課題解決をしていく力がある。物事を批判的にとらえ論理的に説明できる能力を有している。
- (2) IT、ビジネス、グローバルの分野での専門知識を有している。その専門知識を社会課題解決のために用いる能力を有している。
- (3) 自ら他者と関わりながら実践的な企画立案やアイデア提供をできる力、行動力を有している。

本学科では、教育課程の編成・実施方針（CP）において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を人文社会科学部の CP と本学科 CP として定めている。さらに、学部 CP と学科 CP を対応させ、学生が学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を以下の通り明確に定めている。

「情報コミュニケーション学科（カリキュラム・ポリシー）」

- (1) 情報スキルの基盤を育成する科目、複眼的に物事を見て発見した問題を探究していく科目を配置する。
- (2) IT、ビジネス、グローバルの分野で専門知識を習得できる科目、幅広く教養を学ぶことができる科目を配置する。また資格に関する科目を配置し、資格取得を支援する。
- (3) 学内、学外で学生が主体的に活動し、協調性、積極性、コミュニケーション力を高めることができる実践的な科目を配置する。

以上、これらの学科 DP 及び学科 CP は、学部 DP の 3 つの柱を、本学科の各コース(IT、経営ビジネス、グローバル)に即した学科 DP 及び学科 CP として具体化したものである。学習成果は、知識(IT・ビジネス・グローバル分野の専門知識)、技能(情報スキル、論理的説明能力、企画立案力)、態度(批判的思考、他者との協働、行動力)の 3 要素を包含しており、大学設置基準第 83 条第 1 項に定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学教育の目的にも合致しており、これらの教育・学習の基本的なあり方に基づく学習成果は、卒業認定・学位授与にふさわしい内容となっている。

「文化芸術学科（ディプロマ・ポリシー）」

- (1) 文化芸術を理解し、課題解決をしていく力がある。物事を批判的にとらえ論理的に説明できる能力を有している。
- (2) 文化、地域づくり、クリエイティブの分野での専門知識を有している。その専門知

識を社会課題解決のために用いる能力を有している。

- (3) 自ら他者と関わりながら実践的な企画立案やアイデア提供をできる力、行動力を有している。

また、教育課程の編成・実施方針（CP）ではこれらの学習成果を達成するために、基礎科目・専門科目・実践科目を段階的に配置し、講義・演習・実習を組み合わせた体系的な教育方法を採用しているこれらの学習成果は、文化芸術学を学んだものとして求められる資質に適合しており、学位授与にふさわしい内容となっている。

（根拠：大学 HP 文化芸術学科ディプロマポリシー カリキュラムポリシー より
<https://u-seisen.ac.jp/about/idea.php> ）

「文化芸術学科（カリキュラム・ポリシー）」

- (1) 文化芸術学の基盤を育成する科目、複眼的に物事を見て発見した問題を探究していく科目を配置する。
- (2) 文化、地域づくり、クリエイティブ分野で専門知識を習得できる科目、幅広く教養を学ぶことができる科目を配置する。また資格に関する科目を配置し、資格取得を支援する。
- (3) 学内、学外で学生が主体的に活動し、協調性、積極性、コミュニケーション力を高めることができる実践的な科目を配置する。

＜看護学部 看護学科＞

看護学部看護学科の目的及び使命に基づく教育目標の達成を目指して、学生が卒業時までに達成すべき学習成果を明確にするため、卒業認定・学位授与の方針（DP）を定めるとともに、それに基づき教育課程の編成・実施方針（CP）を策定し、教育・学習の基本的な方向性を示している。DP は課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示し、以下のように定めている。

【看護学部看護学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- (1) 建学の精神を理解し、人間の尊厳と人権を尊重し、看護専門職者に相応しい感性と倫理観をもって、他者に共感することができる。（共感力）
- (2) 幅広い教養を身につけ、人間関係を創ることができる。（人間関係力）
- (3) 看護専門職者として成長のために主体的な学びができ、新たな課題に取り組むことができる。（学習推進力）
- (4) 看護学を俯瞰的に捉え、社会の変化に対応して科学的に探究できる。（科学的探究心）
- (5) 看護及び保健・医療・福祉など多職種連携における看護の役割を理解し、良質な看護実践に向けリーダーシップを発揮できる。（リーダーシップ）
- (6) 人々の発達・健康・生活のニーズに応じた看護支援や根拠に基づくケアの質と安全

- を考慮した良質の看護実践ができる。(看護実践力)
- (7) 地域の健康ニーズを理解し、地域の人々の健康や福祉の充実と向上に貢献できる。
(地域看護実践力)
- (8) 多文化理解と災害支援の重要性を理解し、国際・災害支援に貢献できる。(国際・災害看護実践力)

看護学部看護学科において卒業認定・学位授与の方針に基づいて、以下の通りに教育課程編成の方針を定め、公表している。看護学部看護学科の教育課程は、共通教育において学生の全人的な成長及び学問と研究の基礎を築き、専門教育では各専門分野・領域を深く、また各領域を統合すると同時に広い視野を養い、質の高い看護実践能力を身に着けることを目的に段階的かつ体系的に編成されている。

【看護学部看護学科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

- (1) 人間尊重の精神に基づく人間観や看護観を育てるとともに、看護の職業倫理に関する基礎的な知識を修得する科目を配置する。
- (2) 人間と社会を幅広く理解するとともに、コミュニケーション能力を修得する科目を配置する。
- (3) 問題を発見し、考え抜くためのクリティカルシンキングを修得する科目を配置する。
- (4) 看護学研究に関する基本的な方法論の修得のもとに、研究プロセスで得た知識や技能を総合的に活用して問題を解決できる能力を修得する科目を配置する。
- (5) チーム医療の中での看護職と多職種連携の役割を理解し、リーダーシップを発揮して看護職の役割を果たす能力、態度を修得する科目を配置する。
- (6) 人間を生物学的、心理・社会的側面から理解し、健康や障害に応じた看護を実践するために必要な知識・技術・態度と、看護判断力、問題解決能力を修得する科目を配置する。

教育課程の編成にあたっては、教育目標を達成するために設けた教育課程の区分・概要を、①「共通教育（建学の精神関連科目を含む）」、②「専門領域と複数領域の横断と応用」、そして③「卒業研究」の3分野に分け、教育課程の構造を卒業認定・学位授与の方針に適切に対応させている。

また、多くの授業科目で地域社会との共生の体験や実践的活動に取り組む機会を設け、卒業研究・論文をとおして社会の諸問題の解決に向けて取り組む方法を学び、それを実践する姿勢を養うことを目指している。こうした教育課程の編成方針により、教育課程を教育目標及び卒業認定・学位授与の方針と整合性のあるものになっている。

<大学院 看護学研究科>

看護学研究科は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針（資料 1-6 : p.168）（資料 1-5 【ウェブ】学位授与の方針、教育課程編成の方針）を定め、学生が修得すべき能力

として、「看護活動の基盤となる関連領域の知識」「看護実践に必要な理論的・実践的能力」「看護学研究とその活用能力」などを明示している。また、この学位授与の方針を具現化すべく、教育課程の編成・実施の方針が構築され、さらにそれと連動した学科目を構成している。各学科目はそのシラバスにおいて到達目標とともに、講義・演習・実習（フィールドワーク、インターンシップなど）目標達成に必須な教育・学習の方法を明示しており、学位授与の方針が示す修得すべき知識・技能・態度が学習成果として具体的に明示されている。そのため、各学科目の学習成果は授与する学位にふさわしい内容となっている。

【看護学研究科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- ① 看護活動の基盤となる関連領域に関する幅広い知識及びより良い看護活動を実践するための理論的知識や実践的能力を身に付けている。
- ② 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、俯瞰的検討ができ、質の高い看護ケアが実践できる応用能力を身に付けている。
- ③ 看護実践における諸課題に対し、研究的手法を用いて科学的に解明し、その成果を看護実践の改善に活かすことができる能力を身に付けている。（資料 1-6 : p. 168）（資料 1-5 【ウェブ】）。

【看護学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

看護学研究科看護学専攻修士課程における教育課程編成・実施の方針については、養成する人材及び学位授与の方針との一体性と整合性を踏まえたうえで、以下の通り、定めることとしている。

①教育課程編成の方針

- (1) 生命や医療の倫理及び健康や健康づくりに関する知識を深め、総合的な看護活動に必要な理論的知識や実践的能力を高めるための科目を配置する。
- (2) 看護実践の基本となる専門的な知識を深め、発達の段階や多様な場の特性に応じた看護実践に必要となる応用能力を修得するための科目を配置する。
- (3) 看護職者としての専門的な知識と技術の向上や開発を図り、高度な看護実践を展開するために必要となる研究的手法を修得するための科目を配置する。

②教育課程実施の方針

- (1) 知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、知識の検証を目的とする教育内容は演習形式、理論的な知識や技能を実務に応用する能力の修得を目的とする教育内容は実習形式と実践形式を交えた授業形態を採ることとする。
- (2) 研究指導は、複数の研究指導教員による研究指導体制の下、個別による研究指導を行うこととし、特に、研究計画の策定指導においては、多様な入学者が自ら研究計画を立て、主体的に研究活動を実践できるよう組織的な体制による指導を行う。
- (3) 認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図ることから、体験学習や調査学習等に加え、教員や院生同士のディスカッションやディベート等をはじめとする教授・学習法を取り入れる。

- (4) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、大学院生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。
- (5) 修了時における質を確保する観点から、予め大学院生に対して各授業科目における学習目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・ 授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・ 各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・ 学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・ 学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学では、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：以下 DP）および教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：以下 CP）に基づき、各学位課程の目的にふさわしい授業科目を精査し、学問体系に沿った体系的な教育課程を構築している。全学的な構造として、大学生活の基盤となる「共通教育科目」と、各学問領域を深化させる「専門教育科目」を柱としている。低学年次から高学年次にかけて、「基礎・導入」から「展開・応用」、そして学びの集大成である「実践・研究（卒業研究等）」へと段階的にステップアップする構造を全学部共通の基本設計としている。さらに各授業科目の役割を明確にするため、すべての科目においてシラバスを作成し、到達目標を具体的かつ測定可能な形で記述している。また、各科目の到達目標がどの DP 項目に対応しているかを明示し、教育の意図を可視化している。

人文系では専門分野に応じた領域（心理、情報、経営、グローバル、文化芸術等）を、看護学系では専門性の段階（基礎、基盤、実践、総合等）を類別し、学問体系に整合した配置を行っている。

学修の順次性の担保とプロセスの可視化については、学生が自律的に履修計画を立て、学びの軌跡を把握できるよう、以下のツールを活用して学修過程の可視化を図っている。全科目にナンバリングを付与し、履修順序を明示、学習段階レベルに分類するとともに、カリキュラム・マップ（またはツリー）により、卒業までに必要な能力がどのように形成

されるかの全体像を示している。

履修指導は、オリエンテーションやシラバスへの履修条件の明記により、順次性に基づいた適切な履修を組織的に指導している。

看護学研究科においても、共通科目から専門・研究科目への接続を厳格に構造化し、修士（看護学）にふさわしい高度な教育体系を維持している。

単位制度の実質化と学修時間の確保については、学生が 1 科目に対して十分な学修時間を確保し、深い理解を得られるよう、単位制度の適正な運用に努めている。1 学期あたりの履修登録単位数に上限を設ける CAP 制を運用し、過密な授業設定による学修の消化不良を防止している。また、シラバスに各回の授業外学習（予習・復習）の内容と標準時間を明記し、自律的な学修を促している。また授業は実質 15 週の授業実施を徹底し、休講時の補講を義務化して

授業内容は授業評価アンケート等を通じて学生の実態（学修時間等）を把握し、必要に応じて課題量や授業内容の見直しを行うなど、教育改善のサイクルを回している。

さらに、多様な学びと専門性の統合を目的とした人文社会科学部内での「副専攻制度」の導入や、領域横断的な科目の配置により、主専攻の深化だけでなく、隣接領域の知見を統合できる柔軟な教育構造を整えている。これにより、社会の複雑な課題に対応できる「専門性のある総合知」を備えた人材の育成を目指している。

<人間学部 心理コミュニケーション学科>

人間学部では、学位授与方針を起点として教育課程編成・実施方針を策定し、学習成果達成に向けた体系的カリキュラムを構築している。

教育課程は、共通教育科目（基盤的能力形成）、専門教育科目（専門性深化・統合）から成り、低学年次から高学年次へ段階的に学修内容が発展する構造となっている。

心理コミュニケーション学科では 2 年次からのコース選択により専門性を段階的に深化させるとともに、カリキュラム・ツリーおよびナンバリングを用いて学習過程を可視化している。教育課程の編成においては、専門分野の深化とともに領域横断的学修を重視し、学生が多様な専門知識や方法論を統合的に活用できる教育構造としている。このような柔軟な教育課程設計は、社会的要請や学問領域の発展に応じた教育内容の発展的見直しを可能とする基盤としても機能している。

<人文社会科学部 情報コミュニケーション学科>

情報コミュニケーション学科では、学習成果（学科 DP）の達成につながるよう学科 CP に基づき、専門分野の学問体系に沿った「基礎・展開・実践・研究」の 4 段階で教育課程を編成し、専門教育（「IT」「経営ビジネス」「グローバル」の 3 分野）を核心に据え、これらを横断的に学ぶことで「文系デジタル人材」を育成。4 年次の卒業研究で学びを統合し、研究能力を育成している。シラバスには、全科目で DP と紐付いた「具体的かつ測定可能な到達目標」を明記し、全科目をレベル別に体系化したナンバリングを付与し、カリキュラ

ム・マップにより学修の道筋（ラーニング・パス）を提示している。

<人文社会科学部 文化芸術学科>

文化芸術学科では、DP・CPに基づき、文化芸術に関する専門性を段階的に深める教育課程を編成している。1・2年次には文化芸術の基礎理解を養う科目を配置し、3・4年次には専門領域の深化と実践的学びを重視した科目を開講している。授業科目は、文化芸術学の学問体系に沿って分類され、シラバスにおいて科目の位置づけと到達目標を明確化している。また、学習の順次性に配慮し、基礎→応用→実践の流れが可視化されるようカリキュラムマップを整備している。単位設定についても学生の学習時間を考慮し、講義・演習・実習の特性に応じた適切な授業期間と単位数を設定している。

（根拠資料：大学 HP 文化芸術学科カリキュラムポリシー

<https://u-seisen.ac.jp/about/idea.php>

文化芸術学科シラバス：科目の内容

https://spt.seisen-jc.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx より）

<看護学部 看護学科>

看護学部看護学科では教育課程の編成・実施方針に基づいて、学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成している。全学部と共通する共通教育科目と専門教育科目の構造は、1年次に全学共通科目として共通教育科目を配置し、2年次以降は専門科目を段階的に積み上げていく仕組みを採用している。専門教育科目の課程は、「専門基礎科目」「専門基盤科目」「専門実践科目」「専門総合科目」を配置し、科目内容とレベルの順次性と段階的な科目配置をすることで、全体的な編成の体系性に配慮している。

教育課程の体系がより明示的になるように、共通教育科目と専門教育科目に分けて編成している。共通教育科目については、①建学の精神、②教養、③学習基礎、④外国語、⑤学外活動・スポーツ、という5つの科目群に区分され、それぞれの区分で履修条件を設けている。専門教育科目は、さらに専門基礎科目、専門基盤科目、専門実践科目、専門総合科目の4つの科目群に区分されている。基礎から実践・総合と科目内容とレベルの順次性と段階的な教育に配慮し、また、看護学教育に必要な科目と単位を指定規則にあわせて、全体的な編成の体系性に配慮して科目を配置している。また、看護師国家試験対策講座と希望者には養護教諭一種免許状の取得に必要な科目を設けている。

<大学院 看護学研究科>

本研究科は、学位授与の方針、教育課程編成の方針を元に修士（看護学）と整合性のある授業科目を次のように開講している。それらは3つに類別され、第1は共通科目であり、生命・医療・看護倫理、健康管理、データサイエンスなどを含み、これらは、キリスト教（カトリック）ヒューマニズムを基盤とし、人間の生命、医療に関わる看護専門職者の基

盤となる授業科目である。第 2 は、専門教育科目であり各コースの専門性に関わる授業科目が開設されている。第 3 は研究科目であり、看護研究法 1・Ⅱ、特別研究（特定課題研究）などを含む。いずれの科目も学習の順序性を十分に考慮しており、履修年次、学期を決定し、共通科目の多くは初年度に履修、その基盤の上に専門教育科目、研究科目を履修できるよう教育課程を体系的に編成している。その全容として授業科目の年次・学期配当及び学びの過程については学生便覧、シラバスを用い可視化している。さらにシラバスによって各授業科目の位置づけと到達目標を明確にしておき、学習効果を検証する中で、学生の学習時間を考慮し、それを踏まえた授業期間及び単位を設定している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

（学習成果の最大化を図る多様な授業形態・方法の展開）

本学では、各学位課程の教育研究上の目的およびディプロマ・ポリシー（DP）に基づき、課程修了時に求める学習成果を「7つの力（人間学部・看護学部）」「5つの力（人文社会科学部）」として明示し、知識の修得にとどまらない実践的な授業形態を組織的に展開している。

・ アクティブ・ラーニングの推進：理論系科目においてもグループワークやペアワークを導入し、学生の主体的参加を促している。

・ 実践的・体験的学習の重視：学問特性に応じ、PBL（課題解決型学習）、地域連携フイー

ルドワーク、臨地実習、ワークショップなどを積極的に取り入れ、修得した知識を社会実装・実践する能力を養っている。

・少人数教育と多様な手法：プレゼンテーション活動やクリティカルシンキングの演習、少人数編成による実習など、学生一人ひとりの思考力とコミュニケーション能力を高める手法を採用している。

（ICT を戦略的に活用した教育環境の構築）

「情報コミュニケーション」を基盤とする本学の特性を活かし、対面授業の質を向上させ、学習機会を拡張するための ICT 活用を推進している。

・LMS（Google Classroom 等）の常態化：原則として全授業で LMS を活用し、資料配布、課題提出、および教員からの個別フィードバックをデジタル上で行うことで、授業外学修の質を担保している。

・教育手法の高度化：オンデマンド教材を用いた「反転授業」や、遠隔技術を活用した国際協働学習（COIL）を展開し、時間や場所の制約を超えた効果的な学習機会を提供している。

（学生の多様性を踏まえた組織的な指導・支援体制）

入学前から卒業まで、学生個々の習熟度や状況に合わせたきめ細かな支援を行っている。

・習熟度別・段階別クラス編成：英語科目等におけるプレースメントテストに基づくクラス分けや、看護学部における国家試験合格に向けた段階的プログラムなど、学生の到達段階に応じた最適な指導を行っている。

・入学前・初年次教育の充実：大学での学びに円滑に移行できるよう、入学前教育によるリメディアル教育や、初年次必修科目（基礎セミナー等）を通じた学修基盤の形成を徹底している。

・アドバイザー制度による多層的支援：教員による個別面談やオフィスアワー、LMS を通じた形成的評価のフィードバックを行い、学習の進捗をモニタリングすることで、成績不振者への早期介入や学修意欲の維持を図っている。

（学修意欲を醸成する環境）

正課教育と正課外活動を連動させ、学生が意欲的に学び続けるための仕組みを整えている。

・学びの可視化と表彰：「清泉チャレンジ制度」等の導入により、資格取得や社会貢献活動を評価・表彰し、自己効力感を醸成している。

・学生同士の学び合い：上級生が下級生を支える「ピア・サポーター」活動等を通じ、学生同士が教え合い、共に成長する「ピア・ラーニング」の環境を構築している。

・社会人学生への配慮：看護学研究科等においては、社会人学生の特性に配慮した柔軟な対応と対面による学術的交流を両立させ、高度な専門性を育む環境を維持している。

＜人間学部 心理コミュニケーション学科＞

本学科では、学習成果の達成に向けて学生主体の学修を中心とした教育方法を組織的に運用している。授業では、アクティブ・ラーニング、問題解決型学習、・地域連携フィールドワーク、・協働学習、プレゼンテーション活動を定常的に取り入れ、学生が意欲的かつ効果的に学習できる指導と支援を実施している。

また初年次必修「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」は、高大接続教育および学修基盤形成の中核科目として位置づけられ、アドバイザー制度による個別面談、学習支援、地域連携活動を組み合わせた統合的初年次教育として機能している。

ICTについてはGoogle Classroom等を活用し、対面授業とオンライン支援を融合した教育環境を恒常的に運用しており、学習機会の拡張と学修継続性の確保に寄与している。

履修指導はアドバイザー制度・履修ガイダンス・オフィスアワーを通じて多層的に実施され、学生の学習状況に応じた支援が継続的に行われている。

本学科では、言語・心理・社会理解を横断するコミュニケーション教育を基盤とし、地域社会との協働的学修およびオンライン国際協働学習（COIL）等を取り入れた実践的教育を展開している。これらは特定分野に限定されない学際的学修環境として設計されており、多様な文化的・社会的文脈の中で課題を理解し協働的に解決する力の育成を特徴としている。

本学科の教育は、専門知識の修得にとどまらず、異なる専門領域および社会的実践を接続する学修設計を特徴としており、学習成果を実社会における課題解決能力へと結び付ける点に特色がある。

＜人文社会科学部 情報コミュニケーション学科＞

本学科では、課程修了時に求められる学習成果（学科 DP）の達成のため、アクティブ・ラーニング、PBL（課題解決型学習）を導入して学生の主体的参加を促している。また演習科目では1人1台のPC環境を徹底し、個別指導で文系学生の技術習得を支援している。こうした授業の学習効果については、資格取得者数や授業評価アンケート結果により、教育効果の適切性を確認している。

ITCの活用として、反転授業を導入し専門性の高い科目でのオンデマンド教材を事前視聴させ、対面授業を応用演習に特化させることで、知識の定着と実践力の育成を両立させている。加えて海外連携校とオンラインで結ぶグループワークを実施し、国際協働学習（COIL）を実施している。

学生の多様性を踏まえた組織的な学習支援として、LMS等を通じた形成的評価（個別指導）や、アドバイザー教員による面談を実施してフィードバックを徹底し、成績不振者への早期介入と単位の実質化を推進している。また学生が意欲的かつ効果的に学習できるように、正課外活動を評価する「清泉チャレンジ制度」や、資格取得の費用補助により、学習意欲の向上を図っている。

＜人文社会科学部 文化芸術学科＞

文化芸術学科では、講義・演習・実習・フィールドワークなど多様な授業形態を採用し、学科の教育目的に応じた学びを提供している。特に、地域文化資源を活用した実践型授業や、芸術表現のワークショップなど、体験的学習を重視している。ICTを活用した授業も適切に実施しており、遠隔授業では学習効果を高めるための教材提示、双方向的なコミュニケーション、課題フィードバックを工夫している。学生の多様性に配慮し、学習状況に応じた指導や履修相談を行い、授業外学習の支援も充実させている。

（根拠資料：文化芸術学科シラバス：科目の内容

https://spt.seisen-jc.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspxより）

＜看護学部 看護学科＞

本学科では、課程修了時に求められる学習成果の達成に向け、適切な授業形態・方法および学習支援を体系的に実施している。基礎科目である「基礎セミナーⅠ」では、自己管理能力の育成を目的として学びのゴールステートメントを設定させ、中間評価および最終評価を通じて自己の学習を振り返る機会を提供している。また、課題に基づく調査・考察やレポート作成、クリティカルシンキングの基礎演習、プレゼンテーション演習、さらに毎回グループ編成を変更するグループワークなどを通して、アカデミック・スキルや論理的思考力、コミュニケーション能力の育成を図っている。

専門科目では、講義および演習を全学生（60～80名）が履修する体制を整備し、臨地実習では1グループ4～5名程度の少人数編成とすることで、施設内でのきめ細やかな支援と指導が可能となるよう工夫している。加えて、授業や実習においては学生の多様性に配慮した合理的配慮および個別支援を実施しており、学習意欲と効果的な学修を促進している。

さらに、看護師国家試験合格を支援するため、5段階ステップによる学習プログラムおよび個別指導を実施し、学生一人ひとりの学修到達状況に応じた指導と支援を行っている。これらの取組により、学生が意欲的かつ効果的に学習を進め、課程修了時に求められる学習成果を確実に達成できる体制を整えている。

＜大学院 看護学研究科＞

本研究科は、教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果の獲得を意図し、講義、演習、実習（フィールドワーク、インターンシップなどを含む）など多様な授業形態を駆使し、グループワーク、課題探求学習など多様な方法を用い、授業科目を提供している。また、学生の多くは社会人学生であり、学生の状況によってはICT端末を利用しつつも、基本的に授業科目の全ては対面で行い、教員と学生、学生間の学術的交流を重視した教育を行っている。さらに学生は、シラバスを精読し、目的目標を理解し、十分な事前学習の後、授業に参加することを求められ、効果的な学習が進められている。また、その過程では形成的評価とフィードバックが繰り返されている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

④-1 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

本学では、学則及び履修規程に基づき、全学的基準に則った客観的かつ厳格な成績評価を実施している。

すべての授業科目において、到達目標および評価基準（試験、レポート、平常点等の配分）をシラバスに明記することを義務付けており、成績評価は原則として「秀・優・良・可・不可」の5段階（一部「合・否」）で行い、これに対応するGPAを算出している。算出されたGPAは、成績優秀者の表彰、CAP制（履修登録上限）の緩和要件、ゼミ配属の選考基準等に活用されており、学生に対して成績の重みを認識させるとともに、学習意欲の向上と適切な履修計画の策定を促す指標として機能している。毎学期「科目別単位修得率」等の統計データをモニタリングし、極端な成績の偏りを防ぐとともに、授業評価アンケート結果をFD活動や教員の自己点検に反映させ、教育の質保証と成績評価の適正化を継続的に図っている。

④-2 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

学生に対する公平性を担保するため、成績評価の手続きおよび疑義への対応体制を明確に整備している。成績発表後、所定の期間内に教務課を通じて確認を求めることができる「成績評価に関する問い合わせ（異議申立）制度」を運用しています。この手続きは「履修ガイド」等を通じて学生に周知されており、採点ミスや基準との乖離といった客観的事実に基づく確認を行う権利を保障することで、教員の恣意的評価を抑制し、透明性の高い運用を実現している。

④-3 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っている

か。

編入学者や資格取得者、学外での学びに対しても、学則に基づき適切な単位認定を行っており、編入学者・転入学者に対しては、前籍校での修得単位を本学の教育課程に照らし合わせ、教授会の審議を経て適切に認定している。また、留学規程に基づき海外協定校での修得単位についても認定を行っている。

学生の自律的なスキル向上を支援するため、IT パスポート、日商簿記、語学検定（TOEIC、英検）等の国家資格・公的資格の取得に対し、規程に基づき単位を付与する制度を設けている。

④-4 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

学位授与の要件および実施体制を明確化し、各学部・研究科の教育目的に沿った厳格な判定を行っている。卒業要件（修業年限および 124 単位以上の修得等）に基づき、各学科会議および教授会において単位修得状況を厳正に審査・決定する責任体制を確立している。本学では、全学部で卒業研究・論文を課しており、一般的な授業科目とは異なり、各ゼミにおいて個別指導により実施している。指導は、3 年次春学期の演習ゼミを開始し、4 年次卒論ゼミにて継続的に行っている。学生が希望するテーマに基づいて卒業研究に取り組めるよう、3 年次秋学期に専門領域を選択する仕組みを設け、学生の学習意欲の向上を図っている。4 年次には各自が卒業研究を進め、研究成果を論文としてまとめるとともに、各ゼミ単位で発表会を実施し、設定した成果基準を実効性のあるものとしている。

④-5 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学修成果の最終確認については、学部は 4 年間の集大成として「卒業研究」を位置づけ、指導教員による個別指導および発表会・審査会を通じて、DP に掲げる能力の到達度を最終的に確認している。大学院（看護学研究科）は指導教員以外の教員を主査とする計 3 名の審査委員会を構成し、シラバスに明記された審査基準に基づき、修士学位論文の厳格かつ公正な審査を実施している。

大学院看護研究科においても、シラバスに到達目標を明示しており、その到達状況の下に成績を判定しており、その得点に基づく単位認定基準も明確であり、単位認定を客観的かつ厳格、公正、公平に実施している。またその手続きも、単位認定、成績評価としてシラバスに明記している。修士学位論文の審査基準、審査の手続きはシラバスに明記され、修士学位論文の審査は、主査 1 名、副査 2 名の合計 3 名の教員により構成される審査委員会が担い、主査は指導教員以外の教員が担当し、厳格、かつ公正・公平な審査体制が明確であり、この体制に則して学位授与を適切に行っている。一方、既修得単位等の単位認定に関しては、これまでその対象となる学生が入学しておらず、実績はない。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

⑤-1 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

本学では、学位授与方針（DP）に掲げた資質・能力の修得状況を可視化するため、大学全体および各部局において学習成果の評価に関する基本方針（アセスメント・ポリシー）を策定しており、学習成果の評価にあたっては、以下の3つのレベルにおいて多面的な指標を設定し、組織的な把握・評価を行っている。

- ・機関レベル：卒業判定、学位授与数、進路・就職状況、学生生活アンケート等による総合的評価。
- ・教育課程レベル：GPA、資格・検定取得実績、DP ルーブリック等による分野別の到達度評価。
- ・授業科目レベル：シラバスに明示した到達目標に基づく成績評価、授業評価アンケート、自己評価等による形成的評価。

⑤-2 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

これらの学位授与方針に照らした指標と方法の運用は、各学部・研究科がその専門特性に応じ、DP に直結した具体的な評価指標（客観的・外部指標の活用、ルーブリック等の多面的な評価手法、正課外活動の評価など）を用いて適切に学習成果を測定している。

学習成果の統合的評価（卒業研究・修士論文）は、4年間の学び（または修士課程）の集大成を、DP 達成度の最終確認の場として厳格に位置づけている。

全学部において「卒業研究」を必修または重要科目とし、論文執筆や制作物の審査、発表会を実施しており、複数教員による多角的な審査を通じ、専門知識、思考力、表現力が統合的に身についているかを確認している。

看護学研究科では、学位授与方針と連動した修士論文審査基準を明示し、主査・副査による厳格な審査体制のもとで、高度な専門性と研究能力の到達を評価している。

把握した学習成果のデータは、単なる測定に留めず、教育の質向上に直結させており、

組織的な改善として、評価結果は学科会議やFD（Faculty Development）委員会で共有・分析している。例えば、資格取得率の推移に基づいた対策講座の設置や、授業評価アンケート結果を受けたカリキュラム・マップの整合性の再確認など、具体的な教育改善活動へと繋げている。また、測定結果を学生個人へフィードバックすることで、自らの成長過程を自覚させ、次なる学習目標の設定を促す「学習支援」としての活用を図っている。

<人間学部 心理コミュニケーション学科>

学習成果の把握にあたっては、GPA や授業評価アンケート、学生による自己評価、進路・就職状況など、多面的な指標を組み合わせて実施している。特に卒業研究を 4 年間の集大成と位置づけ、専門知識や思考力、表現力、さらには協調的な課題解決能力を総合的に判定する重要な機会としている。これらの評価結果は学科会議や教務委員会で共有され、具体的な教育改善に反映させることで、学習成果の評価と教育の質向上が循環的に連動する体制を構築している。

<人文社会科学部 情報コミュニケーション学科>

本学科では「文系デジタル人材」の育成状況を可視化するため、授業・教育課程・機関の 3 レベルで多角的な評価体系を構築している。具体的には、GPA や授業アンケートといった内部指標に加え、IT 資格の取得率や DX 推進企業への就職状況などの外部指標、さらに複数教員による多角的な審査を「卒業研究」で実施し、ルーブリック評価を組み合わせることで、学位授与方針の達成度を総括的に判定している。あわせて、資格取得支援やピア・サポーター活動といった正課外の取り組みを通じ、数値化しにくい自律的学習意欲や実践的な人間力も評価の対象としている。これらの多面的な評価結果は、FD 委員会等での分析を経て対策講座の設置やカリキュラム修正に活用されており、教育の質保証に向けた実効性の高い PDCA サイクルを確立している。

<人文社会科学部 文化芸術学科>

本学科では、学習成果の把握・評価を行うため、授業内評価、学年進行に伴う到達度確認、卒業論文の成果評価など複数の指標を用いている。これらの評価は DP に定めた学習成果との整合性を確保し、学科としての教育成果を可視化する役割を果たしている。また、授業アンケートや学生の自己評価も活用し、学習成果の達成状況を多面的に把握している。

（根拠：大学 HP 文化芸術学科ディプロマポリシー より

<https://u-seisen.ac.jp/about/idea.php> ）

<看護学部 看護学科>

本学科では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価するため、看護学部アセスメントポリシー（学習成果の指標）を定め、学生便覧に掲載し公表している。本ポリシーに基づき、学習成果を把握・評価する目的、指標および方法を明確にし、学位

授与方針に示した能力の達成状況を体系的に確認している。

看護学の特性に応じた学習成果を測定する指標の一つとして、看護実践における問題解決能力の基盤となるクリティカルシンキング能力に着目している。教育課程編成・実施の方針に基づき、「問題を発見し、考え抜くためのクリティカルシンキングを修得する科目」を1年次から4年次まで段階的に配置し、学生の能力の発達状況を継続的に測定している。評価にあたっては、問題解決力を「思考力」「姿勢・態度」「経験」の側面から学年ごとに測定し、学生の学習成果の到達状況を把握している。測定結果は学生個人にフィードバックし、成長の過程を確認できるようにするとともに、学年全体の傾向を分析することで、強化すべき能力を明らかにし、教育内容や指導方法の改善など教育活動に反映させている。

さらに、基礎セミナーや看護学実習等の科目では、ルーブリックを用いた学習成果の評価を実施している。各科目において学習評価基準を明確に示し、学生に提示することで、学生が自らの学習到達状況を意識しながら学習に取り組むことを促している。また、ルーブリックを活用して学生と教員が学習到達状況を共有しながら評価を行うことで、学位授与方針に示した学習成果の適切な把握と評価を行っている。

＜大学院 看護学研究科＞

前述したように本研究科は学位授与の方針、教育課程編成と実施の方針を基盤としてカリキュラムを編成し、授業科目はすべて上記2方針と連動している。そのため、シラバス記載された授業科目の到達目標が学習成果を把握・評価する指標であり、この指標を用いて判定された学生個々の学習成果は学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切である。特に本研究科では、最終学年において全学生に課される修士学位論文を完成させることによって、大学として設定している目標としての学習成果の到達を図っている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、教育の質保証を継続的に行うため、全学的な内部質保証体制のもとで、組織的かつ周期的な点検・評価を実施している。

学長および各学部長・研究科長を責任者とし、「教務委員会」「FD 委員会」「自己点検・評価委員会」等が連携して点検を担っている。各学部・学科・部署では毎年度、PDCA サイクル（計画・実施・点検・改善）に基づき、年度末に「自己点検・評価報告書」を作成し、次年度の教育計画やシラバス改訂に反映させるサイクルを確立している。

看護学研究科においては「大学院看護学研究科教務委員会」が主体となり、年度末に時間割、シラバス、学生便覧の網羅的な見直しを行うとともに、修了生との懇談会を通じてカリキュラムの妥当性を検証している。点検・評価にあたっては、教員の主観に頼らず、教学 IR（インスティテューショナル・リサーチ）に基づく定量的・定性的な情報を活用している。

全科目で実施する「授業評価アンケート」の結果に加え、GPA の分布状況、単位修得率、学修行動調査（授業外学習時間等）を分析し、単位制度の実質化を検証している。

「文系デジタル人材」や「看護専門職」としての育成成果を測るため、IT パスポート、情報検定、看護師国家資格等の合格率、および学芸員、図書館司書、公認心理士受験資格の取得率、卒業後の進路状況（就職率・業界別満足度）を重要指標（KPI）としてモニタリングしている。

自己点検の透明性と社会的な適合性を高めるため、多様なステークホルダーの意見を取り入れている。地方公共団体、企業経営者、高校教員、医療機関関係者などの有識者で構成される「外部評価委員会」を設置しており、インターンシップ受け入れ企業などの産業界や臨床現場からのフィードバックを受けることで、教育内容の陳腐化を防ぎ、社会のニーズを反映したカリキュラム編成を行っている。また、定期的な「学生と教員の懇談会」の開催や、授業評価アンケートの自由記述欄の精査を通じて、学生の学習環境や教育方法に対する要望を直接把握し、教育改善に役立てている。点検・評価の結果は、具体的な教育内容・方法の改善（FD 活動）および組織改編に直結させている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ① 全学部・研究科において、明確な学位授与方針（DP）に基づく体系的な教育プログラムの編成が定着している。
- ② 実践知と地域貢献を重視した独自の教育内容、地域社会のニーズに即した実践的な教育が大きな強みとなっている。
- ③ 小規模大学の利点を活かし、教職員と学生の距離が近い、きめ細かな個別性に配慮した重層的な学生支援体制が整っている。

【問題点と今後の課題】

- ① 入学時点でのスキルや学習習慣、さらには発達特性を含む個別の学習ニーズにおいて、

学生の多様化が顕著になっており、多様な学生への個別支援とリメディアル教育の強化が必要となっている。

- ②各学部で評価指標の策定が進んでいるものの、さらなる客観性の向上のための学習成果の可視化と定量的分析の高度化が求められている。
- ③点検体制の充実、規程の未整備項目への対応など内部質保証システムのブラッシュアップが必要である。

<人間学部 心理コミュニケーション学科>

【長所】

- ・学位授与方針を起点とした教育体系が確立し教育運営に定着している。
- ・初年次教育から卒業研究まで一貫した学修支援体制が機能している。
- ・地域連携・実践型学習が教育課程に体系的に組み込まれている。
- ・内部質保証体制と教育改善が実質的に連動している。

【問題点】

- ・学習成果の定量的評価指標のさらなる高度化。
- ・ICT 活用教育の学修成果分析の深化。

<人文社会科学部 情報コミュニケーション学科>

【長所】

- ①「文系デジタル人材」育成に向けた体系的カリキュラムと多面的評価

人文社会科学の素養とデジタルスキルを融合させた教育課程は、Society 5.0 時代の要請に合致している。特に、学習成果の把握において、GPA 等の内部指標に加え、「IT パスポート」等の外部資格試験を重要指標（KPI）化し、授業レベル・教育課程レベル・機関レベルの3階層で可視化している点は、教育の質保証の観点から高く評価できる。

- ②正課と正課外を横断した重層的な学生支援システム

通常の学修支援に加え、独自の制度が有機的に機能している。「清泉チャレンジ制度」および「資格取得支援制度」は、学生の自律的な挑戦を動機づけと経済面の両輪から支えている。また、正課科目において上級生が下級生を指導する「ピア・サポーター活動」は、縦の繋がりの中でリーダーシップと協調性を育む独自の教育システムとして定着しており、本学科の特筆すべき強みである。

- ① 副専攻制度による学際的学びと地域課題解決の実践

本学部の「副専攻制度」を活用し、主専攻に加え、「文化」「地域づくり」「クリエイティブ」等の関連領域を体系的に学ぶ環境が整っている。これにより、PBL（課題解決型学習）において、単なる技術適用にとどまらず、地域の歴史や文化的背景を踏まえた「企業 DX 推進」や「グローバルな地域創生」の提案が可能となっており、学部 DP に掲げる「専門性のある総合知」が高いレベルで具現化されている。

【問題点】

①初年次におけるスキル習得レベルの個人差への対応

入学時点での ICT リテラシーや論理的思考力には学生間で大きな開きがある。リメディアル教育を実施しているものの、プログラミング等の積み上げ型科目において、つまづきを感じる学生が一定数存在しており、脱落防止に向けた初動支援（早期介入）のさらなる強化が課題である。

②授業外学習時間の確保と自律的学習習慣の定着

「清泉チャレンジ制度」などで意欲的な学生が増加している一方で、一部の学生においては、シラバスで求められる予習・復習時間が不足している傾向が見られる。単位制度の実質化に向け、すべての学生に対し、自律的な学習習慣をいかに定着させるかが課題として残されている。

<人文社会科学部 文化芸術学科>

【長所】

学習成果（DP）が明確で、教育課程（CP）と整合していることや、文化芸術分野の特性を生かした実践的授業が充実していることがあげられる。また学生の多様性に応じた指導体制が整備されていることや、成績評価基準が明確で、公平性が確保されていることも長所と言える。

【問題点】

FD 活動や外部意見を取り入れた改善サイクルをさらに充実させる必要があることや、実習やフィールドワーク科目の負担が教員・学生双方に大きいことがあげられる。また学習成果の可視化（ポートフォリオ等）が十分とはいえないため今後改善を図っていく。

<看護学部 看護学科>

【長所】

看護学部では、2025 年 4 月から長野県で初めてとなる大学院における保健師養成課程を特定課題研究コースに設置し、科学的根拠に基づいた高度な実践力を備えた保健師の育成に取り組んでいる。また、「スタートアップ実習」「シミュレーションスキルズラボ演習」「災害看護」などの特色ある授業科目を導入し、実践的かつ体験的な学修機会を提供している。これらの取組により、地域の保健医療ニーズに対応できる看護専門職者の育成を推進している点が本学部の長所である。

【問題点】

一方で、学生の多様化が進む中、授業や実習において合理的配慮や個別支援を実施しているものの、従来の教育方法のみではすべての学生が十分な学修成果を達成することが難しい場合がある。特に、発達特性や個別の学習ニーズを有する学生への対応については、より効果的な指導方法の検討や支援体制の充実が求められており、今後の課題となっている。

＜大学院 看護学研究科＞

【長所】

本研究科は、学位授与の方針、教育課程編成の方針を元に修士（看護学）と整合性のある授業科目を開設し、授業科目はその目的達成に向け記述された詳細なシラバスに基づき実施されている。また、入学定員は8名であり、修士課程の学生在籍数は16名以下であることから、学生の個別状況に即して ICT 端末を活用した遠隔授業を行うこともあるが、学生間及び学生と教員の学術的交流を対面での授業を重視し、対面での授業を中心としている。そのため、教員は学生の個別性を十分把握し、それを前提とした授業を実施できていると判断できる。

【問題点】

次の2つの問題点がある。

第1は、既修得単位に認定、特定の能力に関する単位認定に関し、これまで論議がされてこなかった点である。これは、その対象となる学生がこれまで入学していないという事実と相まって生じたことであるが、本研究科にとって喫緊の課題である。

第2は、教育課程、教育内容・方法についての定期的な点検評価の体制が充分ではないという課題がある。これに関しても前述したように大学院教務委員会が主体となり、毎年の教育全体の見直し、授業評価の実施、学生懇談会などを開催し、質向上に向け尽力している。しかし、本学の規模は小さく、学生が大学院教育に関し、自由に発言でき、その意見を取り入れた教育を実現するためには、さらなる工夫が必要である。これらを前提に、今後、学生参加型FDの要素も加味した「小規模大学院における教育の質保証システム」の開発に取り組む必要性が示唆されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策

- ① 全学的な内部質保証をさらに実効性のあるものにするため、学修成果の可視化指標の標準化、DX化の推進などを通じて教育の質の向上
- ② 学生の多様化に対応した支援体制の強化と教育支援
- ③ 社会的要請に応えるカリキュラムの進化
- ④ 小規模大学・大学院に最適化した質保証システムの構築

全体のまとめ

本学はこれまで、学位授与方針（DP）を核とした一貫性のある教育体系を構築し、地域社会に貢献できる専門職業人および教養人の育成に邁進してきた。分析を通じて明らかになった本学の最大の強みは、「小規模大学ならではの密な人間関係を基盤とした、正課・正課外を横断する重層的な学生支援体制」にある。ピア・サポートや独自の表彰制度（清泉チャレンジ制度）は、学生の自律性を引き出す強力なエンジンとなっている。

一方で、学生の多様化や社会の急速なデジタル化、高度な専門職ニーズといった課題も明確になっている。今後は、これまでの「手厚い支援」という伝統に、「客観的データに基づく科学的な教育改善」を融合させることで、教育の質をさらなる高みへと引き上げていく必要がある。本学は、地域社会の DX や保健医療ニーズに柔軟に応答し、学生一人ひとりが確かな学修成果を実感できる大学として、内部質保証の好循環を維持・発展させていく。

<人間学部 心理コミュニケーション学科>

今後は、学習成果の可視化指標の精緻化を進め、教育成果の検証可能性をさらに高める。また、地域連携および国際協働学習を教育課程へ体系的に位置づけ、実践的能力育成を一層強化する。

内部質保証体制のもとで教育課程の定期的検証を継続し、社会的要請および学生の多様化に対応した教育改善を推進することで、人間学部における教育の質向上を持続的に発展させていく。

今後も、本学部は学際的コミュニケーション教育を基盤とした教育モデルを発展させ、地域社会および国際社会と接続した学修機会を通じて、変化する社会に対応可能な人材育成を推進していく。これらの取組を通じて、教育の質保証と継続的改善の好循環を維持・発展させていく。

<人文社会科学部 情報コミュニケーション学科>

①ピア・サポートを活用した初年次教育の強化

初年次のスキル格差解消のため、現在、専門科目で成果を上げている「ピア・サポーター制度」を、情報系リメディアル教育にも拡充する。教員による指導に加え、身近な先輩（ピア）による伴走支援を強化することで、初学者の心理的ハードルを下げ、学習定着率の向上を図る。

②幅広い学びの深化とポートフォリオ活用

副専攻制度による学びをさらに推進するため、地方自治体や地域企業との連携プロジェクトを拡充する。また、「清泉チャレンジ制度」の活動実績や PBL での成果物をデジタル・ポートフォリオとして蓄積し、就職活動やキャリア形成に直結させる仕組みを整備する。

③データ駆動型の教育改善（IR の高度化）

アセスメント・ポリシーに基づき、GPA、資格取得実績、授業評価アンケートに加え、ピア・サポーター活動への参加履歴等のデータを統合的に分析する。この結果を FD 活動に還元し、教育課程や指導方法を機動的に改善する PDCA サイクルを強化する。

まとめとして本学科は、デジタル技術を武器に社会課題を解決できる人材の育成を目指し、体系的なカリキュラムと厳格な成績評価制度を運用している。特筆すべきは、正課教育のみならず、「清泉チャレンジ制度」、「資格取得支援制度」、「ピア・サポーター活動」といった独自の支援制度が、学生の自律心やリーダーシップの涵養に大きく寄与している。また、副専攻制度を通じた「IT×地域づくり」などの掛け合わせは、人文社会科学部なら

ではの独自性であり、地域社会の DX を担う人材育成のモデルケースとなる。今後は、学生間の学力差や学習習慣の定着といった課題に対し、これらの強み（ピア・サポートや地域連携）を最大限に活用して取り組むとともに、客観的データに基づく教育改善を継続することで、質の高い学士課程教育を実現する。

<人文社会科学部 文化芸術学科>

本学科では、学習成果に基づく教育課程の充実を図りつつ、実践的学びの質向上を目指していく。特に ICT 活用授業の標準化、学習成果の可視化ツールの導入、地域連携活動の体系化を重点的に進めていく。また授業改善サイクルを強化し、学生の学びを中心に据えた教育の質向上を継続的に推進する。

<看護学部 看護学科>

学生の多様化に対応し、すべての学生が十分な学修成果を達成できる教育環境を整備するため、学修支援体制のさらなる充実と教職員間の連携強化を図る。また、発達特性や個別の学習ニーズを有する学生への指導においては、教育方法の工夫と支援の充実を推進するとともに、教員自身の教育や研修の充実を通じて、合理的配慮が必要な学生への指導力向上を支援する。これにより、学生一人ひとりの学習到達状況に応じた適切な支援と教育の質の向上を実現することを目指す。

さらに、少子高齢化や予測困難な災害、感染症など社会の変化に対応できる看護のニーズに応じ、実践力を備えた社会貢献のできる看護専門職者を育成することを目的として、2028 年度のカリキュラム改訂に向けた準備を着実に進めていく。これらの取組を通じて、本学部は教育の質保証と学生の学修成果の向上を継続的に推進していく。

<大学院 看護学研究科>

分析を通して、次の 2 点の改善を要することが明らかになった。

- ① 既修得単位に認定、特定の能力に関する単位認定のあり方を早急に検討する必要がある。検討は大学院教務委員会が中心となり、案を作成し、研究科委員会において議論する。
- ② 教育課程、教育内容・方法についての定期的な点検評価の方法を学生定員が少ない大学院の実情に即した方法とするため、今後、学生参加型 FD の要素も加味した「小規模大学院における教育の質保証システム」の開発に取り組む。

今回の分析を通して、本研究科の長所、弱点などが具体的にになった。次年度以降、本研究科の長所をさらに発展させ、弱点・欠点を克服する活動が必要である。

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学者受入れの方針は、学部、学科（コース）、研究科ごとに以下のとおり定められており、学力水準や求める学生像について、明示されている。なお、入学前の学習歴に関しては、本学の性格上直接的に求めて設定しているわけではないが、出願の際に提出される学校からの調査書などに含まれている場合が多く、特に編入学の受け入れの際には考慮している。

また、入学希望者に求める水準等を適切に判定するための多様な入学試験方法を設定し、幅広い選択の機会を用意している。また、それぞれの入学試験方法における選考方法及び配点については、募集要項の選考方法ごとに明記している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

■人間学部

本学は複数の受験機会と多様な入試を提供している。本学の入試では、大学入学共通テスト、個別学力検査、調査書、面接及び小論文等を組み合わせて志願者の能力や資質を総合的に評価する。

・受け入れる学生像

本学の建学の精神と教育目標に賛同し、大学での勉学・生活を通して、自ら考え行動する意欲にあふれた学生、様々な学修・社会経験をもつ、探究心と学習意欲の高い学生を受け入れる。

(1) 知識・理解

高等学校の主要教科科目について、高等学校卒業程度の知識をもつ人

(2) 思考・判断・表現

物事を多面的かつ論理的に考察することができ、自分の考えを的確に表現し、伝えることができる人

(3) 関心・意欲

人間に関わる諸分野に関心を持ち、専門的に研究したいという意欲をもつ人。また、その成果を、自分自身の生き方や将来のキャリアに関連づけ、そして、他者のため、現代社会における実践のために活かしていこうとする意欲をもつ人

<心理コミュニケーション学科>

心理コミュニケーション学科は、コミュニケーションを共通項に、心の働きを理解し、コミュニケーションを通じた共生関係を積極的に形成し、地域や社会での諸問題を解決する能力を、心理学、英語、教育という分野を通して養成する心理コースと英語コミュニケーションコースの2コースから成り、それぞれ以下のような関心をもつ学生を受け入れる。

(1) 心理コース

心理コースは、人の心の働きや社会との関わりを中心に学ぶコースであり、以下の点において強い熱意をもつ学生を受け入れる。

- ①人の心や行動に関心をもつ人
- ②心の問題に対し他者に寄り添いながら支援する意欲をもつ人
- ③心に関する知識を現代社会で実践的に活かそうとする人

(2) 英語コミュニケーションコース

英語コミュニケーションコースは英語の高い運用能力を教育や社会場面で活かす方法を学ぶコースであり、以下の点において強い熱意をもつ学生を受け入れる。

- ①英語力を高める熱意がある人
- ②将来、学校や企業で英語を使った仕事をしたい人
- ③外国の文学や文化に関心のある人
- ④短期海外研修や長期海外留学に参加したい人

■人文社会科学部

- ①社会的課題に興味を持ち、それに関わる課題を発見して解決策を積極的に考えていこうという意欲を持つ学生、及びそのための技術の習得に取り組める学生を求める。
- ②専門的・学問的に学ぶことへの熱意、自分の専攻以外にも幅広く興味を持つ学生を求める。
- ③自分が持つ知識やスキルを社会のために役立てようという意欲と、自ら積極的に行動できる学生を求める。

<情報コミュニケーション学科>

- ①社会課題に興味を持ち、課題解決方法を積極的に考えていこうとする学生。
- ②デジタル技術を高め社会に貢献したいと考える学生。経営ビジネスの専門知識を学び、

地域でまたは国際的に活躍したい学生。

③多様な人々と積極的にかかわり、共感力を高めて共生していこうと考えている学生。

＜文化芸術学科＞

①社会問題に興味を持ち、課題解決方法を積極的に考えていこうとする学生。

②過去から現代に続く文化や芸術を読み解き、社会の課題と結びつけ企画やアイデアを創造することに関心がある人。

③多様な人々と積極的にかかわり、共感力を高めて共生していこうと考えている学生。

■看護学部

＜看護学科＞

①本学の建学の精神に賛同し、社会の健康ニーズに貢献しようとする人

②看護学部看護学科の教育目標に魅力を感じる人

③学びの文化・ケアの文化・共生の文化の創生の目標に向かっていく意欲のある人

④「よく考える」ことを通して、自分を成長させることに努力を惜しまない人

⑤高等学校の教育課程を幅広く修得している人

⑥高等学校までの履修内容のうち、看護学の基礎となる科目を身につけている人

⑦知識や情報をもとに、論理的に考え、その考えを説明できる人

⑧他者と協力しながら、課題を達成する能力を身につけている人

■助産学専攻科

①本学の建学の精神に賛同し、社会の健康ニーズに貢献しようとする人。

②本学の助産学専攻科の教育目標に魅力を感じる人。

③主体的に助産学を学修する態度と意欲がある人。

④助産師として活動を行う上で必要なコミュニケーション能力等の資質がある人。

⑤助産学専門科目の学修の基礎となる知識・技能を修得している人。

■大学院

＜看護学研究科＞

① 看護学分野に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している。

② 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。

③ 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。

④ 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

入学者選抜を公平、公正に実施するため、本学では適切な体制・仕組みを整えている。学生募集については「入試広報委員会」のもとに、志願者動向の予測、試験日程や試験科目、各試験別募集定員、オープンキャンパス、入試説明会など学生募集活動を含めた入学に関わる全体の企画・立案を行い、教授会の審議を経て実施している。入学者選抜の実施

については、学部では「入試実施委員会」のもとで問題作成、判定基準を定め、学長、学部長、学科長が参加する判定会議において合否判定を行い、教授会の審議を経て、学長が合否の決定を行っている。研究科では「研究科委員会」が入学試験の実施主体となり問題作成、判定基準を定め、合否判定を行い、研究科委員会会議にて審議し、学長が合否の決定を行っている。

また、特別な配慮を必要とする志願者に対しては、募集要項において、受験上の配慮を希望する申出に関する案内を掲載し、申請があった場合には関連部署間で密に連携し対応している。

学生の受け入れに関する情報は本学の公式 Web サイトに特設の「受験生サイト」を設け、すべての志願者に対して学生の受け入れに関する情報をわかりやすく公開している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

2025 年度の入学定員に対する入学者数は学士課程全体で充足率が 1.17%であり、大幅な定員超過ではなく、適正に管理ができた。2025 年度から全学部男女共学になり 44 名の男子学生が入学し入学定員の充足に寄与している。また新学部の人文社会科学部の充足率は 1.13%と初年度として適正に管理ができた。

2025 年度の収容定員に対する在学学生数は学士課程全体で充足率が 1.00%であり、適正に管理できている。本年度は新学部を設置しており、来年度以降も収容定員に基づいた在学学生数の管理を徹底する必要がある。

＜学士課程全体及び学部・学科・研究科・専攻の入学定員に対する入学者数(2025 年度)＞

学部・学科・研究科・専攻		入学定員	入学者数	充足率
人間学部 心理コミュニケーション学科		68	98	1.44
人文社会科学部	情報コミュニケーション学科	40	40	1.00
	文化芸術学科	32	41	1.28
	人文社会科学部	72	81	1.125
看護学部 看護学科		76	73	0.96

学士課程全体	216	252	1.17
看護学研究科	8	5	0.625
助産学専攻科	8	5	1.20

< 学士課程全体及び学部・学科・研究科・専攻の収容定員に対する在籍学生数(2025 年度)>

学部・学科・研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	充足率
人間学部	心理コミュニケーション学科	272	284	1.04
	(文化学科)	96	88	0.90
	人間学部	368	372	1.01
人文社会科学部	情報コミュニケーション学科	40	40	1.00
	文化芸術学科	32	41	1.28
	人文社会科学部	72	81	1.125
看護学部 看護学科		304	288	0.95
学士課程全体		744	741	1.00
看護学研究科		16	14	0.88
助産学専攻科		5	6	1.20

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

< 評価の視点 >

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れは全学的な重点事項として捉えられ、大学運営の基盤である「経営改革大綱」「中期計画」「経営強化・改善計画」に基づき、教育の質保証・向上、大学ブランド

力の充実を背景にして、学生募集活動、時代に呼応した入試計画・制度、厳正で公平な入試実施体制を推進し、定期的な学生の受け入れ実績、受入れに関連する事項の点検・評価による改善施策の検討・実施を繰り返し実行している。

学生受け入れの適切性については、入試広報委員会で点検・評価している。高校別、試験別の出願データ、資料請求やオープンキャンパス、ガイダンス等の接触者数データ、高校のニーズ調査などにに基づき学生募集、広報、入試計画の立案について点検、評価し、その結果を踏まえて各学科の教員が担う入試広報委員ならびに各活動に係る教員・職員と広報部職員によってそれぞれの活動を実施している。今年度の具体的な取り組みに関しては、接触者や Web サイト来訪者の、出願・入学までをトータル的に管理する、学生募集管理システムを導入し、学生募集の DX 化を推進した。従来からの課題である、県外の受験生を拡大する事に関しては、SNS 広告を強化し県外のステークホルダーに対しての募集広報を強化した（オープンキャンパス県外参加数：66 件（前年 49 件）。また、高校訪問専任職員（アドミッションオフィサー）を新たに雇用し県内外の高校訪問を強化した（訪問件数：249 件（前年 87 件）。入試方式においても受験生の多様なニーズに対応するため新しい入試方式（得意教科 PR 方式）を導入した。なお、入試広報部において、第 4 期部門中期計画にもとづき、年度計画の点検・評価を行い、月 1 回開催している入試実施委員会の活動に反映されている。委員会での決定事項は、学部は教授会、研究科は研究科委員会にて審議し、学長が承認する手順になっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本年度においては、大学名称の変更、全学部男女共学化、新学部（人文社会科学部）の設置等、清泉ブランドを県内外に一層浸透させることができ、学士課程全体とし入学予定員、収容定員ともに定員充足を達成した。しかし学科ごとに観ると、看護学部は入学予定員、収容定員ともに定員充足をしていない。加えて、本年度の人文社会科学部の入試では、年内入試の合格者数が予定数を上回り、年明け入試（一般入試と共通テスト入試）を実施できない事態が発生した。入試毎の募集定員数の設定に問題がみられた。今後は学科ごとに、学生の受け入れ戦略を検討し、学科ごとに有効な募集広報の企画・立案・実行が必要である。また、受験生の多様なニーズへの対応と大学が求める学生像に基づいた入試制度を構築する事が今後の課題となる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2027 年度には新学部（農学部）の設置を予定しており、より多様なニーズに対応した入試制度を構築していく必要がある。入試の改善においては、より「思考力・判断力・表現力」を重視する形が求められる。特に学力試験だけでなく、調査書、志望理由書、小論文、面接等を選考方法に組み入れている「総合型選抜」「学校推薦型選抜」の評価方法を

検討し、大学が求める人材像に合う、選抜方法を検討していく。今後の展望としては、大学入試は高校教育と大学教育の円滑な接続が重要であり、高校教育で重要視している、探究的な学習の成果が、入試の評価材料になる方法や 2026 年度から実施予定の、オンライン試験（CBT 入試）等の入試の DX 化の推進も行っていく。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学部及び学科、研究科ごとに明確に定められており、学生便覧や大学案内、公式 HP のほか、募集要項にも掲載されており、学内外に広く公表できている。

入学者選抜についても、適切な実施体制を整備し、募集要項に詳細を明示することで、受験生やその保護者に周知できている。また入試制度についても改善にむけ検討を重ね、時代に即した、入試方法を構築してきた。その結果 2025 年度の学士課程全体とし入学者定員、収容定員ともに定員充足を達成する事ができた。しかし、今後 18 歳人口の減少に伴い、量より質への転換が進んでいる時代に適した、入試制度改革を今以上に推進する必要がある。

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

①-1 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

・教員が担う責任の明確性

本学は日本カトリック大学連盟に加盟した会員大学であり、日本司教団が1997年に公表し、2013年に日本カトリック司教協議会が承認した7項目からなる「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」(資料 1-3)に定められた各規準に合致する大学である。当基準によれば、次の教員像の条件を満たすことが求められている。

(教員の資格)

第5項 学長・校長・園長が、カトリック学校の理念と精神を保ち、それを実現するためのリーダーシップを発揮できる人である。

第6項 教職員が、キリスト教の人間観に基づいて一人ひとりを尊重し、人間の全領域にわたる教育を行う。

本学における教員像は、上記のカトリック学校に求められる教員像に沿って設定されて

おり、加えて、「大学設置基準」「大学院設置基準」等において教員選考規程に求められる能力・資質を定め、採用選考、昇格を行うことで、教育目標と研究の充実を達成できる教育研究組織を編成するために、教員の採用を行なっている。

教員に求める能力・資質は、「教員選考規程」第3条（資料 6-1）で以下のように明記している。

（教員の資格）

第3条 本学の教員となることのできる者は、次の各号に該当する者とする

- （1） 本学の建学の精神を体し、その目的、使命の達成につとめる者
- （2） 教育研究上の業績のある者又は能力があると認められる者で、その資格は、教授については大学設置基準第14条（教授の資格）、准教授については同第15条（准教授の資格）、講師については同第16条（講師の資格）、助教については同第16条の2（助教の資格）、助手については同第17条（助手の資格）に定めるところによる。

同条1項2号で定めている教員資格は、「教員選考規程」の別表1、別表2等において、さらに詳しく資格要件を明記し、採用時の採用要件として審査している。大学院研究科においては、すべての教員が大学院教員であると共に看護学部の教員であるため、上記の「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」に定める「教員の資格」および本学「教員選考規程」第3条に求める「教員の資格」を満たすことが求められる。さらに大学院設置基準第8条に定める教員組織の要件を満たし、かつ同第9条に定める教員資格を満たすことが必要となっている。

このように、本学の求める教員像及び組織編成の基本的な考え方に基づき教員組織の整備を行い、その結果、本学の教員組織は、「建学の精神」を理解し、「建学の精神」実現に向けて協力でき、且つ、「大学設置基準」「大学院設置基準」に定められた大学の教員としての能力と資質を備え教育課程を堅実に遂行できる者によって構成されている（資料：大学基礎データ・表1）。

教員組織の編制に関する方針は、「清泉女学院大学学則」（資料 1-1）及び「清泉女学院大学大学院学則」（資料 1-4）に規定している。これに基づき、各学部・研究科において「教員選考規程」（資料 6-1）を定めて採用・昇任等を行っている。

各教員の役割については、各学部は、責任者として学部を統括する学部長を置き、各学科は学科長を置いている。各学部長が学内に設置する各種委員を選出し、学内の運営業務を各教員が担う。学科長は学科の学務全般の運営・管理を行っている。専攻科においては、責任者として統括する専攻科長を置いている。研究科においては、教育研究に責任を持つ単位が研究科であり、研究科長を置いている。各委員及びその長の任命は学長が行っている。

教員の組織的な連携体制については、学部は「教授会規程」（資料 6-2）に基づき教授会で、研究科は「看護学研究科委員会規程」（資料 6-3）に基づき委員会でそれぞれ審議のうえ、学長の承認、また、理事会の承認をもって決定している。教育研究に係る責任は、「組

組織編制・職制規程」(資料 6-4) 及び「職務・権限規程」(資料 6-5) において、最終的責任者を学長として明記している。さらに、学部に係る連絡調整については学部長が責任を負い、学科に関わる連絡調整の責任は学科長、コースに関する責任はコース長が持つことを明確にしている。専攻科においては、「専攻科運営委員会規程」に基づき、専攻科長が科内の教育研究の調整にあたっている。研究科においては、研究科長が教育研究に関する事項について研究科内の連絡調整にあたっている。

・法令で必要とされる数の充足

本学は、「大学設置基準」と「大学院設置基準」に定められた必要基幹教員数および教授数を満たすことを前提に、建学の精神、教育目標を達成するための教育課程を通して、授業科目を遂行できる教員を構成している。大学設置基準に定められた必要基幹教員数は、人間学部心理コミュニケーション学科 8 名、人文社会科学部情報コミュニケーション学科 5 名、文化芸術学科 5 名、看護学部看護学科 12 名、さらに別表第 1 のイに定められた本学基幹教員数 15 名、合計 45 である。また必要教授数は、人間学部において 4 名、人文社会科学部情報コミュニケーション学科 3 名、文化芸術学科 3 名、看護学部 6 名、さらに別表 1 のロに定められた 8 名、大学全体合計 24 名である。大学院設置基準による必要研究指導教員数は 6 名、研究指導補助教員数は 6 名で、合計 12 名である。

2025 年 5 月 1 日現在では、人間学部の基幹教員数は、心理コミュニケーション学科 12 名、人文社会科学部情報コミュニケーション学科 8 名、文化芸術学科 8 名、看護学部 28 名で合計 56 名である。このうち教授は人間学部 7 名、人文社会科学部 9 名、看護学部 9 名で合計 25 名である。研究科の研究指導教員・研究指導補助教員は 13 名である。(資料：大学基礎データ・表 1)。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成

学習成果につながる教育や研究を実施するため、教員の採用にあたっては、「教員採用規程」に定める教員の資格「大学設置基準の教員の資格」に基づき、担当科目との適合性および本学の教員としての適否を審査し、教授会の議を経て学長が決定している。

人間学部心理コミュニケーション学科(12 名)は教授 7 名、准教授 3 名、講師 2 名、人文社会科学部情報コミュニケーション学科(8 名)は教授 6 名、講師 2 名、文化芸術学科(8 名)は教授 3 名、准教授 3 名、講師 1 名、助教 1 名である。人間学専攻科は、人間学部の教員全員が兼任している。特に学習成果の達成につなげるため、一人当たりの教員の担当学生数を整えている。人間学部心理コミュニケーション学科基幹教員 1 人当たりの担当平均学生数は、2025 年度は 23.7 人である。心理コースの学生が多く、卒業研究の指導学生数のバランスをとることが難しい状況にあるが、アドバイザー制で担当する学生数のバランスを改善することで、きめ細かな学修と大学生活の指導を実現している。一人ひとりの学生を指導できる学生教員比となっている。人間学部文化学科は 2025 年度より募集停止のため、担当平均学生数は算出していない。

人文社会科学部は2025年度新設のため1学年のみの在籍となっており、基幹教員一人当たりの担当平均学生数は算出していない。

看護学部看護学科(28名)は、教授9名、准教授3名、講師3名、助教13名である。2025年は、看護学部の基幹教員1人当たりの担当平均学生数については10.3人であり、卒業研究の指導については、専門領域や職位によって担当学生数を調整して配分し、学生の希望を優先して指導体制を構築し、きめ細かな指導により研究能力を育成している。助産学専攻科(4名)については、教授1名、准教授1名、助教2名の教員が担当し、基幹教員1人当たりの担当学生数は、1.5人である。

また、看護学部の教員が兼任している大学院看護学研究科(13名)については、教授9名、准教授3名、助教1名で編成している。研究科の専任教員1人当たりの担当学生数は、1.1名である。

・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理

「教員勤務規程」(資料6-6)で原則、週12時間(6コマ)とし、教員が、「組織編制・職制規程」(資料6-4)の定める、管理監督の地位にある管理職、及び配慮を必要と認められる役につく場合は、教授会の議を経て学長の承認により、授業時間数を2乃至4時間(1乃至コマ)軽減できるとしている。加えて、都合により12時間を超えて、(ただし18時間を超えることなく)、担当を依頼する場合があることを定め、その場合には超過コマ手当を支給している。

人間学部と人文社会科学部では、毎年秋学期に次年度の開講科目と各科目の担当者を決定している。各学科長・コース長は開講科目表を作成する際に、担当科目・コマ数表を同時に作成し、各教員の授業負担が過重にならないよう配慮している。これは学部長、学科長からなる学部運営会議にて調整しながら教務委員会と各学科が協働で実施している。

看護学部と看護学研究科においては、設置認可申請時の計画に沿って授業科目を担当するが、完成年度後に授業科目負担の把握、検証を行い2023年度から改訂の「新カリキュラム」を実施している。

以上、教員組織の編成については、設置基準を満たし、カリキュラムを円滑に運営できる教員構成とすることを第一の方針とし、研究科および専攻科を含めた全学部は、求められる専任教員数や職位要件を過不足なく満たしており、教員組織編成方針に基づき学習成果の達成につながる教育と研究を実施できる教員組織を編成している。

①-2 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教務委員会や学生生活委員会などの委員会、地域連携センターやキャリア支援センターなどの各センターは教員と職員から構成され、それぞれの責任と役割に基づき教学面、学

生支援の面において協働・連携ができています。さらに SD (Staff Development) 委員会は研修会を開催して教員と職員の協働・連携意識を高め、効果的な教育研究活動を追求しています。2025 年度は校務の DX 化をテーマに研修会を開催し、また「アイデア箱」と名付けられた教職員の意見を聴取する箱を設置して教職員の意識共有と改善を図っている。

①-3 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

看護学部と人間学部の授業において指導補助者に補助をさせている。看護学部においては、「看護学研究科ティーチング・アシスタント規程」にもとづき、大学院生が指導教員の指導のもとで学部の授業（演習、実習）の教育補助業務にあたっている。科目責任者は授業計画に基づき、全体を総括し役割分担を明確にして実施している。人間学部においては、2025 年度「心理学調査実習 II」において学部生を「スチューデント・アシスタント」として起用し、科目担当教員の指導のもとで補助業務を行わせた。現状では、「スチューデント・アシスタント規程」がないため、採用にあたってはコース会議で選考を行い、適任者を選考した。「明確な指導計画のもとでの実施」については科目担当教員の指導に委ねた。規定の作成と必要な研修等の明確化は今後の課題である。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

②-1 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

専任教員の募集・採用は、2017 年度に改正した「教員選考規程」を基本として、任期制教員として採用する場合は「教員の任期に関する規程」（資料 6-11）「任期制教員就業規程」（資料 6-12）に則り実施している。有期雇用の特任教員の採用は、「教員選考規程」（資料 6-1）及び「特任教員就業規程」（資料 6-13）、その関連規程に依っている。教員の採用にあたっては、同規程等により教員選考委員会が設置され、「教員選考規程」に定める教員の資格「大学設置基準の教員の資格」に基づき、本学の教員としての適否を審査し、教授会の

議を経て学長が決定している。決定は、事前に理事長へ報告のうえ行っている。具体的には以下の手順を踏んでいる。

- (1) 人員補充の必要性が生じ専任教員を採用する際は、「教員選考規程」(資料 6-1) に則り、学部長・研究科長が学長に「教員選考委員会」の設置を要請する。要請にあたって採用の必要性、専門分野等を募集要項案にて承認を得る。
- (2) 学長は、採用等の必要性を認めた時は、教員選考委員会を設置し、設置及び募集の内容等を教授会に伝える。
- (3) 教員選考委員会は、同規程で規定された学部長、学科長及び学長の指名する教授又は准教授若干名をもって構成する。委員長は該当分野の専門性に鑑み学長が指名する。
- (4) 教員選考委員会は、教育課程、教育研究分野、職責等の観点から最も必要とされる条件を検討し募集要項を完成する。
- (5) 事務局が、募集方法に応じて公式 HP に掲載するとともに、JREC-IN 研究者人材データベースに求人案内を掲載する。場合によっては他大学へ推薦依頼を行う等して募集を行う。
- (6) 応募者の中から、教員選考委員会が教育及び研究業績、履歴書等の書類選考により数名を第 1 次合格者として選考し面接を行う。面接においては候補者に担当予定科目の模擬授業を課している。最終選考においては資格審査を行うほか、任期制教員の場合は任期の確定を行っている。最終候補者には学長面接を行う。
- (7) この選考過程を経て、選考委員会から学長に答申され、人間学部と人文社会科学部は学部運営委員会及び教授会、看護学部は教授会、研究科は研究科委員会の、それぞれの議を経て最終的に学長が決定している。

兼任教員の採用は、「非常勤教員就業規程」(資料 6-14) 及び「教員選考規程」(資料 6-1) に則り、同規程に定める手順に沿って選考を行っている。人間学部と人文社会科学部においては、候補者がすでに大学等の高等教育機関で教授した経験がある場合には、学部運営会議で資格審査を行い、その結果を学長に答申した後に教授会で審議し学長が最終決定を行なう。一方、高等教育機関等で教授経験がない候補者の場合は、専任教員採用と同様の委員会を設置し、同基準に基づき資格審査を行っている。看護学部と研究科は、いずれの場合も専任教員採用と同様に、教員選考委員会を設置し、同基準に基づき選考を行っている。

専任教員の昇格は、教授を除く専任教員の昇格においては、「教員選考規程」(資料 6-1) に基づき着任以降の教育及び研究業績を中心とした資格審査を行う(資料 6-2)。専任教員の昇任に関しては、慣例によって 11 月末までに昇任の推薦(他薦自薦可)があった場合に上記の手続きを踏む。

任期制教員の任期更新を行う場合、また雇用期間の定めのない雇用(定年制)に移行する場合は、「任期制教員就業規程」、「教員選考規程」(資料 6-1) 等に基づき実施する。

- (1) 定められた期日までに再任用、雇用期間の定めのない雇用への移行の申請書が提出

されると「任期制教員就業規程」に基づき、教員選考委員会を設置して資格審査を行う（資料 6-5）。資格審査は、教育研究業績を中心に「教員選考規程」別表（資料 6-1）に基づき資格審査を行っている（資料 6-2）。

（２）選考委員会から結論が学長に答申され、教授会の議を経たのち、再任用、雇用期間の定めのない雇用への移行の可否を学長が最終的に決定する手続きとしている。

以上の手順による教員採用及び昇格、任期制教員の再任用審査等の審査は、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとして機能している。また、上記のように規程に従って適切に行っており、個人の恣意的な思いでは採用等ができない公平性を保つ仕組みとしている。

②-2 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

年齢構成については、大学基礎データにあるとおり、人間学部専任教員の年齢構成は、40代～70代まで、大きな偏りがなく配置しており、新任採用にあたっては年齢構成を勘案し、特定の年代に偏らないよう配慮している。人文社会科学部においては、40代～60代である。看護学部においても30代～70代を中心、助産学専攻科および看護学研究科の専任教員は40代～70代を中心に構成し、それぞれ偏りがなく配置している（資料：大学基礎データ・表1）。

専任教員の男女比については、大学全体で男性20名（37.0%）、女性34名（63.0%）となっており、女性の比率が高い。2025年度は学長を除く男女比率は、人間学部9：6、人文社会科学部5：4、看護学部5：24、大学院看護学研究科2：11（看護学研究科の教員は全て看護学部の教員が兼務）、助産学専攻科0：4となる。看護学部においては、女性の割合が非常に高く、学問分野の特徴を反映している。

このように、本学は年齢構成および性別において多様性に配慮し教員組織を構成している。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等

の活性化を図ることに寄与しているか。

- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

③-1 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学には、教員の教育能力の向上や授業の改善を目的として、FD 委員会規程に基づく常設の FD 委員会が各学部設置されている。FD 委員会会議では、FD 活動の計画立案、活動後の振り返り等が行われ、FD 委員会の審議の内容は各学部教授会、看護学研究科委員会で報告されることにより、FD 活動を組織的に展開する仕組みがとられている。

教員の資質向上および授業改善に向けて、FD 委員会を中心に組織的に取り組んでいる活動の柱は、(1) 学生を対象とした授業評価アンケートの実施と結果分析、そして、(2) FD 研修会の実施と振り返りであり、これらの成果を教員間で共有することにより、FD 活動への意識を高めている。

(1) 授業評価アンケートの実施と結果分析

2025 年度に学生を対象に実施した授業改善のためのアンケートおよび結果を分析した資料は次の通りである。

①各学期「授業評価アンケート」(資料 4-6)

②年度末「ルーブリック・アンケート (学習到達度評価)」(資料 4-7)

③各学期「学修時間の実態把握に関する調査」「授業満足度の実態把握に関する調査」(資料 2-25)

①は、全授業科目を対象にして、15 の共通項目と担当教員独自の設定項目、自由記述(無記名)から構成される、学生たちが回答するアンケートである。自由記述では授業や教員に対する前向きで建設的な意見も多いことから、学部長や FD 委員が内容を精査し、授業改善に役立てている。②は、各学部が設定し、シラバスにも記載された、身につけるべき能力(各学部の特色に合わせて、人間学部と看護学部は「7 つの力」、人文社会科学部は「5 つの力」を設定している)について、年度末にルーブリック方式で学生に達成状況を自己評価させ、到達状況を学科別・学年別に分析し、各年度および各学期間の変化を比較考察したものである。③は、①の授業評価アンケートの項目の中から「学修時間」と「授業満足度」を取り出し、学部・学科・コースごとに結果を分析するとともに、各年度および各学期間の変化を比較考察したものである。

これらの取り組みから得られる成果として、全教員は各種アンケート結果と分析内容を理解した上で、今後の取り組み課題を設定し、教育活動の改善に努めている。具体的には、

①「授業評価アンケート」については、結果に基づいて、全教員が学期ごとに「授業評価 PDCA チェックシート」を作成し、授業の振り返りを行うとともに、改善すべき課題を見出

している。②の「ループリック・アンケート」では、結果を考察し、学生がすでに獲得した力、今後つけるべき力を確認しながら、学部・学科ごとの組織的な教育課程づくりに活用するとともに、個々の学生との面談における資料としても活用している。③「学修時間の実態把握に関する調査」「授業満足度の実態把握に関する調査」アンケートについては、結果を詳細に分析し、毎学期、これに基づいてFD研修会を実施し、学生の学修時間や授業満足度の学科別・学年別の傾向や経年変化を考察しながら、教員間で活発な意見交換を行い、今後の授業改善や次年度の授業計画、学生の準備学習（予習・復習）の課題づくり等に活用している。

（２）FD研修会の実施と振り返り

FD研修会は、各学部の課題に合わせて、学部ごとに実施している。人間学部では、6月に「IR データの効果的な活用法と諸アンケートのあり方について」をテーマに立石慎治氏（筑波大学）を招いて研修会を開催した。また、9月には、「受験産業からみた2025年入試の結果（清泉大学入学者の特徴）と高校教育からの接続について」をテーマに、新里航平氏（進研アド教育事業本部東日本営業部）を招いて研修会を開催した（資料6-16）。人文社会科学部は新設学部であることから、学部のアイデンティティを築くことを目的にFD研修会を実施した。まず7月に、人文社会科学部の3ポリシーおよびループリックの評価基準について、参加者全員で内容を確認することにより、①教育の質を保証し、②その成果を実証するにはどのようなFD活動を推進していくべきか検討した。また、2月には、本学部が目標とする教育理念および理想とする学生像を検討し、学科間の連携強化を図るため、レゴ®シリラスプレイ®メソッドおよびチームビルディングの専門家である東ヤスオ氏を講師に招き、ワークを体験することにより上記の課題に取り組んだ。いずれの研修会においても、教員ほぼ全員の参加を得ている。

看護学部では、文部科学省から発表された看護学教育のコアカリキュラムに基づき、文科省等主催の研修会を3回開催した（4月「①看護学教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版 Appendix の理解と活用」、7月「②看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づくコンピテンシーの評価方法について」、7月「③看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）説明会の開催について」）。この看護学教育モデル・コア・カリキュラムについて理解し、看護学部の教育について検討するために、これらの研修会を視聴することをFD研修会と位置付け、教員全員がいずれかの研修会を視聴した。また、8月には「看護学教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の本学での活用方針」をテーマにFD研修会を開催した。その後、看護学部ではワーキングメンバーを立ち上げて、コアカリキュラムに沿った検討を行っている。

これらの取り組みから得られる成果として、教育課程の構築や評価方法の探究、授業方法の開発・改善、学生の学修時間や満足度の分析など、FDに関わるさまざまな課題において、全学部において質の高い授業づくりをめざす取り組みにつながっている。具体的には、人間学部では、6月の研修会の内容を踏まえ、学生生活アンケートおよび授業評価アンケートの項目の見直しが行われ、2026年度に向け改訂作業を進めている。また、9月の研修会

の内容を受け、学生募集に役立つ教育活動のあり方を検討している。人文社会科学部では、2回の研修会を通して、新設学部としての教育目標を根本から見直し、新設学部のもとに集った2つの学科が関係を強化することにより、同じ目標を掲げて質の高い教育を推進していくための基礎を築いた。看護学部では、4回にわたる研修会を通じて、看護学部の3ポリシーや教育の特徴、現行カリキュラムの検討の必要性、ならびに看護学教育モデル・コア・カリキュラムの具体的な活用方法等について多様な意見が出された。これらの意見を踏まえ、教務委員会の下部組織として「2025年度カリキュラム検討WG」を発足させ対応している。

③-2 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

2023年度までは、教員の研究活動の推進については、各学部でFD委員会の取り組みとして行われて来た。しかし、全学組織である教育文化研究所が中心となり、学部の枠を越えた教員間の研究交流を目的とした「研究交流研修会」が行われたことから、学部単位の研究交流会はそちらに発展的に統合した。現在も、教育文化研究所のもとで研修会は研究活動の活性化と資質向上への取り組みは継続されている。また教員の社会貢献活動については、地域連携センターのもとで本学教員による市民向け生涯学習講座として「出張講座」を実施し、地域の多様なニーズに応じて本学教員が外向く「出張講座」を開催することで諸活動の活性化と資質向上を図っている。その成果は地域連携センターの報告書にまとめられている（「地域連携センター報」）。

③-3 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

2018年度から教員業績評価制度を導入し、「教員の評価に係る規程」のもとで教育活動、研究活動等の活性化を図っている。評価は、自己評価による「教員評価シート」（資料2-9）により実施している。「教員評価シート」の評価項目には、「授業改善アンケート」結果にもとづく教育研究活動に加えて、研究活動、大学運営、学生支援、社会貢献活動を設け、教員の質の向上に努め、評価結果を教員の処遇に反映している。さらに「教員評価シート」ではFD研修会等のFD活動に積極的に参加したかどうか各教員の業績評価に反映する形になっている。合わせて、教員が年度末に提出する「個人点検・評価報告書」にも、研究活動、教育活動、社会的活動を中心に記入するよう促しており、そこでの強い意識づけは、本学における教育研究活動の活性化を図ることに寄与している。

③-4 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

看護学部では、「看護学研究科ティーチング・アシスタント規程」に基づき大学院生が学部の演習科目において指導補助者となっている。演習は演習計画書にもとづき、科目責任者の指導のもとで適切に実施している。しかしながら、明確な「研修」という明確な形では行っていない。

以上を踏まえ、本学のFD活動の今後の課題としては、次のように理解している。近年のFD活動は、いずれの学部においても、学生が抱える課題の多様化に伴い、就学支援の役割が増加するなか、いかに対応すべきかの議論が中心となっている。それに加え、人間学部では、学部再編に伴い、全学的なカリキュラム・デザインの観点から人間学部の役割を再検討する必要が高まっている。人文社会科学部は、新設学部であるがゆえに、学部としてのアイデンティティを確立し、目標とする教育理念や理想とする学生像を引き続き探求することにより、他の大学にはない独自の教育・学修内容を実現していくことが最優先の課題である。看護学部では、看護系大学の急増と急速な少子化や看護への志望者の減少から、魅力ある看護学部のあり方の検討が急務となっている。

これらの課題に応えるために、各学部の現状を客観的に把握するための実態調査、具体的には、各種アンケート結果を分析して学生の学修成果を可視化することにより、各学部の教育活動を包括的に評価し改善に向けて取り組む必要がある。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

④-1 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

各学部、研究科における教員数、年齢構成、男女比、教員1人当たりの授業数・学生数といった定量的な情報に加え、各学科会や学部運営会議などの場における意見交換等の定性的な情報も教員組織の適切性についての点検・評価の根拠としている。特に教員一人当たりの授業数・学生数については、次年度のカリキュラム作成に際して学科長及び学科会にて確認しながら作成に当たっている。また年度末に教員は「個人点検シート」を作成し、研究活動、教育活動、学内組織および地域貢献活動を振り返り、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果についての点検を行っている。

④-2 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、年度計画の策定及びその進捗管理の過程において、教員組織の適切性を組織的に検証している。また、次年度の教育課程及び学生数の見通し等を踏まえ、前年度中に翌年度の人事計画を策定し、理事会の承認を経て実施している。学部長及び事務局は、自己点検・評価のプロセスを通じて教員組織に関する課題を把握し、その結果を踏まえて改善・向上の方策を検討している。

看護学部においては、大学院看護学研究科の教員は全員が看護学部看護学科にも所属し、学部の授業を担当している。また、看護学科では、オムニバス形式や共同担当により開講している科目もあるため、担当授業数等の定量的な情報のみでは、教員の負担感を含めた教員組織の適切性を十分に評価しきれない面がある。加えて、臨地実習指導や学生への個別対応等も教員の負担となっている。

このため、総務部が看護学科の教員へのヒアリングを実施し、教育・研究・実習指導及び学生支援に係る実態や課題を把握している。ヒアリング結果を踏まえ、担当業務の分担や必要な人員配置を検討し、教員組織の適正化及び教育の質の維持・向上につなげている。

2025 年度は、第 4 期中期計画にて人間学部心理コミュニケーション学科の英語コースコースと、人文社会科学部情報コミュニケーション学科グローバルコースとの統合に向けた検討を実施した。これまでの点検評価において英語系教育が 2 学部に分散し、教学面と人員面での効果的取り組みが課題となっていた。そこで 2025 年度にプロジェクトチームを結成し、人文社会科学部のグローバルコースへの統合案をまとめ、教員組織の再編とともに一歩を踏み出している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

専任教員の募集・採用に際しては、経営計画・運営会議において、時期、選考委員の構成等を事前に確認し、選考委員会、各学部運営委員会でも適正に運営されているとともに、関係諸規程を確認のうえ手続きを進めることが出来ている。

本学の求める教員像を明確にし、教員組織の編成に関する基本的な方針に基づき、教育課程や収容定員に応じた教員組織を設け、設置基準の各要件を満たした教員を配置している（大学基礎データ表 1）。委員会の組織及び役割の整備を行い、教育研究の責任の所在を明確にするとともに連携体制を一層強めている。さらに「教育成果の達成につながる教育の実現」という点において本学ではきめ細かい指導を行っているが、既述の通り人間学部の「スチューデント・アシスタント規程」作成が課題となっている。学部によってもアシスタントの役割が異なるため「看護学部」と「人間学部」は異なった規程作成を試みているが、統一性を担保できる方法も検討する余地はある。

2017 年度に規程を再整備し、教員の採用基準等の研究業績等具体的な事項につき、明文

化を行い、適切な採用を行っているほか、質保証に向けた整備を進めている。

一方、共通教育担当部署の明確化を図るべく 2020 年度には教学マネジメント会議の主導で作業部会を設置し、全学的な再編成を視野にこの課題に取り組んでいる。2025 年度に人文社会科学部が設置され、さらに 2027 年度に農学部が新設される予定であることから、共通教育担当部署の役割が重要となり、「共通教育センター」の設置が迅速に対応すべき課題となっている。また、現状では教育マネジメントの強化により教職員の負担が増している。校務運営の軽減策を取るなど対応してきているが、小規模大学にとってこの問題の解決は難しい状況にある。加えて、研究関連では、個人研究費及び学内共同研究費に関する規程を見直し、研究支援体制の整備を進めるとともに、必要な支援を実施している。外部資金への応募支援については、事務局内の体制を補完するため、研究支援に専門性を有する外部事業者による支援を導入し、研究費申請に関する情報提供や申請支援の充実を図り始めた。一方で、研究倫理に関する支援及び外部資金応募支援の継続的・組織的な実施体制については、なお充実を図る必要があり、今後も支援体制の在り方を検討していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく人材の育成を達成すべく、大学設置基準に則した教員構成のもとで適切な教員組織を整備している。また教員組織の編制方針に関する全学的な方針やこれらを定めた諸規程に則り、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。加えて教員の資質向上にも取り組んでおり、FD 活動は、積極的に改善・向上のための取り組みを継続している。新学部の設置により教育研究組織が拡大し、組織運営がより複雑になってきている。「共通教育センター」の設置の具体化をはじめ、教育研究活動の向上にむけて教員組織の編制の改善を図っていく。

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の実態等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援

等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学生支援の基本方針を以下のように定め、学生便覧（資料〇〇）や公式 HP（資料〇〇【ウェブ】）で公表している。

「自分を高め、他者のために考え、行動できる人間の育成」を目指して、きめ細かい学生支援を行っています。

- ①学生の一人一人のニーズに応えられる支援を行うため、各学生に専任教員がメンターとしてつき、アカデミックおよび生活面でのアドバイザーとなっています。
- ②保健室、学生相談室では、必要に応じて学生の身体的および精神的健康の促進に努めています。
- ③活発なキャンパス生活を促進するために、学生会活動、サークル活動、施設・設備の充実の支援に努めています。
- ④学生同士の相互扶助の精神を涵養し、学生生活を意義あるものとするために、ピア・サポート等の組織運用の支援をします。
- ⑤就職・進学等のキャリア・ガイダンスを個別相談やセミナーを通じて行っています。

①-1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学では、教員組織と事務組織が委員会等によって連携し、修学支援・生活支援・キャリア支援における方針の策定、施策の実施、日常的な運営を行っている。

修学支援については、教務委員会及び学生支援部が中心となって運営されており、生活支援においては学生生活委員会、学生相談室連絡会議及び学生支援部が中心となって運営されている。学生支援部が修学支援と生活支援の両面を担当することにより、学生に対して、より適切で迅速な支援が可能となっている。また、キャリア支援については、キャリア支援委員会及びキャリア支援課が中心となって運営されており、授業とキャリア支援の連動等が円滑に行われている。その他、学生への経済的な支援等については、奨学金連絡運営会議等が設置されており、適切な支援を行っている。これらの教職員体制により、学生支援に関する大学としての方針に基づく適切な学生支援の維持・向上を継続して実施している。

①-2 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

キャリア支援課にはキャリアコンサルタントおよび産業カウンセラーを有する専任職員を配置。その他の専任職員も経験を積み学生支援・対応を行っている。現状の課題や支援に有効な情報や手法を得るために、今年度、「就職部課長相当者研修会（一般財団法人私学研修福祉会主催）」、「インターンシップ専門人材セミナー（日本学生支援機構主催）」に参加。他に、地元大学（松本大学キャリアセンター）、姉妹校（清泉女子大学学生部キャリアサポート課）の担当者と取り組み事例など情報交換会を実施して研鑽と有効な情報を得て、課題の改善や今後の方向性を探る貴重な機会としている。

学生相談室は、臨床心理士（公認心理師）を有する非常勤カウンセラーを 2 名配置。今年度は毎週 4 日間学生相談業務にあたったほか、日本学生相談学会に機関会員として所属し、相談業務の質の向上のため定期的に研修会に参加している。また、県内大学担当者による「学生相談情報交換会」を毎年開催しており、それぞれの取り組みを共有して有効な情報を得る機会となっている。保健室には看護師 2 名（うち 1 名は保健師、養護教員免許も有）を配置。学校医・産業医は 2 名。

学生支援部専任職員は今年度、現状の課題や支援に有効な情報や手法を得るために、「学生生活指導部課長相当者研修会（一般財団法人私学研修福祉会主催）」「ひきこもり講演会（長野市主催）」に参加している。

また、奨学金担当者は毎年説明会等に参加し、今年度は「令和 7 年度日本学生支援機構奨学業務連絡協議会」「授業料減免事業業務説明会」に参加し、新規事業や追加変更点など情報を把握して、他担当者と情報の共有を図っている。

①-3 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

入学時オリエンテーションを皮切りに、年度毎のオリエンテーション内で情報の発信、学生全員に配付している「My Campus Guide Book」で、学生支援部の各種支援内容の説明、学生生活やキャリア支援に関する各部署の案内をしている。また、「例えばこんなときの相談窓口」として、例を示しわかりやすく案内している。同様の内容はホームページの在学生向けページにも掲出している。学生支援部内においては、ワンストップで相談対応ができるよう部署間での共有と学生対応を心掛けており、その検証については毎年度末に実施している「学生生活アンケート」で部署毎の対応満足度や学生からの意見があれば真摯に受け止め、改善に努めている。

〔修学支援（学習面）〕

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

本学では、個々の学生に担当（人間学部および人文社会科学部においてはアドバイザー教員、看護学部は担任教員）教員が配置され、学習面のサポートを実施している。また学生支援部でも履修計画の策定補助や出席状況の確認を定期的に行っている。その他、2025年度から新たに学修サポート室を試験的に開設し、単位取得に問題がある学生について、重点的なサポート（課題提出の管理・促進、出席状況の詳細確認、担当科目教員との連携支援など）を実施している。

- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がいのある学生への対応は、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規程」（資料 0-0）に基づき、各学生の担当となっている教員および学生相談室、保健室、学生支援部など、学生の状況に応じた適切な教職員による支援を行い、本学で他の学生と同じ水準の教育を受けられる体制を整備している。2022 年度から前述の規程の施行にあわせて「合理的配慮」制度（資料 0-0）の運用を開始しており、これにより、履修する科目ごとの個別対応や診断書等に基づくより具体的な対応が可能となっている。

また、全学的に促進しているバリアフリー化について、学生からの要望を確認し、優先度が高いと判断されるものについては、優先的に実施している。

留学生は海外姉妹校推薦の入試制度を整備し、海外姉妹校である韓国の漢陽女子大学校からの留学生（編入）を人間学部 3 年次に受け入れてきた。留学生の受け入れの手続きや学修支援、生活支援については、担当教員及び学生支援部、国際交流センターが中心となっていて行っている。また、留学期間中の家賃の補助など、経済的な支援も行っている。2024 年度は海外姉妹校担当者が来学して現状や課題について情報交換を行い、短期交流などについても継続していく方針を確認した。また次年度は留学生 1 名が 3 年次編入予定である。

- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

各セメスター（春・秋）において全学生の単位取得状況や出席状況のチェックを行い、留年や退学の発生を最小限にとどめるための対応を行っている。やむを得ない事情で留年となった学生については、通常の学生より綿密なサポートを実施しており、加えて 2025 年度からは学生本人と相談の上、前述の学修サポート室によるサポートを開始している。

退学希望者については、必要に応じて学生・保護者と教職員との面談を行い、合理的配慮の制度や休学制度、後述の経済面での制度等の説明を行い、学生にとって最も適切な選

択が可能となるよう対応している。

- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

本学の授業形態は原則として対面授業となっており、遠隔授業のみの科目は非常に少ない状況となっている。ただし、Google 関連ツールをはじめ、ICTを利用した科目は極めて多い状況（資料 0-0 シラバス「ICT 活用」参照）となっている。2024 年度以前に入学した学生については、ICTを利用するすべての科目を情報処理室にて受講することができる環境を整備しており、2025 年度入学生からは、BYOD（Bring Your Own Device）を導入したことから、情報処理室などの整理を行うとともに、学内のアクセスポイントや充電設備の増設を実施している。故障時や忘れてきた学生への対応として、ノート PC の貸出（学内のみ）も実施している。

- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

遠隔授業において、自宅で受講することが困難な学生については情報処理室をはじめとした学内の教室での受講を可能としているほか、通信環境や機器の設定等の相談はシステム室および学生支援部にてサポートを受け付けている。なお、Google クラウドルームをはじめとしたツールを使用している科目については、必要性や授業の内容に基づき、過去の授業資料や動画等を継続して掲載することで、学生が改めて視聴することができるよう対応している。

〔修学支援（経済面）〕

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

経済的支援を必要とする学生のために、本学独自の奨学金、後援団体による奨学金、外部機関の奨学金等を以下のとおり提供している。

（１）本学独自の奨学金等

本学独自の奨学金等については、「ラファエラ・マリア スカラシップ規程」（資料 7-3）及び「緊急奨学金規程」（資料 7-4）等に定められており、次のとおりとなっている。

①ラファエラ・マリア スカラシップⅠ

入学試験の成績により給付される奨学金

②ラファエラ・マリア スカラシップⅡ

在学生の希望者のうち、人格・成績ともに優秀と認められた学生に給付される奨学金

③緊急奨学金

在学生の家計の急変に対応するために給付される奨学金

④被災等に伴う授業料減免

在学生の被災等による家計の急変に対応するために給付される奨学金

⑤海外研修助成金

本学の海外研修プログラム等への参加者を対象とした助成金（泉会からの支援を含む）

（２）後援団体による奨学金等

本学在学生の保護者の会である「泉会」及び卒業生の保護者の会である「親泉会」のほか、本学の設置母体である「聖心侍女修道会」による奨学金があり、それぞれの目的は次のとおりとなる。

①泉会奨励金、泉会学費奨励金、親泉会奨学金

経済的な支援が必要と認められる学生に貸与される奨学金

②宗教法人カトリック聖心侍女修道会教育支援給付奨学金

平和な地球社会建設に貢献する若い世代の育成を目的に給付される奨学金

（３）外部機関の奨学金等

独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金への申請のための対応を行っているほか、「高等教育の修学支援新制度（授業料減免無償化制度）」（文部科学省）への対応も行っている。これらの奨学金等の情報は全て、「学生便覧」（資料 1-6）及び公式 HP（資料 7-1【ウェブ】）等で周知している。

【生活支援】

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

本学では、毎年度、全学生を対象とした定期健康診断を実施しており、必要に応じて健康診断証明書の発行を行っている。保険制度として、人間学部・人文社会科学部及び看護学研究科においては、学生教育研究災害傷害保険及び賠償責任保険に機関として加入しており、看護学部看護学科及び助産学専攻科においては、総合保障制度「Will」に加入しているほか、学生が任意で加入できる保険の紹介も行っている。学生のメンタル面への配慮として、学生相談室にはカウンセラー（3名の公認心理師・臨床心理士資格保有者）を配置している。また、災害時への対応として、全学生及び教職員を対象とした避難訓練を毎年度、実施している。

その他、一人暮らしの学生の健康面や安全面の向上に向け、「生活講座」を開催するなど、個々の学生生活に則したサポートを実施している。これ以外にも、インターネット上のトラブルや消費者トラブルに関する啓蒙活動も実施している。

- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

学生の孤立化を防止するため、入学前及び入学後に、いくつかの機会を講じて学生が相互の交流する機会を確保している。まず、入学前には12月と3月末に実施している入学前オリエンテーションの際に、学科ピアの学生が、学生間の交流を促進するためのワークを企画し、全学生に参加を促している。

また、新年度が始まった段階では4月末に実施している清泉セミナーにおいても学生間交流のためのワークを、同じく学科ピアが企画し実施している。さらには、1年次の12月にはクリスマス交流会も企画・実施することで、1年次の当初、初期、年度終わりにかけて学生間交流を促進している。2年次以降に関しては、少人数のゼミの運用でカバーしている。

その他、学生の自治組織である学生会での委員会活動、サークル活動、授業や演習でのグループ活動の機会なども多く、孤立化防止に一定の効果が出ている。今年度からは、新たな場として学生同士が支え合い学び合い高め合う場として互習室も設置している。

本学では「気持ちの良い挨拶」の励行にも努めている。その一環として「朝の挨拶運動」を新年度初めに一週間程実施している。この期間に限らず日頃からキャンパス内では積極的に学生への挨拶や声掛けをしてさらなる定着を目指している。この取り組みによって、学生のマナー向上と社会人教育の一環としての効果を期待するだけでなく、学生同士、学生と教職員との距離が近くなる効果にもなっていると考えられる。外部評価や認証評価の際に限らず、学外の方からも清泉生はしっかりと挨拶ができるので非常に好感が持てるとお褒めの言葉をいただく機会が多くある。

【進路支援】

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

本学では、4年間を通して自己理解・職業理解を図り就労意識や職業観を段階的に涵養するキャリア系科目を配置することにより、体系的・段階的なキャリア教育を実施している。

人間学部においては、「キャリア・デベロップメント（以下、「CD」という。）」科目をキャリア系科目の中核とし、「CD 入門」（1年次科目）、「CD 基礎」（2年次科目）、「CD 展開」（3年次科目）、「CD 実践」（4年次科目）において、社会に出てからの心構えや、ワークライフバランスを段階的に身につける教育を実施している。なお、CD科目では、卒業生や社会人ゲストを招聘する機会を多く設け、学生との意見交換の場や学外活動などアクティ

ブ・ラーニング的な授業を展開して具体的なキャリアイメージの形成に力を入れている。中でも3年次科目「CD 展開」では、本格的な就職活動直前でもあることから、キャリア支援課で行うガイダンスと両輪で補完し合いながら構成している。効果を上げている取組としては、10年前から包括連携事業の一環で実施している長野商工会議所との「企業人との座談会」(15 事業所参加)、長野県中小企業団体中央会との「若手社員との交流会」(16 事業所参加)である。「働くこと・社会人」という大きな枠で実際の企業の方と意見交換を行うことができる貴重な会で、学生たちの問いに、企業の方はご自身の経験から真剣に対応してくだり、学生はリアルに働くことをイメージしながら、これから始まる進路選択・就職活動に向けて、自分がどのように社会とつながっていくかを考えることができ、大切な時期へ助走をつける機会になっている。また、異年齢の社会人に質問することのハードルを感じている学生に対して率直にお応えいただけることを学生は知り、この取り組みを実施して以降、その後の就職活動においても自らの疑問点や必要な情報を積極的に得ていくことにつながっている。広く相手を知り、比較しながら自分が納得できる職業選択をしていく姿勢が身に付くだけでなく、今後のキャリア形成に向けた主体的な活動につながるきっかけとなっている。

その他、「日本語表現」「日本語語彙」「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」「ウェブデザインⅠ」「ウェブデザインⅡ」「データ処理概論」「ビジネス実務」「キャリアマナー」「キャリアのための基礎教養Ⅰ(社会系)」「キャリアのための基礎教養Ⅱ(理数系)」「インターンシップ」を配置し、一般常識の基礎的な知識と社会人マナーと実務を身に着けるとともに、社会人基礎力を育成している。また、ファイナンシャル・プランナー3級取得をめざし、人生を設計するという視点で「FP 対策講座」を配置している。

看護学部においては、1・2年次には専門科目の中でキャリア形成について学ぶ機会を設けている。1年次の「スタートアップ実習」、2年次「チーム医療と多職種連携論」では地域における病院や施設の役割、そこに係る看護職の役割と多職種との連携について学ぶ。4年次実施の「看護プロフェッショナルⅡ：看護とリーダーシップ」、「生と死の痛みのケアリングコロキウム」をキャリア系科目として配置している。

学生のキャリア支援・進路(就職)支援を中心的に行う部署として「キャリア支援課」及び「キャリア支援委員会」を以下のとおり設置している。

①キャリア支援課

進路支援の専門部署として設置されており、進路に関する個別ヒアリング・相談、各種ガイダンス・セミナー、公務員対策講座等の実施・運営や求人の開拓・受付から情報発信を担う。

②キャリア支援委員会・キャリア連絡会

本学及び併設短期大学部共同の教員及びキャリア支援課職員で構成される「キャリア支援委員会」を設置している。定例会を月1回開催しており、就職・進学支援計画の策定や活動の検討を行っている。また、学科毎に進路指導の担当教員とキャリア支援課で「キャ

リア連絡会」を必要に応じて開催し、個別の学生動向や課題を共有することにより、効果的な支援が展開できるよう体制を確立している。

その他にも、進学・留学希望者に対して、キャリア支援課が窓口となり情報提供を行い、志望分野の教員指導が受けられる体制や、本学公式 HP 内に、学内の個別アカウントでのアクセス認証が必要となる就職支援サイトを作成し、求人票や就職説明会の情報への常時アクセスや、個別相談予約、就職活動・内定報告ができる体制など、情報の一元化を含めたより適切な進路支援を行うための継続した体制を整備している。

キャリア支援課では、学生の進路支援として個別相談や進路ガイダンス等を以下の通り実施している。

1. 個別相談

学生の希望や状況に応じた個別相談を通じて、学生が目的を持ち、主体的に進路選択をする支援を実施している。具体的には、「就職（進路）登録書」に基づいて個々の適性や希望を把握し、随時、個別相談を実施できる体制としている。また、ゼミ教員や担任教員とも学生の動向を共有しており、各学生の進路相談に対応できる体制となっている。なお、メンタル的な配慮の必要な学生については、学生相談室と連携して対応しているほか、進学希望者や教員志望者に対しては、専門分野の教員による受験指導・対策を行っている。

2. ガイダンス等による支援

人間学部では、3 年次の春学期から進路ガイダンス（資料〇〇）を実施し、卒業後の進路の意識づけや就職・進学意欲を高める動機づけを行っている。秋学期からは、ほぼ毎週ガイダンス・セミナーを実施し、具体的な行動に移せるよう展開している。具体的には「就活キックオフ・準備の進め方理解」「インターンシップ振り返り・これからの活動術」「仕事選びと視野の広げ方」「業界・職業研究セミナー（10 業種）」「企業との接触術」「就活直前の選考対策総まとめ」「チャレンジセミナー」など適切な情報提供と実践的セミナーを行い、年度末には本学独自の「職業研究企業合同説明会（24 社）」を実施している。どのような職業選択をするか、就職活動を通じて選択していく学生が多い現状であることから、特に職業の多様性の理解と職業選択の幅を広げられるような支援に注力している。今年度は、2 年次を対象とした進路ガイダンスも試行的に実施して、3 年次以降の進路準備導入がスムーズにいくかを検証する予定でいる。

看護学部では、1 年次から段階的な支援プログラムを正課外で行っている。1 年次「キャリアデザイン講座」2 年次「実習マナー・コミュニケーション講座」「就職準備スタートアップ講座」「小論文基礎講座」「就活基礎知識講座」3 年次「就活スタート講座」「就活インターンシップマナー講座」「求人票の見方・合説活用講座」「先輩による就活活動体験講座」「履歴書・面接・選考対策講座」「小論文対策」などを実施しているほか、養護教諭を目指す学生を対象に採用選考対策講座として「過去問トレーニング」「小論文対策講座」「面接対策講座」などを担当教員とキャリア支援課が連携して実施している。

【その他支援】

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

＜サークル・学生会・行事等学生が主体的に参画する活動＞

正課外活動支援については、本学では、文科系 15 団体、スポーツ系 5 団体及び学生会が公認サークルとして活動している。これらの団体には、活動費を支援し、活動費が不足する場合には、泉会（保護者会）助成制度（エーセス）の申請を促し、活動が活発な団体に対しては追加費用の支援を行っている（資料〇-〇）。活動環境として、放課後の体育館、音楽堂、表現系自由教室（リハーサル室）や栄養実習室を開放している。

大学祭（「清泉祭」）は、実施に際し、教職員の担当者を配置して活動を支援している。また、3 月に講師を招いて学生会リーダー研修会を実施し、サークルや学生会のメンバーが参加している。この研修を通じて、学生間の交流と主体的に活動するための資質の向上をはかり、学生活動の充実を支援している。

ボランティアは、地域連携センターが中心となり学生のボランティア活動の推進するための活動支援を行っている。ボランティア情報を開示するとともにポータルサイトで全学生に配信しており、参加希望者を募るほか活動先との調整を行うとともに活動後の学生からの報告書のとりまとめを行っている。ほかにボランティア活動が単位認定される制度や学生自身が企画するボランティア活動「Let's try ボランティア」に助成を行っている。

【学生の基本的人権の保障】

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、学生及び教職員が個人として尊重され心身ともに安全で安心できる環境のもとで学生等の勉学及び教職員の職務等の遂行が保障されるよう「ハラスメント防止等管理規程」（資料〇-〇）を制定し、ハラスメント防止体制を整備しており、必要に応じて適切に内容を改定している。学生及び教職員等にハラスメントに関する苦情・相談体制・解決対応手順、具体的例示等をわかり易くするためにハラスメント防止・対応ガイドラインを制定し明確化している。組織体制としては、「ハラスメント防止委員会」およびリスク管理全体を統括する「リスク管理委員会」が設置されており、ハラスメント事案が発生した際には「ハラスメント対応危機対策本部」が設置される。また、学長の任命により、ハラスメントの相談窓口として教職員の「相談員」を配置している。

個人情報の取り扱いについては「個人情報保護運用管理規定」を制定し、管理運用している。苦情および相談があった場合には対応責任部署として総務部が適切かつ迅速な対応を行うこととしている。あわせて対外的に公表する苦情・相談の窓口も総務部としている。所管業務における苦情・相談が各所管部署にあった場合は、当初の窓口を所管部署として対応責任部署の総務部と連携して「個人情報管理・取扱基準」等により対応することとし

ている。

学生に対しては「MY CAMPUS GUIDE BOOK」(資料〇-〇)、公式 HP (資料〇-〇【ウェブ】)において、ハラスメントに関する定義と相談窓口、対処法に関する情報を掲載するなどして周知を行っている。また、本年度は「防犯講座」を活用し、1年生を対象にハラスメント防止と相談方法の説明を行った。2025 年度において、学生が対象となったハラスメント事案は発生していない。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

②-1 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生支援の点検・評価および改善に向けた取り組みについては、以下の通り PDCA サイクルを構築し、適切に現状把握と課題の抽出を行っている。

1. 修学支援・生活支援の点検と評価

修学および生活支援に関しては、教学部門と学生支援部が策定する「中期計画」および「単年度事業計画」の進捗管理において定期的な検証を行っている(資料〇-〇)。具体的には、以下の多角的なデータに基づき、施策の効果検証と課題の把握に努めている。

- ・学生の出欠席状況および修得単位数の推移
- ・「学生生活アンケート」および「授業評価アンケート」の結果
- ・退学者数および退学理由の分析

これらの分析結果は次年度以降の施策に反映させ、教授会での審議を経て学長が決裁し、最終的に理事会の承認を得る体制を構築している。

2. 進路支援の点検と評価

進路支援についても、キャリア支援課の中期・単年度計画に基づき、定期的な評価を実施している(資料〇-〇)。キャリア支援課およびキャリア支援委員会では、単なる年度末の評価に留まらず、学生の就職内定率の進捗や各種ガイダンスの実施状況をリアルタイムでモニタリングし、都度、支援内容の改善を図っている。次年度の活動方針策定に際しては、前年度に洗い出された課題を具体的施策に確実に反映させることで、支援の質的向上を図っている。

②-2 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援の質を継続的に向上させるため、教育の質の維持・向上および学生の学修意欲に応えるため多角的なアンケート調査による定期的な点検・評価を実施し、その結果を具体的施策の改善に直結させている。

(1) 学生生活アンケート：生活実態の把握と環境改善

学生生活委員会および学生支援部が主体となり、毎年 12 月に全学生を対象とした調査を実施している（資料〇-〇）。

- ・運用の効率化と即応性：2019 年度よりスマートフォン回答システムを導入し、回答率と集計速度を向上させた。集計結果は 3 月に学生へ公表し、全教職員で共有している。

- ・時代の変化への対応：2024 年度には設問を生活実態に即した内容へ全面的に刷新。さらに 2025 年度の共学化に際しては、新たな学生層のニーズを捉える設問を追加し、多様な学生に対する支援体制の構築に活用している。

- ・学科単位での改善：4 月には学科別の分析結果をフィードバックし、施設設備の修繕や学生相談体制の拡充など、各学科の教育・生活環境の具体的な改善に役立てている。

具体例としては、学生同士が支え合い学び合い高め合う場として互習室の設置や学修に困難さを抱える学生を支援する学修サポート室設置などがある。

(2) 授業評価アンケート：教育の質保証と学修支援の最適化

本学では、FD 委員会（事務取扱：学生支援部）のもと、各学期（春・秋）に開講される全ての科目を対象に「授業評価アンケート」を実施しており（資料〇-〇）、各科目の最終授業にて、科目担当教員から履修者全員に対して本アンケートの必要性や大学および学部・学科のディプロマ・ポリシー（以下 DP）等との関連性を説明の上、積極的な回答を行うよう依頼している。

本アンケートは本学の学務情報システムを介して実施しており、その結果は FD 委員会及び IR 室へ共有され、集計・分析を実施した上で各科目担当教員に開示される。教員は、その結果に基づき PDCA チェックを実施し、自己評価を行うことで、授業の改善に取り組み、教育の質の維持・向上につなげている。また、集計・分析した概略、検証結果を公式 HP 上で公開している。

(3) 卒業生アンケート：教育成果の長期的検証

卒業後 3 年を経過した卒業生を対象に、大学教育の実効性を検証している（資料〇-〇）。

- ・DP の検証：「学生時代に身に付けた能力が実社会で役立っているか」などをカリキュラムマップと紐づけて分析している。

- ・成果の確認：特に DP に関連する「他者尊重」「人間関係構築力」「行動力」の項目では、肯定的な回答が 100%に達しており、本学の教育支援が卒業後のキャリア形成に有効に機能していることが確認された。

（４）外部客観指標による評価と成果

学内調査に加え、「全国学生調査（第４回試行実施）」等の外部指標を積極的に活用し、自学の立ち位置を客観的に把握している。

・成果：ポジティブリストにおいて、人文分野では24項目中11項目が10位以内（うち1位2項目）、医療系分野においても10位以内に2項目入るなど、学生から極めて高い評価を得ている。これらの外部評価の結果は、学内での成功要因の分析に活用し、さらなる支援の質の向上に向けたエビデンスとしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

学生支援部が修学と生活の両面を担当し、保健室、学生相談室、教務課、学生課、キャリア支援課が有機的に連携。小規模大学の強みを活かし、多職種によるワンストップ支援と学生情報の迅速な共有と早期対応を実現して学生支援全般を適切に実施できている。そのほか専任教員がメンターやアドバイザー（看護学部は担任）として全学生に配置されており、学修面から生活面まで「顔の見える」きめ細かな支援が機能している。特に配慮が必要な学生が増える傾向にあり、「合理的配慮」制度の運用や「学修サポート室」の試験的設置により、障がいのある学生、学修困難者（留年・退学者候補）に対し、実態に即した具体的な支援を行っている。また、ICT環境（BYOD導入）への対応、学生生活アンケートや授業評価アンケートを迅速に集計、フィードバックする体制を整えて、データに基づく改善、共学化や時代に合わせた柔軟な刷新などPDCAサイクルの確立と客観的評価の活用で即応した改善を行っている。

進路支援については、1年次から4年次まで「キャリア・デベロップメント（CD）」科目を配置するなど、体系的なキャリア教育と企業人との座談会などのアクティブ・ラーニングを通じて自らライフプランニングと職業観を醸成している。併せてキャリア支援課のプログラムを段階的に実施できる体制が整備されており、今年度から低学年からの就業意欲の喚起、低学年からのインターンシップ（就業体験実習）の促進、卒業生・企業人との対話機会を多く設けるなど新たな試みも展開している。その効果として2024年度は心理コミュニケーション学科98.4%、文化学科、看護学科は100%と高い就職実績であった。2025年度は全ての学科（心理コミュニケーション学科、文化学科、看護学科）が100%と高い就職率を維持していることは本学の強みである。引き続き学部の特性に応じた支援を行い、現状の維持・向上を目指す。

【問題点】（今後の課題）

2025年度からの共学化により、男子学生の受け入れという大きな環境変化が生じている。学生アンケートなど学生の声を拾い上げながら性差や多様な価値観に応じた生活・施設面

での具体的な支援策の拡充が必要となる。

進路支援については、イベントへの参加者が減少傾向にある。学生を十分に動機付けられる学生のニーズに合わせた開催形式と内容の再検討が必要である。看護学部においては「教員間の負担・責任バランスの分散」を新たに展開し始めたが、手厚い個別支援を維持しつつも、特定の教職員に負担が集中しないような組織的な業務分担を継続できるよう整えていく必要がある。

2025 年度から試行的に開設された学修サポート室について、その効果をどのように測定し、持続可能な体制（教員の負担軽減と専門性の確保の両立）に落とし込み、本格運用と定着に向けた検討が今後の焦点となる。また、BYOD（個人 PC 持参）の導入に伴い、学内の Wi-Fi 環境や充電設備の増設を行っているが、学生個人の PC スキルや通信環境の差による「学修格差」が生じないよう、継続的なモニタリングとシステム室・学生支援部による技術的サポートの強化が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策

本学における学生支援の質をさらに高め、変化する学生ニーズに即応するため、以下の通り改善・発展方策を推進する。

① 修学支援（学習面）：支援の専門化と「学修サポート室」の拡充

- ・2025 年度より試験運用を開始した「学修サポート室」について、利用学生の単位修得状況や継続率を検証し、2026 年度以降の本格運用に向けた体制整備を行う。
- ・年々増加し、多様化する障がい（特に発達障がいや精神疾患）を有する学生への対応力を強化するため、専門家を招いた学内研修（FD・SD）を定期開催し、全教職員の合理的配慮に対する理解とスキル向上を図る。

② 修学支援（経済面）：周知徹底と継続的な制度設計

- ・独自の給付型奨学金や緊急支援制度について、経済的困難を抱える学生へ早期に情報が届くよう、ポータルサイトや SNS を活用した広報を強化する。また、社会情勢の変化に応じ、現行のスカラーシップ制度が学生の実態に即しているか適宜見直しを行う。

③ 生活支援：共学化に伴う環境整備と孤立防止

- ・全学共学化に伴い、男子学生を含む多様な学生層のニーズを「学生生活アンケート」を通じて細かく吸い上げ、施設設備の改修や新たなコミュニティ形成（交流イベント等）を企画する。
- ・「互習室」や「ピア・サポート」の活動を活性化させ、ICT 活用による遠隔授業下においても学生が孤立しない相談しやすい環境作りを推進する。

④ 進路支援：低学年からの動機付けとアプローチの多様化

- ・進路支援イベントへの参加者減少という課題に対し、従来のガイダンス形式に加え、低学年からのインターンシップ促進や、卒業生・企業人を招いた対話型イベントを拡充す

る。

- ・就職不適応者や活動に消極的な学生に対し、ゼミ教員とキャリア支援課、さらには学生相談室が三位一体となった個別フォローアップ体制をより強固なものとする。

⑤ その他支援・学生の基本的人権の保障

- ・「日本の大学生選手権」最優秀賞受賞に象徴されるような、学生の主体的な活動（サークル・ボランティア等）を奨励し、活動資金や場所の提供を継続的に支援する。
- ・ハラスメント防止については、相談窓口の周知を徹底するとともに、プライバシー保護を大前提とした苦情申立制度の運用を維持し、学生の人権が守られる安全なキャンパスを堅持する。

全体のまとめ

本学は、「自分を高め、他者のために考え、行動できる人間の育成」という基本方針のもと、小規模大学の強みを最大限に活かした「顔の見える」きめ細かな学生支援体制を確立している。

教職員が密接に連携し、修学・生活・キャリアの各側面からワンストップで支援を行う体制を整備している。特に「学生生活アンケート」や「授業評価アンケート」の結果を、施設改善や学修サポート室の設置といった具体的施策に直結させる PDCA サイクルが有効に機能しており、本評価基準をおおむね充足している。

キャリア教育の体系化（CD 科目の運用）と社会人とのディスカッションを始めとしたアクティブ・ラーニングを数多く実施することで、就職活動等の場面での主体性や学生のコミュニケーション力が高まっている。

また、個別支援の徹底により、各学部・学科において極めて高い就職率を維持している点は本学の大きな長所である。

年々増加している障がいがある学生支援に対しても、学生支援に関する規程に基づき、適切な対応を継続する必要があるほか ICT 活用（BYOD 導入）への迅速な対応など、社会の要請に応じた支援体制のアップデートも着実に進めている。

2025 年度の全学共学化、新学部設置、および大学名変更に伴い、本学は新たな活気に満ちてきている。今後は、2027 年度に予定されている新キャンパス・新学部（農学部）開設に向け、多様化する学生層に対する支援の専門性を高めるとともに、学生が主体的に学び、活動できる環境を教職員協働で創造し続けていく。

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

①-1 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学では、建学の精神及び教育研究上の目的等に基づき、学生の学習や教員による教育研究活動の質の向上を目的として、2014年度から継続して策定している「中期計画」及び「経営強化・改善計画」等を教育研究等の環境を整備するための基本方針として定めている。これらの計画は、教授会や職員への説明会を通じて、全ての教職員間での共有を行っているほか、学内からのみアクセスできる共有のフォルダ内に格納することにより、常時、確認できる環境となっている。

<校地・校舎>

校地面積(校舎敷地・運動場・その他)は、併設短期大学と共有する上野キャンパスに、2019年度に新たに長野駅東口キャンパスが加わり、両キャンパス合計で19,133.40㎡であり、このうち校舎等敷地と運動場敷地は、7,654.03㎡となる。2025年度、人文社会科学部の設置時点での大学設置基準上の必要面積7,440㎡〔人間学部368人＋人文社会科学部72人＋看護学部304人〕×10㎡〕と短期大学の設置基準面積2,800㎡の合計10,240㎡を上回ることから基準を満たしている。

また、校舎等面積は、2023年度に上野キャンパス内に校舎を新設したことで、両キャンパス合計で18,118.07㎡(このうち大学専有部分は、5,819.01㎡で、短期大学との共有部分は12,299.06㎡)となった。2025年度、人文社会科学部の設置時点時点での大学の校舎設置基準面積9,525.64㎡と短期大学の設置基準面積2,100.00㎡の合計の11,625.64㎡を上回ることから基準を十分満たしている。このほか、体育館1,200.47㎡を設置している。

本学上野キャンパスは、長野市北部丘陵地の自然環境にめぐまれた場所にある。近隣には市営昭和の森公園のほか、高等学校等の教育施設もあり恵まれた教育研究環境にある。

また、建学の理念であるキリスト教の雰囲気キャンパスの生活全体を通じて体感できるように校舎のデザインが設計され、掲示絵画、彫像、ステンドグラス等が配置されている。

教育課程のバックボーンとなっているキリスト教思想の伝達に関してはカトリックセンターが所掌し、開学以来キリスト教の雰囲気を学修環境に導入する試みを行なってきた。新入生のオリエンテーションにおいて、学内随所に掲げた 13 枚の絵画を巡回し、キリスト教の主要テーマを追うことで「建学の精神」を体感できる環境としている。

2019 年 4 月に新設した長野駅東口キャンパスは、長野駅東口ロータリーに隣接しており、通学面での利便性が極めて高い。看護学部が主に授業で使用する校舎ではあるが、図書館利用や学内イベントの開催など、大学と短大の共用施設として位置付け、短大の学生も自由に利用できる施設となっている。新設された 6 階建ての校舎は、学内での演習等に対応するため病院仕様のエレベーターが設置されているほか、トイレについても障がい者用の設えが施され、看護・介護の観点からも適した教育環境を整えている。

＜教室等の設備＞

上野キャンパスの教室は、講義室・演習室 31 室、実験室・実習室（情報処理室を含む）21 室を併設短期大学と共有する形で教育目的に沿って整備し、主な教室には、プロジェクターや AV 機器等視聴覚機器を備えている。2025 年 5 月現在、学生が利用可能な PC 計 137 台を情報処理室、自習室、図書館閲覧室、貸出用に設置している。

長野駅東口キャンパスの教室は、講義室・演習室 14 室、実験室・実習室（情報処理室を含む）9 室を設けている。教室には、プロジェクターや AV 機器等視聴覚機器を備え、実験室・実習室は、看護学部の実習に対応した先端的な設備を配置し、充実した環境を提供している。また、学生が利用可能な PC63 台を情報処理室、図書館閲覧室、貸出用に設置している。

①-2 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

教育研究に関する情報基盤等の環境は、学内 ICT 基盤では高速ネットワークの整備、全教室と研究室をカバーする無線 LAN を設置しており、教員の教育研究環境、学生の情報機器の利用環境は十分整っている。2013 年度は、学務情報システムのバージョンアップ等 ICT 環境の強化・向上を中心に教育研究環境の整備、2017 年度及び 2020 年度には、情報処理関連の基盤更新を行っている。

2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面授業から遠隔授業に切替え学習機会の確保に努めた。遠隔授業の導入にあたっては、双方向通信手段として Zoom ライセンス契約を締結したほか、学生の家庭でのネット環境や PC 機器が準備出来ない学生用に、学内で受講できるスペースの提供や貸出用 PC・通話用ヘッドセットを新たに調達するなど

通信環境を整備した。さらに、上野キャンパスの情報処理室にはオフィス系、学習系、統計・解析系など、多様なソフトウェア（資料 8-1）をインストールして学習環境を整えている。

2023 度は ICT サービス向上のため、学務情報システムのアップデートと学内ポータルを導入したほか、上野キャンパスでは無線 LAN 機器の更新を実施した。

情報機器、システム等の利用、安全管理については、システム室が中期計画に沿って教職員対象の講習会を実施している。具体的には、新年度新任教職員を対象に「SJC-Net 講習会」を実施し、SJC-Net を正しい利用のためのログインアカウントとパスワード、ファイルサーバの利用、ネットワーク (Wifi 含む) の利用、メールの利用、様々なシステム (CampusPlan、オクレンジャー、Google Workspace 等) について説明をするほか、1 年生全員を対象にキャンパス・アワーで SNS に関する留意事項をパワーポイントと資料を配付しながら、説明と注意喚起をしている。

また、毎年テーマを決めた基礎講習会を開催しており、2016 年度は Access 講座、2017 年度は Outlook を使ったメール講座、2018 年度は IT 基礎講座としてインターネット&メール・SNS 基礎講座、2019 年度はセキュリティ基礎研修会、2020 年度以降は Zoom 講座、Google Classroom 講座、Google Form 講座、Google Meet 講座を実施し、正しい利用、様々な利用方法、情報倫理について講習を行っている。2023 年度は、社会全体で生成 AI の利用が活性化していることを受け、学生向けには生成 AI を安全に利用するための注意点をホームページで公開した。また、教職員向けには、生成 AI の活用方法を学べるオンデマンド講座を開催した。2024 年度は教職員を対象に Office アプリによる業務効率化の他、セキュリティ対策についてのオンデマンド講座を開催した。

①-3 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学では、組織の構成員全てが情報セキュリティの重要性を認識するとともに、教育研究活動がより適切且つ安全に行われるよう情報を利用する際の基本方針「情報セキュリティ基本方針」を定めている。また情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策のための組織と体制及び情報資産の適正な管理・運用を明確化した「情報セキュリティに関する実施規程」（資料 8-3）を定めている。さらに、実施規程を基に、各部門において実施規程、実施手順、ガイドライン等に具体的に展開している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備

しているか。

- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

②-1 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

学生の学習や教員による教育研究活動に必要となるデータベース 13 種（うち有料 9 種）を導入しており、両キャンパスからのアクセスが可能となっている。なお、各種データベースの選定は、教員からの要望を受けて図書委員会により行われる。

各キャンパスの状況は次の通りである。

＜上野キャンパス＞（資料）

2025 年 5 月末現在、図書 84,343 冊、学術雑誌は 216 種、視聴覚資料は 4,192 点[栄田 1.1]となっている。特に、本学の建学の礎であるキリスト教関係図書の充実のほか、認定絵本士や司書課程に関連する資料も備えている。また新たな人文社会科学部に関連する資料は、教職員に選定を依頼し、整備した。学術雑誌は、毎年専任教員に購読雑誌の周知の意味を含め一覧を配付し、希望により整備を行っている。授業用参考図書は、各授業のシラバスで指定された参考図書を図書館入口に特設コーナーを設け、授業担当教員ごとに配架して学生の便宜を図っている。

＜東口キャンパス＞（資料）

看護学部生が必要な看護のほか、医学、薬学の分野を軸に資料を揃えている。2025 年 5 月末現在、図書 6,728 冊、学術雑誌は 93 種、視聴覚資料は 290 点[栄田 2.1]となっている。今年度に新たに開設された保健師課程に関連する資料を備え、学生の利用に供している。また、国家試験対策用のコーナーを設け配架場所を整理し、利用者の利便性を図った。

●国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

他館との連携は NACIS-CAT/ILL システムを通じて実施している。大学院生に対しては文献の取り寄せ費用を一定金額補助する制度を設けている。また日本カトリック大学・短期大学連盟加盟館で作る図書館協議会の横断検索システムも利用している。

●リポジトリの構築

長野県内の大学・短大で構成されている信州共同リポジトリに参加し、清泉大学機関リポジトリを構築し、研究紀要等（資料〇〇）を Web 上で公開している。

このほか、県内私立大学、短大 8 校で連携している読書推進を図った活動を行っている。

●学術情報へのアクセスに関する対応

学術雑誌や新聞記事を検索する有料データベースを導入しており、計 9 種を両キャンパスで利用できる。また、これらのデータベースは、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、国立情報学研究所が提供している CiNii、電子ジャーナルと合わせて図書館ホ

ホームページ上にコンテンツを集約し、学生、教職員が HP からアクセスできるようにしている。

課金制のデータベースなど一部を除き、IP アドレス認証としているため、学内であれば図書館以外の場所からも利用できる。一部学外からのアクセスが可能なものは、利用方法を図書館ホームページで周知している。また、ガイダンスなど状況に応じアクセス件数を増やすなど、対応を行っている。データベースの導入については図書委員会で検討している。

評価の視点：図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

職員は専任職員 2 名とパート職員 2 名（司書資格 3 名）を配置している。必要に応じて各種研修会に参加し、業務に必要な知識・情報を収集するよう努めている。今年はカトリック大学・短期大学連盟図書館協議会、私立短期大学図書館協議会が企画する研修会に参加した。また、県内私立大学・短大図書館で企画した研修会（対面で実施）に参加し、他館の職員との情報交換を行うことができた。

両キャンパスで所蔵する資料は、学内メール便を利用し、相互利用できる体制とし、図書館ホームページ上に書式を掲載している。また文献複写、相互貸借については Web から申込ができる機能もあり、大学院生の利便性を図っている。図書の購入、選定は、専門分野の書籍に関しては、当該分野の教員や職員が行い、学生による購入希望は柔軟に受け入れている。

今年度から新入生は各自 PC を保有することとなったため、当初は OS のバージョンアップのタイミングで学生用 PC の整備について検討したが、利用状況が高いため PC の台数は現状のままとした。

<上野キャンパス>

閲覧座席数 116 席である。専任職員 2 名とパート職員 0.5 人で対応している。蔵書検索用の PC 1 台をカウンターに設置しているほか、学内ネットワークに接続する PC15 台と館内貸出し用のノート PC 4 台を整備している。また、閲覧室が 1・2 階に分かれている特性を活かし、1 階を共同学習スペース、2 階は個人学習スペースとして、分けて利用している。1 階をラーニングコモンズ仕様になっているため、授業での使用や学生がグループで学習するなど、利用度は高い。開館時間に関しては、試験期間 2 週間は開館時間を 1 時間延長し、19 時までとしている。

<東口キャンパス>

閲覧席数は 32 席である。専任職員と夜間対応のパート職員の 1.5 名体制として、長期休業中も学外実習に応じて 20:00 までの開館としている。蔵書検索用の PC 1 台はカウンタ

一に設置している。固定型の PC は館内に設置していないが、学内貸出用ノート PC7 台の管理を図書館で行っている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

③-1 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

本学は、研究を高等教育の質を支える基盤として位置付け、各教員がそれぞれの専門分野において研究活動を継続的に行い、その成果を教育内容の充実及び社会貢献につなげることを重視している。この基本的な考えに基づき、教員による教育研究活動の促進、研究時間の確保、研究費の適切な運用・管理、外部研究資金獲得の支援等を目的として、研究支援業務全般を担う部署として教育文化研究所を設置している。また、同研究所の校務運営については職員が担うことにより、教員の事務負担を軽減し、教員が教育研究活動に専念しやすい体制の整備に努めている。この方針は中期計画等にも引き継がれており、教職員間で共有している。

教員の研究活動を支援するため、研究費については、「学内研究費規程」及び「研究費取扱基準」に基づき、目的及び対象を明確にした上で支給している。具体的には、専任教員を対象に、教員個人の研究活動の活性化を目的とする個人研究費 1、科学研究費助成事業への申請促進を目的とする個人研究費 2 を設けている。また、助手を対象とした研究活動奨励費、複数の専任教員による共同研究を対象とした共同研究費、研究成果を広く社会に発信するための研究成果出版助成を設け、個人研究、共同研究、研究成果の公表を支援している。これらの研究費については、研究費の適正な運用・管理を図るため、毎年度必要に応じて取扱基準の見直しを行っている。

外部資金獲得のための支援については、教育文化研究所が、科学研究費助成事業をはじめ

めとする公的研究費や財団助成等に関する情報提供、申請手続きの補助、研究費の執行管理等を行っている。また、学部によっては、科学研究費助成事業の申請件数及び採択件数の向上を目的として、FDの一環として講習会や説明会を実施している。さらに、2024年度には研究力向上を目的として、外部講師による外部資金獲得のための動画講座を導入し、教員の申請支援を行った。その結果、前年度と比較して申請数及び採択数が向上しており、外部研究資金獲得に向けた支援の一定の効果が認められる。

研究環境の整備については、各学部の教育研究上の必要性に応じて、専任教員に研究室を整備している。人間学部には所属する専任教員については個人研究室を整備し、看護学部には所属する専任教員のうち、教授、准教授及び講師については個人研究室を整備している。また、助教及び助手については、複数名で使用する研究室を整備している。研究室には、パソコン、プリンター、キャビネット、学生・来客用デスク等を配置し、教育研究活動に必要な環境を整えている。

研究時間の確保については、「教員勤務規程」において、担当する授業時間を原則として1週12時間、すなわち6コマとしている。また、セメスターごとに日程調整を行った上で、助手を除く専任教員に週1日の研究日を設け、教育、学生指導、校務との調整を図りながら、研究活動を継続できるよう配慮している。

人的支援については、専任教員の教育研究活動を支援・補助し、研究時間の確保に資することを目的として、2021年度からティーチング・アシスタント制度を導入している。同制度は、看護学研究科の大学院生を対象とし、看護学部看護学科における教育補助業務を中心に運用しており、2024年度においてもTAによる教育研究活動支援を継続して実施した。これにより、大学院生にとっては教育補助を通じた教育研究能力の育成機会となるとともに、教員にとっては授業運営上の補助を得ることにより、教育研究活動の質の向上につながっている。

以上のように、本学では、研究を教育の質を支える基盤として位置付け、研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、外部研究資金獲得支援、TA制度の活用等を通じて、教員の研究活動を支援するための基本的な条件整備を行っている。特に、教育文化研究所を中心とした研究支援体制を整備し、研究費の運用管理、外部資金申請支援、研究倫理研修等を組織的に担っている点は、本学における研究支援の基盤となっている。

一方で、専門的な研究支援人材の配置、若手研究者育成のための体系的な仕組み、外部資金獲得支援のさらなる充実、研究時間の一層の確保については、今後も改善の余地がある。小規模大学である本学においては、教員が教育、学生支援、委員会業務等を幅広く担っていることから、研究活動に充てる時間を十分に確保することが課題となりやすい。今後は、学内業務の効率化、委員会運営の見直し、外部資金申請支援の強化、若手研究者及び申請経験の少ない教員への支援の充実を図り、研究活動のさらなる活性化につなげていく。

これらのことから、本学は、研究に対する基本的な考えに基づき、教員の研究活動を支援するための条件整備を行い、研究活動の促進に取り組んでいると評価している。

③-2 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究倫理の遵守、研究活動における不正行為の防止、公的研究費の適正な管理・運営を図るため、必要な規程及び体制を整備している。

研究倫理及び研究活動の不正防止に関する規程としては、「研究倫理規程」「研究における不正行為防止・対応規程」「公的研究費運営・管理規程」「公的研究費監査規程」等を整備している（資料 8-6）。「研究倫理規程」では、研究倫理委員会、研究倫理審査、研究倫理研修等、本学における研究倫理全般に関する事項を定めている。また、「研究における不正行為防止・対応規程」では、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が疑われる場合の対応について定めており、毎年度の不正行為防止計画についても同規程に基づき取り組んでいる。さらに、「公的研究費運営・管理規程」及び「公的研究費監査規程」により、公的研究費の適正な管理・運営及び監査体制を整備している。

教員及び研究支援業務に携わる事務職員に対しては、研究倫理の遵守及び研究費の適正な使用を徹底するため、毎年度、研究倫理研修及びコンプライアンス研修を実施している。研究倫理研修については、研究倫理規程に定められた統括管理部署が実施し、すべての専任教員、大学院生及び大学院に所属する研究生、研究支援業務に携わる事務職員を対象として、受講と理解を義務付けている。2021 年度からは外部 e ラーニングシステムである eAPRIN を導入し、学科単位で受講内容を選定した上で実施している。

また、コンプライアンス研修については、公的研究費運営・管理規程に定められたコンプライアンス推進責任者の指示に基づき、不正防止推進部署が毎年度実施している。公的研究費をはじめとする外部研究費に関わる専任教員及び研究支援業務に携わる事務職員を対象として、研究費の適正な使用、不正使用の防止、関係規程の遵守等について周知を図っている。これらの研修により、研究者及び研究支援業務に携わる職員の倫理意識の醸成と、研究費の適正な管理・執行の徹底に努めている。

学生に対しては、年度当初のオリエンテーションにおいて研究倫理に関する資料を配布し、研究活動において遵守すべき基本的事項について周知している。また、卒業研究を開始する学生に対しては、指導教員が研究倫理に関する説明を行い、研究対象者への配慮、個人情報の保護、データの適切な取扱い、引用・剽窃の防止等について理解を促している。卒業研究等の研究課題については、指導教員の判断により研究倫理審査の対象としている。大学院生については、教員と同様に研究倫理研修の対象としており、研究者として必要な倫理的態度及び知識の修得を求めている。

研究倫理審査体制については、看護学研究科及び助産学専攻科の設置等に伴い、研究倫理審査の対象拡大に対応するため、規程の改定を実施してきた。さらに、国が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び同ガイダンスを踏まえ、研究

倫理審査体制の見直しを行い、2023 年度からは研究倫理規程に基づき、各学部研究倫理審査委員会を設置している。これにより、教員及び学生等からの申請に基づき、研究課題ごとに適切な審査を実施する体制を整えている。

以上のように、本学では、研究倫理及び研究活動の不正防止に関する規程を整備するとともに、教員、大学院生、学生、研究支援業務に携わる事務職員を対象として、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施している。また、研究倫理審査委員会を設置し、研究課題ごとの審査体制を整備することにより、研究対象者への配慮や研究データの適切な取扱い等を確認する仕組みを設けている。

一方で、学部学生に対する研究倫理教育については、年度当初の資料配布や卒業研究開始時の指導教員による説明を中心としているため、今後は、学修段階に応じた研究倫理教育の体系化や、全学生が継続的に確認できる教材・研修機会の整備について検討する必要がある。また、研究活動の高度化や外部資金の増加に対応するため、研究倫理審査及び研究費管理に関する学内周知を継続的に行い、教職員及び学生の理解をさらに深めていく必要がある。

これらのことから、本学は、研究倫理及び研究活動の不正防止に関する規程及び体制を整備し、学生を含めた研究倫理の遵守に向けた取り組みを行っていると評価している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

④-1 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、教育研究等環境に関わる事項について、自己点検・評価の仕組み、中期計画及び単年度事業計画の策定・検証の過程を通じて、定期的に点検・評価を行っている。校地、校舎、施設、設備等の適切性については、学部・学科の設置又は改組に係る認可申請・届出等の機会に、文部科学省に対して必要な事項を報告し、大学設置基準等に照らして適切性の確認を受けている。

教育研究等環境に関する点検・評価は、自己点検・評価委員会等における全学的な点検・評価に加え、中期計画及び単年度事業計画の策定過程において実施している。各部署及び

各学部・学科は、教育研究活動を円滑に実施するために必要な施設・設備、情報環境、研究環境、学修環境等の現状を確認し、課題や改善を要する事項を把握している。把握された課題については、必要に応じて事業計画や予算要求に反映し、全学的な観点から優先順位を整理している。

また、学生の立場から見た教育研究等環境、特に学修環境の状況を把握するため、学生生活アンケート等を活用している。学生生活アンケートでは、教室、図書館、情報機器、学内設備、学生生活支援等に関する意見を収集し、学生が日常的に利用する教育研究等環境の現状や課題を把握するための根拠資料としている。

さらに、定期的な点検・評価に加え、日常的な授業運営や学生対応の中で把握された施設・設備上の不具合や改善要望についても、学科長、学部長、関係部署を通じて総務部等に情報が集約される仕組みとしている。これにより、教室設備、空調、情報機器、ネットワーク環境、実習・演習に必要な設備等について、現場の状況を踏まえた点検・評価を行っている。

2025 年度においては、大学名称変更及び学部・学科改組後の教育研究活動を円滑に進める観点から、教育研究等環境の適切性について継続的に確認を行った。特に、授業運営、学生の学修環境、教員の教育研究活動に必要な施設・設備の整備状況について、関係部署間で情報共有を行い、現状の把握と課題の整理を進めている。

以上のように、本学では、自己点検・評価、中期計画、単年度事業計画、学生生活アンケート、日常的な施設・設備の不具合情報等を根拠として、教育研究等環境に関わる事項を定期的かつ継続的に点検・評価し、現状、成果が上がっている取り組み及び課題の把握に努めている。

④-2 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、教育研究等環境に関する点検・評価の結果を踏まえ、改善・向上に向けた取り組みを行っている。教室内の設備、情報機器、備品等の不具合や軽微な改善については、関係部署が状況を確認した上で、可能な限り速やかに対応している。また、予算措置を要するものについては、単年度事業計画及び予算編成過程において検討し、必要性や緊急性を踏まえて整備を進めている。さらに、大規模な施設整備や中長期的な対応を要する事項については、中期計画に位置付け、理事会等の承認を得た上で実施する仕組みとしている。

具体的には、校舎の老朽化、狭隘化、教育研究活動の高度化に伴う施設・設備上の課題について、全学的な観点から検討を行い、必要な整備を進めてきた。上野キャンパスについては、建物の老朽化及び狭隘化が課題となっていたことから、全学的なプロジェクトとして上野キャンパス再整備プロジェクトを立ち上げ、各部署及び利用者からの要望を踏まえながら計画を進めた。その結果、短期大学の演習系科目を主として使用する校舎を 2023 年度末に整備し、普通教室 2 室及びゼミ室 3 室については短期大学との併用施設として整

備した。これにより、授業形態に応じた教室利用や演習・ゼミ活動の環境改善につながっている。

また、教育研究等環境の改善に当たっては、学生生活アンケートや授業運営上の意見、教職員からの要望等を踏まえ、学生及び教員の利用実態に即した対応を行っている。教室設備、情報環境、実習・演習施設、図書館等について、日常的な不具合対応に加え、教育研究活動の質の向上に資する整備を進めている。特に、授業運営に直接影響する設備や安全性に関わる事項については、優先的に対応することとしている。

2025 年度においては、大学名称変更及び学部・学科改組後の教育研究活動を円滑に進めるため、既存施設・設備の利用状況や授業運営上の課題を確認し、必要な改善を進めた。また、今後の教育研究活動の展開を見据え、施設・設備の整備、情報環境の維持・改善、学生の学修環境の充実について、関係部署が連携して検討を行っている。

一方で、教育研究等環境の整備には、老朽化した施設・設備への対応、ICT 環境の継続的な更新、学生の学修形態の多様化への対応、教員の研究環境の一層の充実など、継続的に取り組むべき課題がある。また、教育研究等環境に関する点検・評価の結果を、より明確に改善計画や予算措置に結び付けるためには、課題の整理、改善状況の記録、対応結果の検証をさらに体系化することが必要である。

以上のように、本学では、教育研究等環境に関する点検・評価結果を踏まえ、軽微な改善については速やかに対応し、予算措置を要する事項については単年度事業計画に反映し、大規模又は中長期的な整備については中期計画に位置付けて改善・向上に取り組んでいる。今後も、点検・評価の結果を教育研究等環境の改善に確実につなげるとともに、改善の効果を検証し、より実効性のある取り組みへと発展させていく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

研究を高等教育の質を支える基盤として位置付け、各教員がそれぞれの専門分野において研究活動を継続的に行い、その成果を教育内容の充実及び社会貢献につなげることを重視している。この基本的な考えに基づき、中期計画、単年度計画の PDCA マネジメントサイクルを通じて整備を進めている。学生生活面では、学生生活アンケート等に基づき、学生ニーズを反映させ、きめ細かい対応を図る等、施設・設備面において学生ニーズを第一に考えた快適で安全な学習環境の整備を行っている。また、各種規程の整備も含め、教員の教育研究環境整備を計画的に行っている。教員による教育研究活動の促進、研究時間の確保、研究費の適切な運用・管理、外部研究資金獲得の支援等を目的として、研究支援業務全般を担う部署として教育文化研究所を設置している。同研究所の校務運営については職員が担うことにより、教員の事務負担を軽減し、教員が教育研究活動に専念しやすい体制の整備に努めている。この方針は中期計画等にも引き継がれており、教職員間で共有している。

問題点では、学生満足度を充足するため、既存校舎の老朽化への対応や設備・機器の計

画的な更新が課題となっている。研究関連の支援は、研究支援体制の整備を進めているが、研究支援については専門部署ではなく、兼務で行っていることから、外部資金への応募については事務局の支援体制に限界がある。また、本来は研究費で購入した物品について、現物を対象とする検収作業をすべきところ、これもマンパワーの限界から、事前発注の徹底により代替しているのが現状である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究環境の整備に関する方針を定め、校地、校舎等を整備し、図書館、学術サービスの機能を提供することで、様々な面において整備を図り、学生が自主的に学修に取り組める環境を提供している。また、教員が教育研究活動を展開できる環境と、それを支援する環境も適切に整備されており、大学基準協会が定める大学基準を充足している。

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

地域連携センターは 2008 年度に開設され、当初の目的は、地域との交流活動を通して、社会に貢献する学生を育成することであった。2013 年度には海外との文化交流を担う部署を国際交流センターとして独立させたことから、センターの活動がより明確になった。すなわち、地域連携センターの事業は、地域連携、生涯学習、およびボランティアの 3 事業である。

本学は、多くの地域自治体及び団体等と連携協定を結び、様々な活動を展開し、地域に貢献するとともに、地域からは開かれた教育の場として活用されている。2025 年 3 月末現在の主な連携協定先は、地方公共団体では長野市（2009 年 3 月 24 日連携）、千曲市（2012 年 4 月 26 日連携）、信濃町（2014 年 3 月 31 日連携）があり、長野商工会議所（2015 年 8 月 31 日連携）、長野県議会（2019 年 10 月 24 日連携）とも連携協定を結んだ（資料 9-1～12）。2019 年度は長野信用金庫（2019 年 5 月 21 日連携）、2021 年度は認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター（2021 年 7 月 29 日連携）、2022 年度は長野市ガイド協会（2022 年 11 月 30 日連携）、特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト（2022 年 12 月 8 日連携）とも協定を結び、各目的に沿って活動を展開している。近年では、2024 年度には公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（2024 年 4 月 1 日）、2025 年度はアルピコホールディングス株式会社と（2025 年 4 月 11 日）と連携協定を締結した。さらには、既に連携協定を結んでいる長野市との間に、災害発生時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書を締結した（2025 年 6 月 2 日）が、これは台風 19 号（2019 年 10 月 12-13 日）で浸水した地域にとって、本学は高台に位置することから現実的な協定である。

地域連携センターの体制だが、短期大学部と共同で運営しており、事務局として職員を 2 名配置している。地域連携センター委員会には、本学教員 3 名と短期大学教員 1 名がメンバーとなって、センターが大学・短期大学部と有機的に活動できるように体制を整えている。同センターでは、「地域連携センター報」（資料 9-13）を毎年作成しているほか、「清泉 NEWS」（資料 3-11【ウェブ】）を年 2 回（7 月・2 月）発行している。「清泉 NEWS」は関係者へ

配付、「地域連携センター報」は公式ホームページに掲載し、地域連携、生涯学習及びボランティアの活動状況を発信している。その他、共通教育科目として「学外活動Ⅰ」「学外活動Ⅱ」を開設し、地域連携センター長が担当者となり、ボランティア活動の単位申請を可能としている。これにより、学生の自主性を重んじた社会活動と社会貢献に質する教育研究活動の推進を図っている。

（１）地域連携関連

①長野市との主な連携事業

本学と長野市の連携協定に基づく活動は、毎年連携協議会において、連携事業成果の報告と次年度継続及び新規事業について検討している。2025 年度からは対面での連携協議会を 8 年ぶりに再開し、各事業の進捗状況および今後の展開について協議した。協議会を通じて市と大学が定期的に意見交換を行うことで、地域課題や行政ニーズを的確に把握し、本学の教育・研究資源を活かした具体的な連携事業へと発展させる体制が強化された。これにより、長野市にとっては専門的知見や若い世代の発想を施策に活かす機会となり、本学にとっては教育研究成果を地域社会へ還元するとともに、実践的な学びの場を確保することにつながっている。双方にとって有益な協働関係が構築されている。

以下は活動の概要である。

- ・教育実習演習：教職を目指す 2～3 年次学生が、教育臨床演習として教育実習を行う前に市内の小・中学校で 1 週間程度体験学習を行うものである。2025 年度は教職を希望する 2 年生が少なく 1 名の参加であった。本学学生にとっては、学校現場の体験と教職という仕事の見学が活動目的であるが、小中学校では生徒とのふれあいを通じて楽しさや教職に対する自覚といったプラスの効果が生まれている。
- ・心理実習Ⅱ：公認心理師を目指す心理コース 4 年生が心理実習として行うもので、2025 年度は 1 名が長野市教育支援センターにて 12 時間の施設見学及び不登校傾向にある児童生徒と交流を持つなどした。実習後はメンタルフレンドに登録し、有償ボランティアとして、児童生徒とのかかわりを継続するなど、学生の自主的な地域貢献活動に移行している。
- ・学習チューター：学生が実際の学校現場における教育活動に主体的、継続的に参加することにより、卒業後の指導に活かすことを目的としている。教育現場の担い手不足への支援となるとともに、小中学校の児童生徒にとって、年齢が近い学生は身近な存在として良好な関係づくりにも寄与している。2025 年度は 4 名が活動した。
- ・第三次長野市教育振興基本計画における、高等学校・大学等の教育の充実という地域課題に対して、長野市立長野中学校・高等学校と連携し、生徒のオープンキャンパスへの受け入れと大学教員の出張授業などを実施している。2025 年度は高校 2 年生の探究活動「翼プロジェクト中間発表会」に心理コミュニケーション学科の教員がアドバイザーとして参加した。

- ・2016 年度より「若者のライフデザイン形成支援事業」と「若者等移住・定住情報発信事業」に取り組んでいる。2025 年度は長野市の未来を考える「ライフデザインワークショップ」に学生 2 名が参加。さらにワークショップ参加者の意見を反映し、等身大のロールモデルとして市内で活躍する若手社会人との意見交換や交流を含む座談会を授業の中で行った。
- ・市議会議員と学生のワールドカフェ形式による意見交換会を実施。2025 年度は市議会議員 17 人と学生 14 人が参加した。参加学生からは、議員との対話を通じて市政を身近に感じ、長野市の活動や選挙への関心が高まったと前向きな意見が多く寄せられた。本取り組みは、若い世代の主権者意識の醸成に寄与するとともに、学生の率直な意見を市政に届ける機会を創出するものであり、地域と大学が双方向に学び合う連携事業として、地域社会の活性化に資する意義ある実践となっている。
- ・課題解決の実践力を備えた学生の育成および市内企業の認知度向上と人材定着の促進を目的とする「若手 IT 人材育成プロジェクト」に本学学生が参加した。2025 年度は学生 12 名および地元企業 2 社が参画し、企業が抱える課題の解決に向けて学生が主体的に取り組んだ。本事業は、学生にとって実践的な学びの機会となり、企業にとっても自社の製品や取組を若年層に周知する機会となった。大学にとっては教育研究成果を地域社会へ還元する機会となり、企業にとっては将来の人材確保および課題解決につながり、行政にとっては地域産業の活性化と人材定着の促進に寄与するものであり、産学官それぞれにメリットをもたらす社会的意義の高い取り組みである。
- ・長野市観光推進課・長野市ガイド協会との連携で、観光コミュニケーション・ホスピタリティの実践的学修として、心理コミュニケーション学科 2 年生を対象として「まちあるき」をしながら観光英語表現や訪日外国人観光客への対応を実践的に学ばせていただいた。学生目線でのまちの魅力や受入環境について意見交換を行い、ホスピタリティのあり方や多文化対応の重要性について理解を深めた。本事業は「地元の良さ」を学生や留学生の視点でお伝えしながら地元に残し・受け継いでいけるかを双方で検討し、持続可能な観光を形にしていく連携事業となっている。

②千曲市との連携の概要

- ・2025 年 5 月に千曲市との連携協議会を開催し、「ものづくりフェア千曲」や出張講座、実習・フィールドワーク等について対面で意見交換を行い、各事業の進捗状況および今後の展開について協議した。対面での協議により、事業の成果や課題、今後の方向性を共有することができ、本学にとっては教育・研究活動の充実や実践的な学びの機会拡充につながった。一方、千曲市にとっても学生の参画を通じた地域活性化や若い世代の視点の導入といった効果が期待され、双方にとって有意義な協議の場となった。
- ・ものづくりフェア千曲に本学の学生がインターンシップ 5 名、ボランティア 4 名が参加し、来場した地域の中学生を中心とした一般の方に千曲市内企業のブースでの体験サポートを行った。学生アンケートでも、支援した企業に限らず他企業の取り組みや商品を知る良い機会となり、普段の生活では得られない多様な体験ができたとの声が

寄せられた。本事業は、若い世代への地域企業の魅力発信を通じて、将来的な担い手確保の一助となることが期待されるものである。地域と大学が相互に資源を活かしながら発展する連携事業として、意義のある成果を挙げている。

- ・ 2025 年度には心理コミュニケーション学科の専門演習科目において、地域連携プロジェクト事業「千曲市子育て支援・発達支援連携プロジェクト」を行い、6名の学生が千曲市内の子育て支援、障害児施設を訪問するフィールドワークを行い、地域にある社会資源について学生目線で捉え把握内容をゼミ新聞の形でまとめた。このプロジェクトは次年度もゼミとして継続し、社会資源マップの作成へつながる予定である。学生による子育て支援・発達支援に関する調査・発信を通して、地域の社会資源のあり方を関係者間で再認識する機会となり、地域連携の一助となっている。
- ・ 2025 年度は心理実習 I として、公認心理師を目指す心理コース 3 年生 5 名が千曲市教育総合センターの施設見学をし、市内の保育園・幼稚園と小中学校を訪問している相談員・公認心理師から支援の実際について説明を受けた。学生達は地域を巡回して心理的支援を行う仕事を知り、大いに刺激を受けた様子であった。
- ・ 短期大学部国際コミュニケーション科 2 年生観光科目における活動の一環として、千曲市観光局および農林課のご協力のもと、持続可能な観光の在り方について現地ヒアリングを実施した。観光振興の課題や方向性について直接お話を伺い、実務に根ざした学びを得た。学生は具体的な課題解決の検討を行い、解決策を提案するプロセスを経験する機会になった。農林課の方からは棚田保全や景観活用の課題をお聞きし、次年度以降は人文社会科学部情報コミュニケーション学科として新たな活動につなげる予定である。引き続き学生の柔軟な発想を活かし、観光施策の見直しや新規事業創出などを通して、大学での学修成果を地域社会へ還元していきたい。

③信濃町との連携の概要

2013年度末に同町への地域貢献に加え、本学の教育研究のフィールドとして連携協定を締結し、同町が行う地域おこしの柱である森林セラピー事業の活用を中心に、本学の心理学や教育学分野と関連させた連携事業を進めている。心理コミュニケーション学科心理コースの学生が、信濃町が展開する「癒しの森」事業に参加し体験学習を行うとともに、学内でのアロマ体験を踏まえて地域資源としての森林セラピーとその効果について理解を深める取り組みは2016年度から継続して行っている

（新型コロナによる2020年度の中断を除く）。2025年度は心理コミュニケーション学科心理コース 2 年生42名が同様の体験学習に参加し理解を深めた。また、カリキュラム改訂に伴い2024年度からは地域の課題に対して心理学的な調査を通して課題点と対応策を考察する質問紙調査実習を心理コース 2 年生が信濃町をフィールドとして実施している。2025年度は心理コース2年生42名が、信濃町の観光施設を訪問し職員へのインタビューを踏まえて作成した質問紙を用い、学生と社会人を対象に調査を実施した。受講した学生は、信濃町役場産業観光課職員の方々から地域で活躍することの意義を学び、地域貢献への意識を高めることができた。

④小川村・小谷村との連携

観光・交流人口について考えるゼミ活動の一環として小川村を訪問し、行政担当者へのヒアリングを通じて空き家対策についてお話を伺った。学生は制度設計や支援の実際を学ぶことで、政策と地域を考える視点を養い、地域課題への理解を深めることが出来た。

小谷村では、行政関係者及び移住者に移住定住支援の取組や課題をヒアリングさせていただいた。伝統文化や祭礼の継承活動にも触れ、地域コミュニティの維持と観光・生活の両立に向けた実践を学んだ。活動後には学生の気づきや提案を報告させていただいた。住民の方々の思いや生活に触れることで、当事者の視点から地域を捉える大切さを実感する機会となった。観光分野では当事業が初めてであり、地域にとっては新たな視点の共有や、将来の担い手育成への期待につながり、大学の社会的役割を担うための一歩として位置付けられる取り組みとなった。

⑤長野県議会との連携事業（資料 9-6）

2019 年 10 月 24 日に長野県議会と包括連携協定を締結した。本事業は、大学及び短大の持つ研究成果を地域課題の解決に結びつけ、県民のニーズに合った政策形成や調査・研究を進め、魅力ある地域づくりの推進や人材育成に資するに取組を行うことを目的としている。

毎年県議会議長、副議長、広報担当の議員や地元選出の議員らが地域住民の方々や次代を担う若い世代の皆さんと意見交換を行う「こんにちは県議会です」がオンラインで実施されている。本取り組みは、若者が政治を身近なものとして捉え、主体的に社会課題へ関心を持つ契機となるとともに、議員にとっても若い世代の率直な意見や課題意識を把握し、今後の政策立案や議会活動に反映させる貴重な機会となっている。

⑥長野商工会議所との連携の概要

長野商工会議所と 2015 年に地域の産業振興に貢献する人材育成を目的に包括連携協定を締結してから 11 年目となる。2025 年度は、連携事業として「キャリア・デベロップメント展開」の授業の中で「企業人と女子学生との座談会」を地元の 15 事業所 25 名の協力を得て実施した。仕事のやりがいや生き方、地域との繋がりについて積極的に質問や意見交換を行い、学生はキャリアについての理解を深める貴重な機会となっている。2 月には大学 2 年生が 1 週間のインターンシップ（就業体験実習）を行い、実習学生は地域振興や事業内容の理解のほか、社会人として求められる適性を知り職業観を高める貴重な機会となった。また、1 月に地元の西宮神社の初えびす祭り開催時、商売繁盛を願う「お種銭貸出し」を巫女として 3 名の学生が参加した。えびす様の御霊を込めたお種銭を貸出し、1 年商売繁盛に励み、家内安全、開運招福などご利益をいただき、翌年の参拝時にお返しする習わしで、地元で商売に営む方々を始め多くの参拝客に長時間対応し地域理解を深めた。

⑦長野信用金庫との連携事業

長野信用金庫と 2019 年に包括連携協定を締結してから 7 年目となる。本事業は、長野信用金庫と本学が、産業、文化、教育、学術等の分野における資源、研究成果等の交流、その他の連携及び協力を図ることにより、地域産業・観光の振興、教育研究の充実及び人材の育成を通して地域の発展に寄与することを目的としている。2022 年度からは地方金融機関の社会的・経済的役割を理解し、地域に根差した中小企業と学生が会うことを目的に「長野しんきんビジネスフェア」に毎年参加している。2025 年度は「第 22 回長野しんきんビジネスフェア 2025」に本学ブースの出展と、就職やインターンシップなどに向けて地元中小企業の魅力理解と新たな出会いの場として学生が見学参加させていただいており 71 名が参加した。うち 1・2 年生の参加が 29 名あり、早期（低学年）から職業選択の視野や職業理解をより広げる機会とした。本学のブースには川北ゼミ（公共政策・まちづくり）の 3 年生はブースの運営を担当して、大学や学科での学びについてブース訪問者に説明を行った。また、当ビジネスフェアの出展企業と連携したスタンプラリーを企画し、地元中小企業と若者との出会いづくりに取組んだ。

また、就職に向けて職業選択の幅を広げるきっかけとする「業界・職業研究セミナー」（10 業種）を学内で実施しているが、実際の仕事場を訪問する「長野信用金庫本店営業部見学ツアー」を実施。業界および仕事内容の説明と実際の仕事体験の場を提供いただいている。

『しんみせチャレンジ』では、文化学科の教員 1 名が、スタートアップ資金最終選考委員として参加した。同じく、起業を予定している人や起業して 5 年以内の人を対象に、起業・創業する上で必要となる実践的な知識を学ぶ『創業カレッジ』では、文化芸術学科から 3 人、文化学科から 4 人が参加し、創業予定者や事業主との意見交換に取組んだ。学生が創業予定者や事業主との意見交換を通して実践的な学びを得ることで、地域経済の活性化と人材育成の双方に寄与している。大学と地域の人々が相互に連携し、それぞれの強みを活かす取組として意義ある成果を上げている。

⑧アルピコホールディングス株式会社との連携概要

本学はドローン分野の専門人材育成を目指し、アルピコグループと連携協定を締結した。学生に対し国家資格「二等無人航空機操縦士」の取得支援プログラムを提供し、実践的な技能習得を促す。今後は資格の単位化検討に加え、農業・防災などドローンを活用した地域課題解決や、同社とのインターンシップを含むキャリア支援など、多角的な連携体制を構築していく。本事業は、大学と企業が協働することで双方に新たな学びと価値を創出し、地域社会へと還元する取り組みである。

⑨長野犯罪被害者支援センターとの連携・協力に関する協定（資料 9-7）

2021 年 7 月 29 日に長野県犯罪被害者支援センターと、長野県における犯罪被害者等の支援環境の向上や啓蒙活動等を目的とした、連携・協力に関する協定を締結した。2025 年度は心理コミュニケーション学科専門演習科目で 11 名の学生が地域連携プロジェクト「二次被害の防止のためにできること：地域で回復をサポートす

る」に取り組み、同センターの相談員、長野県警察本部被害者支援室、長野市男女共同参画センター女性のための相談事業の各担当者にインタビューを行い、アドバイスをいただきながら、広報啓発資材（チラシを折り込んだポケットティッシュ 2 種）、ステッカー 1 種、A4 クリアファイル 1 種）を作成し、学内を中心に配布した。

⑩NPO 法人ながのこどもの城いきいきプロジェクトとの連携・協力に関する協定（資料 9-8）

2022 年度には、NPO ながのこどもの城いきいきプロジェクトの事業の一つである「チャイルドラインながの」にて電話相談の受け手をしているスタッフに協力をお願いし、心理コースの専門演習科目にて 3 年生 11 名が地域連携プロジェクトに取り組んだ。学生は学んだことを「子どもの話を聴く方法」としてまとめ、広報啓発資材として、円形ステッカー 7 種、A4 クリアファイル 1、動画 1 を作成し、ステッカーとクリアファイルに QR コードを添付して学内外に配布、大学 HP に公開している動画に誘導した。

- ・長野市の緊急時における子ども支援ネットワーク構築にあたり、「緊急時の子どもへの対応ガイドライン」の作成に協力した。2023 年度より関係機関との協議や研修を重ね、作成に至った。ガイドラインには、特別な配慮を要する子どもへの支援の一環として、医療的ケア児への対応も盛り込まれた。
- ・子育て世帯向け防災イベント「みんなで防災ヒーローを目指そう！」を、清泉大学において共催した（主催：こどもの城）。本学学生 5 名と教員が実行委員会として参画し、子ども向け防災体験ブースの運営や、電気自動車を活用した災害時の電源確保の紹介等を行った。当日は 110 名が参加し、子どもおよび家族の防災意識向上を図る機会となった。

（2）生涯学習事業

教員による出張講座及び公開講座、授業開放講座を積極的に実施している。

①出張講座、公開講座、開放講座（資料 1-19【ウェブ】）（資料 1-20【ウェブ】）

「出張講座（高校編）」と「出張講座（一般編）」のパンフレットを高等学校や公民館などに配付しているほか、一般に向けて開催する公開講座、学生と共に学ぶ授業開放講座を広く周知してきた。

2020 年度以降の数年は、新型コロナウイルス感染症拡大により公開講座の参加者が減少に転じたが、それも徐々に回復し、2025 年度は春学期の公開講座は 26 講座、延べ 264 名の参加となった。秋学期は 20 講座が実施され、延べ 235 名が参加し、新型コロナウイルス感染症の影響から回復したといえる。

また公開講座として特徴的なものに、保育士等キャリアアップ研修がある。保育現場で働く実務者向けの研修を提供することにより、本学との連携が深まるだけでなく、相乗効果が期待できる。研修で得られた保育現場からの知見は、学生への教育や研究活動に活かすことができ、現職保育者のみならず潜在保育士のリカレント教育・リス

キリングの機会にもなり、地域の保育士不足解消に貢献できる可能性がある。

出張講座は、本学の専門分野に関する講座の要請が多く、教員の特徴を活かした専門性の高い講座を開催している。2025 年度の出張講座実施について一般向け 12 件、高校向け 14 件が行われた。

開放講座は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、不開講となっている。開放講座の再開については検討課題がある。大学ではコロナ禍の遠隔授業をきっかけとして、授業の連絡や資料配布、課題提出までをインターネットを介して行うようになった。開放授業では学生と共に学ぶ環境を大事にしており、開放授業の受講生も学生と同様のインターネットスキルが求められることになる。しかし、地域連携センターの各種講座申込みでは、電話を利用する参加者も少なくなく、以前は電話連絡も行っていた。開放授業を再開するに当たり、受講の受付と連絡方法、授業の参加の仕方について、地域住民と授業者のニーズを確認し、地域連携センターとして開放講座をどのように実施するか、その方法について検討する必要に迫られている。

②講演会などの地域交流イベント

近隣の方々と大学との交流を深めるため、毎年秋に映画上映会や講演会を開催している。

2025 年度は 11 月 16 日（日）に行い、子どもへの性暴力根絶を目指す団体「1 is 2 many 子どもへの性暴力を考える Action Plan」より長渡康二氏、中村一也氏を招き、講演・座談会およびワークショップを実施し、一般市民および学生約 70 名が参加した。なかなか話題にする機会の少ない性暴力被害であったが、メディアでも大きな事件が取り上げられるようになった昨今、その実態を知り、見過ごされてきた社会課題から目を背けないことが肝要である。地域連携センターとして近隣の皆様と、子どもが地域で安心して暮らせるようにするにはどうしたらよいか、私たちにできることを考える貴重な機会となった。

また、短期大学部主催で子育てイベント「ながのキッズカルチャーEXPO」を開催し、地域に住む多くの親子がイベントに参加することで、子育て支援の面と学生主体の学びの場を創出する場となっている。このイベントは、地域における子育て支援の充実に寄与するとともに、学生が企画・運営に主体的に関わることで、学生に実践的な学びの機会を創出しており、教育的意義の高い取り組みとなっている。さらに 2025 年度は「清泉こどもラボ」も開催し、保育関連の著名人を招聘して、地域の大人と子供向けの連続講座（5 回）を行った。専門的知見を地域へ還元するとともに、学生にとっては専門性の深化および地域社会との協働を通じた成長の機会となった。

「Cr 館こども遊び体験デイ」では、2024 年度より皐月かがやきこども園と共催で近隣の未就学児の親子を招いて学生との交流を行っている。2025 年度はこども学科の授業の中で 2 回のイベントを行い、学生にとって教室内の学修を実践へと結び付ける貴重な機会となった。それだけでなく、子どもの発達理解や保育実践力、保護者への対応力の向上に資する教育的意義を有している。さらに、地域の未就学児親子に安心し

て参加できる遊びと交流の場を提供しており、その意味で子育て支援の一助となるなど、地域との継続的な連携強化に寄与している。

(3) ボランティア事業

地域連携センターでは、学生のボランティア活動を推進するために「ボランティアの手引き」を作成し、2016年度より「MY CAMPUS GUIDE BOOK」(資料7-5)に掲載するなどして、学生の目に触れる機会を増やしてきた。また、ボランティア依頼情報を開示すると共にメール等で全学生に配信している。同センターでは、参加希望者を募るほか、活動先との連絡調整を行うと共に、活動後の学生からの報告書のとりまとめを行っている。

さらに「Let's try ボランティア」として、学生自身が企画するボランティア活動への助成を行っている。2025年度は3件が採択された。(内2件は短期大学部)

- ・「チャイルドラインながの受け手ボランティア」では、心理学科の学生が養成講座修了後、子どもたちの悩みを聴く受け手ボランティアとして活動した。実践的な学びを通じて、継続的に学ぶ姿勢の必要性を認識した。
- ・「犬と歩けば。。。プロジェクト ペット防災キャンプ」では、災害時にペットを連れて避難所に入所できない場合を想定したペット同行避難と食事作りのシミュレーションを行い、学生がボランティアとして補助を行った。
- ・「住吉祭ボランティア」では、障害者支援施設ともいきライフ住吉において、利用者家族や地域の人を集めた毎年住吉祭りに幼児教育科の学生がボランティアとして参加することで、地域住民との交流や障がい者への理解を深めることができた。

この事業は学生の主体的な社会参加を促進し、大学での学びを地域社会へ還元する取り組みとして意義のある成果を上げている。

学生のボランティア参加の総数は2025年度356名となり、依頼件数も75件と少しずつ増加している。ボランティア活動は、学生にとって教室では得られない学びとして、また、実践的な経験となると同時に、大学としての社会貢献を支える重要な一翼となっている。今後も、地域のボランティアに関する情報を積極的に紹介し、学生の自主的な参加を促す仕組みを作り、地域社会と学生の交流、地域課題の認識など、有機的な循環を目指して、センターがハブとなって両者をつなげる機能を高めたい。

(4) その他の地域貢献事業

教員は、県や市町村からの依頼による審議会・委員等の就任、教育研究成果を地域に還元すると共に、授業等を通して地域貢献活動を広く展開している(資料9-14)。

①人間学部

人間学部心理コミュニケーション学科には公認心理師有資格者(常勤4名、非常勤5

名)が複数名在籍しており、公認心理師法(2017年成立)への対応として、公認心理師を含む心理職、また心理的支援に携わる相談員等を対象とした勉強会を開催してきた。2023年度は、長野県公認心理師・臨床心理士協会と本学の共催で、犯罪被害者支援に関する特化条例、性犯罪に関する刑法改正と心理的支援に関する研修(1日)を開催した。この研修は、日本公認心理師協会「認定専門公認心理師」(分野:司法犯罪)5時間、日本臨床心理士資格認定協会継続研修(参加者2P、指導者4P)として承認され、地域の心理職の専門性の維持・向上に貢献した。また、心理コース教員による共同研究事業として「カウンセリングセンター」を開設し、カウンセラーを対象にした事例検討会を開催(年6回述べ参加人数18名)し、日本臨床心理士資格認定協会継続研修(定例型研修会)として承認された。

2024年度においても同様の事業を展開し、心理的支援に関する専門研修「清泉心理臨床セミナー」を定期開催する企画に位置付け、第1回セミナー「明日につながるエンパワメント」を開催、日本臨床心理士資格認定協会によりワークショップ研修(参加者2P、指導者4P)として承認された。事例検討会(年6回述べ参加人数37名)も継続して開催し、こちらも日本臨床心理士資格認定協会継続研修(定例型研修会)として承認された。

2025年度共同研究事業では「カウンセリングセンター」のリーフレットを地域の関連施設に配布し、地域住民を対象とした心理相談を継続的に行う体制を整えることができた。これまでに、家族2組の継続相談を行ったが、徐々に予約申し込みが増えるなど地域課題も感じる一方、大学として、臨床実践をどの程度行うのが適しているか検討している。

また、人間学部を中心とするインターカレッジサークル、および学内サークルと顧問教員によって、思春期ピアカウンセラーを養成する「養成講座」を長野県立大学で開催した。この活動は長野県保健所の後押しで生まれたものだが、ここ数年は学生が中心になりサークル活動として継続している。養成講座には県内の大学・専門学校から33名の学生が参加した。学生たちはピアサークルに所属し、長野駅等での性感染症啓発活動、地域の教育福祉機関(7機関)や地域連携センターの生涯学習特別講座において、ピアエデュケーション活動に取り組んだ。ピアカウンセリングの手法による性知識の啓発活動を通じて、地域の健康意識向上に寄与した他、学生の実践的な学修機会につながった。

同学科の英語コミュニケーションコースでは、2004年度から県内の高校生を対象に、英語スピーチ・レシテーションコンテストを実施している。長野県や長野県教育委員会及び信濃毎日新聞社から後援を得ている。コンテストとして、レシテーション部門とスピーチ部門を設け、毎年秋に開催している。これまでのアンケートによると、参加者の期待度と満足度が高く、県内高校生の英語の実力と学習意欲向上のために寄与してきたといえる。2025年度はレシテーション13名、スピーチ6名が発表し、引率者含め56名の参加があった。また、共学化1年目の大会として、男子生徒の参加が1/3

を超えたことも注目すべき点である。「長野県知事賞」「長野県教育委員会賞」の名にふさわしいものになるよう、後援をいただいている県の「学びの改革支援課」からも大会周知の協力を仰ぎ、さらなる進展を目指したい。

近年は、教職希望者の減少もあることから、2023 年度からは「小学校英語指導者資格（J-SHINE）」の認定校となり、「All English 英語教育プログラム」を企画し、外部機関や公立学校の ALT に依頼し、教員免許および小学校英語指導者資格取得にも役立つ実践的プログラムを実施している。結果として、2025 年度現在、教職・J-SHINE 希望者は4年生8名、3年生5名、2年生1名、1年生5名の計19名となり、昨年、一昨年と比して増加傾向にある。今後も地域と連携しながら、実践力を備えた英語教育人材の育成に取り組んでいく。

②人間学部文化学科・人文社会科学部文化芸術学科

文化芸術学科においても積極的な地域連携を促進してきた。

- ・2025 年度は長野市鬼無里神社の春の例大祭に文化芸術学科の学生 17 名が参加した。祭り屋台を曳き、地域住民と交流することにより、賑わいを創出し、地域の祭りに貢献した。フィールドワーク経験を通して地域社会の文化的課題と向き合うことは、本学科が最も重視する取り組みである。
- ・文化学演習Ⅰ・Ⅱでは、長野市「ながの獅子舞フェスティバル」のボランティアに学生が参加した。また須坂市で和菓子を販売するイベント開催と、地元企業を紹介するフリーペーパー制作した。
- ・上高井郡小布施町のおぶせミュージアム・中島千波館にて、2025 年 8 月に 36 名の学生で「博物館浴」の実験に参加した。博物館浴は博物館や美術館などで作品や資料を鑑賞することによる心身への影響を数値化し、健康や生活面に役立つ可能性をさぐる研究活動である。全国規模の調査研究の現場で学びを体験することができた。
- ・長野県内で活動するクリエイター団体「長野アートディレクターズクラブ」による作品審査会が 2025 年 10 月に行われ、運営ボランティアとして学生 3 名が参加した。作品審査時のゲスト審査員アテンドや作品設置、会の進行の補助、審査運営に関するマネジメント業務を通じ、実際に活躍するデザイナーやアーティストとの交流する機会となった。
- ・2023 年度に開設された司書課程に関わる地域貢献プログラムとして、2025 年度は 10 月に、清泉大学図書館と文化芸術学科司書課程の共催で「全国大学ビブリオバトルブロック予選 in 清泉大学」を開催した。高校生と大学生のつながりをつくり、また図書館司書の概要紹介とともに、楽しみながら本と文化に関する学びの企画に取り組んだ。

地域貢献のフィールドにおいて、当該地域に類似の学部学科が少ないことから、本学・文化学科ならではの文化芸術等に関わる領域である博物館や図書館との連動、民俗学やフィールドワークに関する新しい分野での協働、さらに大学と行政や民間の活動を

つなぐ役割として、多様な学習や学びの連携を続けている。

③人文社会科学部 情報コミュニケーション学科

2025 年 9 月 16 日、情報コミュニケーション学科の学生 13 名は、辰野町地域おこし協力隊と協働し、トビチ商店街における Instagram リール動画撮影に取り組んだ。本活動は、同商店街の魅力発信およびサテライトオフィス誘致を支援する実践的な地域連携であり、学生が地域振興の最前線における協力隊の活動を学びながら、SNS 発信を通じた地域と外部をつなぐ人材育成に寄与するものである。9 月 30 日の成果発表会において、協力隊員から動画の表現力および地域課題への視点に関する指導助言を受け、学生の実践的な学習成果の深化につながった。成果発表会における協力隊員からの「地域の特色をいかに伝えるか」「観光・移住希望者に対していかなる魅力を発信するか」といった観点からの具体的な指導により、学生は SNS 発信の有効性と地域振興に係る実践的課題を深く認識することができた。これらの知見は、今後の地域連携プロジェクトの企画立案ならびに学外授業の質的改善に活用していく方針である。

本事業は、学生が若者目線で地域の魅力を再発見し、若年層に響く情報発信や提案を行うことにより、地域に新たな広報の可能性をもたらすことが期待される取り組みである。地域と大学双方にとって意義のある社会貢献活動となっている。

④看護学部

- 1) 長野市もんぜんパートナーシップのボランティア活動に参加した。もんぜんパートナーシップは、大学（市民）が街中でのボランティア活動を通じ、横の繋がりを持ち、中心市街地を魅力あるまちに育て、積極的にまちづくりに参加する制度である。2019 年度よりこの活動に参加している。2025 年度は長野市栗田および鶴賀の一部地区をまわり、清掃活動とともに地域を観察しながら、まちづくりについて気付いたことや要望を地域連携センターがまとめて長野市に提出した。
- 2) 2025 年度は公開講座「みんなで待ち望むクリスマス」「聖書を読もう」の 2 回を開催した。また医療関係者向けに看護研究スタートアップ講座を 8 回開催し、のべ 68 名が参加した。
- 3) ボランティアサークル「絆」の活動
 - ・学園祭において、障害者の通所福祉施設の利用者による「コーヒー同好会」が運営するトライアングルカフェの出店を支援した。あわせて写真展を開催し、障害のある方々の日常の活動や創作の様子を紹介した。来場者に対して、障害のある方の社会参加や地域での生活への理解を深める機会を提供した。
 - ・心臓病の子どもを守る会長野支部が主催するキャンプにおいて、本学学生 7 名がボランティアとして参加した。活動では、子どもたちが安心して楽しめるレクリエーション等の企画・運営を行い、慢性疾患をもつ子どもと家族の交流と体験活動を支援した。

- ・ボランティアサークルの学生が主体となり、医療的ケア児・者を対象とした「青春体験」プロジェクトを企画している。現在、医療的ケア児・者の家族と話し合いをしており、公共交通機関を利用した外出を行い、観光や外食等の体験を通して社会参加の機会を提供する予定である。

その他の活動：

- ・2025 年更埴地域シルバー人材センターからの依頼で、高齢者を対象に健康講座「ふまねっと運動・体操」を実施した。
- ・2025 年度地域連携プロジェクトとして「プレパパ、プレママのペアレンティングセミナー」で初めての出産育児を迎える夫婦に親になることについてのセミナーを実施した。今年度より長野市との協働事業となり、長野市保健所と保健センターで周知し、昨年度以上の参加者があった。看護学部と助産学専攻科の学生も参加し、沐浴演習を一緒に行った。
- ・認知症月間に合わせて、学内外へむけた認知症啓発のためのポスターの掲示や、長野市主催のイベント「おれんじミーティング」の開催にあたり、看護学部、人間学部、人文社会科学部の学生ボランティア 11 名とともに、カフェコーナーの運営や講演会等の運営のサポートを行った。3 月末に看護学部 1・2 年生の希望者を対象に長野市の事業である「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症の当事者の方との交流会も予定している。
- ・須坂市で障害者就労の勉強会の開催、障害者就労に関する企業へのインタビュー調査を行った。また、医療的ケア児の支援拡充のため、保育園や子育て支援施設、市役所を対象に研修会を開催した。
- ・2026 年 2 月 28 日に開催された「世界希少・難治性疾患の日（RDD）」において、長野県難病患者連絡協議会、信州大学医学部附属病院（難病診療連携拠点病院）、長野県難病相談支援センター、長野県主催による長野会場のイベントに、学生 7 名および教員が参加した。当日は、一般市民に難病患者への理解を深めてもらうことを目的としたパネル展示およびミニ交流会が実施され、学生は難病患者の方々と交流しながら、準備から終了後の片付けまで一連の運営補助を行った。

看護学部では、地域の多様な主体と連携し、保健・医療・福祉分野における専門性を活かした社会貢献活動を継続的に展開している。まちづくりへの参画、公開講座や専門職向け研修の実施、子ども・高齢者・障害のある方・難病患者等を対象とした支援活動などを通じて、大学の教育研究成果を地域へ還元するとともに、地域課題の解決に寄与している。

これらの活動は、学生にとっては実践的な学修の機会となり、専門職としての責任感や多職種連携の視点を養う教育成果へと結実している。同時に、地域にとっては専門的知見に基づく支援や啓発の充実、若い世代の参画による新たな活力の創出につな

がっている。今後も地域との協働を通じて、大学の知と人材を社会に還元し、持続可能な地域づくりに貢献していく。

④その他

- ・2025年12月12日～25日の14日間、テレビ朝日ミュージックと長野朝日放送タイアップした「長野クリスマスマーケット 2025」が長野駅東口公園とイオンモール須坂で開催された。会場内のクリスマスツリーの飾りつけ、ダンスパフォーマンス、ハンドベル演奏などで多くの学生が参加した。地域イベントを学生が主体的に支えることにより、まちの賑わい創出や世代間交流の促進にも寄与している。
- ・2025年に長野市総合計画審議会作業部会に1名の学生を推薦し、長野市教育振興基本計画策定委員会に1名の学生が応募した。それぞれ作業部会と策定委員会に参加し、他の委員の方々と意見交換を行いながら令和9年度を初年度とした策定に関わっていく。本取り組みは、学生にとって行政の政策形成過程を実践的に学ぶ貴重な機会となり、課題発見力や対話力、合意形成力を養う教育的意義が大きい。また、若い世代の視点を直接行政計画に反映させることで、実効性と将来性を備えた施策づくりにつながる点において、地域にとっても大きな意義を有する。
- ・本学1年生チーム「清泉ワクスマ・プロジェクト」が、社会課題解決コンテスト「第1回輝け！日本の大学生選手権」で最優秀賞を受賞した。「デジタルデバイドの攻略」をテーマとした本大会の結果を受け、長野県庁で報告会を実施。獲得した活動支援金を活用し、連携企業(スマートライフメンバーズクラブ 長野Club Station等)と共に地域住民のスマートライフを支援する今後のビジョンを発表した。本プロジェクトは、若者ならではの発想と行動力を活かし、地域課題であるデジタルデバイドの解消に取り組むことで、地域住民のスマートライフの実現に貢献することが期待される。大学での学修成果を地域社会へ還元するとともに、学生自身の成長と地域の活性化を両立する意義のある事業となっている。
- ・山ノ内町で子ども向けの『やまのうちスポーツクラブ』のスケートボード教室において、本学こども学科の教員がパークや体育館内の環境整備に関する助言、視覚教材作成、運動プログラムの実践例の開示など行った。地域で暮らし続けるためにも、これからを担う子どもたちの遊び環境の豊かさは欠かせないため今後も継続していきたい。
- ・地域連携プロジェクト「若者の居場所ガイドブック制作」
家庭や学校に安心できない思いを持つ高校生に向けて、地域にある多様な若者のたまり場を紹介し、人間関係を広げたり、困りごとを相談したりできるようになってもらうことを目的として、学生ボランティアが長野市内の居場所となる施設を訪問調査し、基本情報を載せたガイドブックを作成した。学生たちは、知識として知っていた困りごとを抱えた人たちの支援が、実社会でどう行われているのかについて実感することができた。

本事業は、地域の支援資源を可視化し、若者を適切な居場所や相談先へとつなぐ社会的意義の高い取り組みである。大学生は持てるスキルやコミュニケーション力を発揮してガイドブックを作成し、地域の支援団体は活動の社会的意義を再認識する機会となっており、大学と地域の相互理解が深まる社会貢献活動となった。

以上のとおり、2025 年度は、学生の主体的な参画と教員の専門的知見を活かし、地域社会との多様な連携事業を展開した。広域的なイベントへの参画や行政計画策定への学生の参画、社会課題解決に向けた実践的プロジェクトの推進、さらには子どもの遊び環境整備に関する専門的助言など、本学の教育・研究成果を地域へ還元する取り組みを着実に実施した。

これらの活動は、地域のにぎわい創出や文化振興、行政施策への若者の視点の反映、デジタルデバイドの解消支援など、具体的な社会的価値の創出につながっている。同時に、学生にとっては実践的な学びの機会となり、課題解決力や社会参画意識の醸成にも寄与している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

自己点検・評価において実施してきた点検と合わせて、地域連携センター運営委員会は、前年度の活動状況を点検し、翌年度の計画を策定している。計画の履行状況は半期ごとの事業計画の振り返りにより、点検・評価される仕組みになっている(資料 2-22)(資料 2-23)。

また日々の活動等については地域連携センター運営委員会で報告や検討がなされ、さらに教授会においても委員会報告として、学部ごとに地域連携センター運営委員から報告することで共有を図っている。こうした教職員への機会をとらえての日常的な情報共有が、出張講座や公開講座への協力および実績に反映していると考えられる。それぞれの活動、各事業の成果と課題については1. 現状分析にも含まれているように各部署・事業実施者により小まめな点検・評価が行われ、それが地域連携センターに上がってくる仕組みができている。

さらに年1回、開催する外部評委員会(資料 2-7)においても、地域貢献活動について点検・評価(資料 2-17)を受け、高い評価をいただいている。

これまで公開講座として幅広いジャンルのテーマで地域社会に講座を提供してきたが、これまでの開催実績を踏まえ、一般教養的な講座に加え、特定のジャンルの専門家のニーズに応える講座の拡充を図ってきた（保育者・看護師・心理職など）。また一般講座においても、従来の1回完結の講座に加え、複数回の連続講座を開講してきた。

これまでを振り返ると、2021年度秋学期から従来の公開講座（資料1-19）に、学術・学識探求を目的とした「アカデミック講座」と、実学探求を目指す「専門職講座」の区分（資料9-15【ウェブ】）を設け、特徴を明確に打ち出すことで地域社会のニーズに応える改善策を講じた。2022年度には「アカデミック講座」と「専門職講座」を年間通して実施した。参加の反応は概ね好調であり、継続性が重要と思われた。しかし、本学の規模とセンターのマンパワーを鑑みると効率上の問題が生じ、2023年度は「アカデミック講座」と「専門職講座」は、「公開講座」「出張講座」に集約し、専門職講座もこれらの範囲内で行う方針に変更を余儀なくされた。名称は元に戻ったものの、内容は充実した形で「公開講座」「出張講座」として実施できたため、2024年度以降も同様として継続している。その他の開催形式が好ましいと考えられたものは、個別にイベントを立てて展開する方式に修正した。また、心理関係者への専門職講座は、本学共同研究事業「カウンセリングセンター」主催とするなど可能性を模索している。

「公開講座」「出張講座」が地域のニーズに即しているからといって、講師を務める教員には学内での教育と学務があり、多く開講するのもまた問題となる。この数年、新学部等の設置が進み教職員が増加したこともあって、地域連携センターの予想していない形で講座開催を希望する教員も出てきた。そのため、本学教職員、地域連携センターの体力に合った講座の開催、運営方法の検討も欠かせない。2025年度はそのような内規の確認と修正を委員会で行い、教職員への変更点の周知も行った。

このように本学が変化を促され、変容していく状態を踏まえて、その都度、点検・評価を行い、現実的な改善策を提案・実行し、センターが地域で機能するよう向上を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

カトリック大学の特性を生かし、地域に貢献する大学として、小さい規模ながら、授業や研究、地域貢献活動が積極的に行われている。本学の取り組みは、一つひとつは大規模な事業ではないが、地域社会と本学との連携の定着化と地域活動の活性化を生んでいるといえる。本学設立以来の多様な活動に加え、人文社会学部や看護学部の開設により、新たな取り組みが増え、多方面の領域、さまざまな地域への貢献ができる体制が育ってきた。

コロナ禍を経験したこともあって、本学の特色の一つであるボランティア活動が低迷した時期もあったが、それも回復したといっていよう。

本学は、このように積極的な地域連携・社会貢献を行っているが、しかしながら、一部の活動においては、地域ニーズや社会情勢・国際情勢等を踏まえ、内容の見直しと改善が

必要となっている。例えば、生涯学習事業における実施形態や内容、多様化するボランティア活動への対応、学生のニーズとボランティア団体のマッチング、開講講座等の開催方法などである。数が戻ったとはいえ、学生ボランティア参加率も低迷して見える。共学化2年目の本年度は地域のニーズと学生の動向にさらに注視し、社会に開かれた大学として活動の場を模索していく必要がある。

さらには、ICTの進展により情報伝達リソースは飛躍的に成長している。しかし、本センターが取り組むなど連携事業や各種の講座、学生主体のボランティア活動などは対面でこそその交流があり、だからこそ人と人が繋がりともに学ぶ意義も大きい。公開講座においては高齢者層のニーズが高く、インターネット上での申し込みに限ってしまうと、情報が届かない、申し込みができないなどの連絡もいただいている。様々な生活様式のあり方が問われる現状に、多くの人とアクセスできる＜地域に必要とされるセンター＞として、情報発信や活動の在り方についても検討していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

建学の精神を初め、多くの方針において地域貢献・連携を本学の重要な使命とし、方針に沿った活動が行われ、その適切性についても定期的に検証する仕組みができています。しかし、地域連携事業に関わる教員、学生は限られており、センターのマンパワー、体力に関する課題は残る。また、社会情勢は不確かで、予測不可能な現代はVUCA（ブーカ）時代と呼ばれる。そのようなときこそ、地域連携、生涯教育、ボランティアのニーズは高く、ますます本学の存在意義、センターの機能が問われるはずである。センターは、多様化する地域課題をとらえて俯瞰し、ニーズを取捨選択する力、即応力が備わっているとは言い難い。その一方で、全学的な達成は途上であり、センター事業に関わっていない教員や学生も多い。その点において、潜在力は未知数ともいえよう。今後も地域連携センターの可能性を発信し、誰がいつ、どのような形で、地域連携を推進するのか議論し、地域に必要とされるセンターとなるよう、センターの機能、事業のあり方について、逐次の検討が不可欠であると考えている。

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

①-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

本学の設置母体である学校法人清泉女学院は、寄附行為（資料 1-23【ウェブ】）に「この法人は、キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。以上の方針を実現するために、法人組織と教育研究・経営事務組織の意思決定プロセス、権限・責任及び中期的な管理運営方針を明確にしている。

本学では、基本的な管理運営方針を規程等に定めるほか、中・長期的な管理運営方針として、2014 年度から始まる 3 か年の第 1 期中期計画を策定し教職員へ周知した。中期計画策定に先立ち、ガバナンス、内部統制改革による組織全体を変革する経営改革大綱を策定し、実行プランとしての中期計画を大学教員、短期大学教員、事務局職員が一体となって策定した（資料 1-22）。また、中期計画策定段階において中期計画を遂行するために必要な、「建学の精神」を発信するためのメッセージの制定、組織・職制・権限の改正、研究関連規程の整備、奨学金制度の制定等を実施した。

2015 年度には経営改革大綱と中期計画を包含して、全体計画を修正する形で 5 か年の経営強化・改善計画を策定した。更に、長野地区の清泉グループにおける本学及び併設短大の将来構想を検討するため、学外委員からなる SJN21 構想諮問委員会（資料 1-21）を 3 回開催した。この答申を基に 2017 年度から開始した第 2 期中期計画と合わせて、修

正経営強化・改善計画（2017年度～2019年度）を策定した。この中期計画を全学上げて遂行した結果、教学組織の改組、学生確保の大幅な改善、ガバナンス体制の整備、教学マネジメント体制の整備等多くの成果を上げた。

この改革の基本方針を継承して、さらなる改革をすべく、2019年度には教授会での審議を経て第3期中期計画（資料1-22）を策定し、2020年度より遂行した。理念・目的の実現に向けた管理運営方針を定めるための意思決定プロセスの大枠は、規程等により明確化され、規程に基づいて管理運営を行っている。また、本学の管理運営を適切に行うため、学長及び学部長等の権限と責任を明確にして管理運営を行っている。

2025年度より開始された第4期中期計画（2025年度～2029年度）では、2024年度には経営計画・運営会議、教授会での審議を経て策定した。第4期中期計画の内容は、学内の共有サーバーに格納し教職員に周知している。また各年度の事業計画は、各学科等や事務局の部署ごとにボトムアップで策定され、全体の調整を行った上で、教授会や部署長会議を通じて周知されている。その他、経営計画・運営会議で策定される大学運営に関する方針も同様の方法で周知されている。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長の選考は、「学長等の任命及び任期に関する規程」（資料10-2）に、「学長は、理事会の決議を経て、本学の当該の教授会の意見を徴して、理事長が任命する。」ことが規定され、適正に運用されている。副学長の任命については、「副学長は、学長の推薦に基づき理事会の決議を経て、理事長が任命する。」としている。

学長の権限は、学校法人の「学長・校長職務規程」（資料10-3）により定められている。このうち、理事長事務の代決事項は、「管理職以外の教職員の任免」「人事委員会の委員の選任」「兼任講師・嘱託等の任免」「教職員の分限、服務、懲戒及び表彰」等があり、学長専決事項は大学運営全般にわたっている。

学部長の任免に関しては、2018年に「組織編成・職制規程」（資料6-4）の「学長が理事長の承認を得て任命する。」条項を廃止し、新たに「学長等の任命及び任期に関する規程」に「学部長は、学長の推薦に基づき、本学の当該教授会の意見を徴して、理事長の承認を得て学長が任命する。」と規定した。任期は2年、再任可能として、連続6年を超えないこととしている。

「職務・権限規程」（資料6-5）において学部長の権限については「学部長は、学部を代表し、教育研究に関する事項について学部内の連絡調整にあたる。」と定められている。2018年度に人間学部 に文化学科を設置したことに伴い、学部内のあらゆる面での運営が

円滑に進むよう学部長と学科長の権限、役割の整備をしたほか、学部長の役割として学部内の連絡調整に加え、学科の調整会議を主宰し学部に関する分掌の対応を行うこととした。また、教授会の実際的な運営を行うほか、教員選考委員会には委員として参加することを規定している。

学長の基本方針等は、学長を補佐する組織である学長補佐室が策定する中期計画、単年度事業計画において、施策として具体化され、各計画は教授会等の審議を経て成案、実施される。この意思決定の結果を実現するための中期計画、単年度事業計画には、各部署の具体策も計画されており、その実行性は担保されている。

学長による決定権限は、法人本部が定める学長の権限のほか、具体的には「職務・権限規程」職務権限明細に定め、学長から移譲する権限についても定めている。

学部教授会の役割は「教授会規程」（資料 6-2）において定められている。教授会は学長により招集され、専任教授、准教授、講師及び助教により構成され、これら構成員の2/3の出席をもって成立する。教授会は、次の事項については審議し、学長が決定を行うに当たり、必ず意見を述べるものとしている。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了
- ②学位の授与
- ③学則及び諸規程の教育研究に関する事項の制定並びに改廃に関する事項
- ④学生の退学、休学、復学、除籍に関する事項
- ⑤教員の採用、選考、昇格及び身分に関する事項
- ⑥学生及び教員の賞罰に関する事項

また、教授会は次の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を求めるものとしている。

- ①研究に関する事項
- ②教育指導に関する事項
- ③教育課程に関する事項
- ④学生募集、試験、就職及び進学に関する事項
- ⑤単位認定に関する事項
- ⑥その他教育研究に関する重要な事項で学長が諮問した事項

職員は、事務局長、経営企画室長および書記担当者が同席している。教授会は、原則として月1回開催され必要に応じて臨時教授会を招集している。学長は教授会を学則等の規程に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切な運営を行っている。

①-2 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学校法人清泉女学院は、その傘下に小学校から大学まで8校（長野県・神奈川県）とインターナショナル学園1校（東京都）の計9校を配し、各校の管理運営は経営環境に合わせたものとなっている。理事会あるいは理事長の意思決定は、寄附行為及び法人組織の「理事会決議または理事長の決裁規程」及び「学長・校長職務規程」に基づき行い、各校の事案に関しては、自主性を尊重して法人本部が全体の取りまとめを行うボトムアップの形をとっている。法人理事会の構成（資料 10-4）は、2025 年度は理事定数 7～13 人のところ 12 人、監事定数 2 人のところ 2 人となっている。

法人本部は、大学が管理運営方針を策定する過程において、方向性等の決定に関与している。大学の重要事項は、学長、副学長、大学及び併設短期大学の学部長、事務局長等が出席する「経営計画・運営会議」で検討され、「教授会」の審議を経て、学長が成案して理事会・評議員会の審議及び承認、または理事長の承認を得て実行に移す手順となっている。原則として、理事会は年 7 回、評議員会は年 4 回開催（資料 10-5）される。理事長は、その議長として会議を統括するほか、理事、監事及び評議員の意見を聴取し、法人全体及び各学校の経営並びに管理運営状況を把握し、それぞれの発展のために、その課題の解決に努めている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成では、法人全体予算編成について、毎年 2 月に傘下の清泉大学、清泉大学短期大学部、清泉女子大学（東京都品川区）、長野清泉女学院中学・高等学校（長野県長野市）、清泉女学院中学高等学校、清泉小学校（以上、神奈川県鎌倉市）、清泉インターナショナル学園（東京都世田谷区）が次年度の予算書を提出し、評議員会及び理事会での審議を経て承認するプロセスをとっている。

本学の予算編成について、予算決定までの手続き、決定のプロセスは次のとおりであり、予算編成における役割分担は明確になっている。なお、2013 年度より予算編成において、単年度計画は中期財務計画に基づき作成する方式を採用し、新規案件や多額の予算については企画書を作成して妥当性の検証を行い、中期計画の施策と財務計画をリンクさせ、中長期的な観点から予算編成を行うこととした。更に 2016 年度予算から、予算編成方法を経営企画室と総務部が各部署の予算枠を設定し、この範囲で予算計画を策定する方式とした。2022 年 1 月からは新設された学長補佐室が経営企画室からこの機能を継承している。

①予算計画書の提出：12 月上旬

経営改善計画に基づく各部署の予算枠を決定し、枠内において大学・短大別、学部・

学科別、学生支援部、システム室、教育文化研究所、地域連携センター、国際交流センター、図書館、東口事務部等の部署別予算を策定。なお、2024 年度予算策定に当たっては、前例踏襲の考え方を止め、改めて費用対効果を検証し直し、真に必要な事業（活動や取組み）に絞り込み、マイナスシーリングの考え方を基本に予算枠は設けず積上げ方式とした。

②査定：12 月中旬～下旬

提出された事業計画及び予算を学長補佐室、総務部が内容確認、査定を実施

③予算査定会議：1 月中旬

経営計画・運営会議で全体予算を査定、予算案を決定し、最終的に学長が決定

④学内予算教授会報告：2 月

⑤法人評議員会及び理事会審議：3 月

決定予算に基づき、予算書及び事業計画書を作成し、法人本部事務局に送達する。評議員会及び理事会で、上記の予算書及び事業計画書が審議され、最終決定される。

予算執行については、予算に基づき支出と執行確認を同時に行い、原則予算外の支出は認めない方針としている。執行は、少額の執行を除き稟議書を作成し、「職務・権限規程」（資料 6-5）に沿って承認を受けたのち行われている。日常的な出納業務、資産及び資金の管理運用については、「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」等の関連規程に定め、適切に運営しており、年度予算は、予算番号により管理し、総務部が予算の範囲内であることの確認を行い適正に執行されている。加えて、法人本部では、月次試算表に基づき、予算の執行状況をモニタリングしている。

本学は、毎年、決算分析を実施し経営全般の評価を行っている。また、経費費目別の推移等から各経費における課題、問題点を洗い出し、改善を実施している。重要事案においては、予算編成時における企画書の確認、個々の予算執行の稟議における効果予想等を実施し、問題点の解消、費用対効果検証の実施を通して改善を図っている。経費項目で多額となる、広報面、教学面の予算執行がどの程度の効果を発揮するかは分析できていないが、特に教学面においては、アセスメント・ポリシーに基づく検証の結果を待って、より効果のある予算編成を行う必要がある。看護学部に関連する経費については、完成年度の 2022 年度を経て凡その必要経費が把握でき、以降の年度比較が可能となったことから、経費計画の妥当性において、教育目標、資格取得等学習成果の達成状況を確認しつつ、支出実績の検証を行っている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援

等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

③-1 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

事務組織の構成は、「組織編制・職制規程」経営事務部門の組織（同規程別表4）の通り、事務局の下に総務部、入試広報部、学生支援部、システム室を配し、地域連携センター、国際交流センター、カトリックセンター、図書館、教育文化研究所等の事務部門を置いている。2022年度の事務局体制の改編により教務学生部とキャリア支援センターを統合し、学生支援部を配置し学生支援機能を一体化した。また、経営企画室と監査室を置き、企画機能と監査機能を学長直轄とすることで、ガバナンスの強化を図っている。2018年度にはIR室も設置し、質保証に向けた体制整備を進めているほか、2019年度には、教学組織の拡大に伴い、学長のガバナンス強化のための学長室を設置した。更に、2021年度には、学長室の改編に伴い、学長補佐室と名称を変え、大学運営に関わる根幹的な課題等により迅速かつ的確に対応するための体制（資料2-10）を整えた。

人員は、併設の短期大学の事務組織も兼ねて配置されており、2025年度の事務組織は、専任職員29名、嘱託職員4名、パート職員7名、その他13名（短大専任で大学兼任の専任職員8名、嘱託職員1名、パート職員4名）となっている。

③-2 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

教務委員会のほかに学生の教育に関わる委員会等として、教職課程運営委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会、図書委員会、地域連携センター委員会、国際交流センター委員会、奨学金運営連絡会議、学生相談室会議を設置し、専任教員が委員会等に所属することで教員の組織的な連携体制を構築している。複数の委員会に関連する課題については、学部長、学科長と事務局において調整を行い、各部署の役割を専任教員と事務組織が連携して果している。また、大学自己評価委員会を設置し教職員が委員となることで、教育の質の向上のための協働体制を整えている。委員会から提出される教育に関わる議案は、専任教員で構成する教授会の審議を経て学長が決定している。2013年度に策定した経営改革大綱において、教員は教育研究に従来以上に専念し、職員が教育研究のサポートと事務局運営に従事することで教員と職員が協働して円滑で効率的な教

育と経営の運営体制を構築することとした。同大綱のこの方針に基づき、協働体制を支える委員会の機能・役割の見直しを行い、職員が委員会の企画機能を担っていく方向とし「組織編制・職制規程」（資料 6-4）を制定している。

事務組織の適切性は、自己点検評価及びアンケート、外部評価の意見等から課題・問題点を洗い出し改善策を立案している。改善策のほか、経営方針としての事務組織の変更は中期計画、単年度事業計画に反映され、学長の責任のもと計画が遂行されている。

③-3 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

事務部門に求められる機能は、教育研究活動及び学生支援活動をサポート、多様化している学生や教員のニーズに迅速かつ的確な対応、経営面に関する企画機能まで多岐にわたり、企画提案型の事務局体制の構築を目指し事務機能の強化を図っている。また、業務上の指揮・命令及び意思決定の所在をより明確にするため、「組織編成・職制規程」を制定し、教員と職員の機能の明確化（教員は教育と研究を担い、企画・事務面の業務は極力職員が担う）も図っている。

業務内容の多様化、専門性への対応のため、企画機能の強化、システム面の支援機能の強化、入試広報の充実等を図るため専門性の高い職員を採用し強化を図っている。また、本学は、小規模大学であり職員に余剰はないため、1 部署に比較的長く在籍する傾向があり、互換性や広い業務の習得が難しい状況にある。業務量・質とコストの面から適正な人員配置による効率化を図り、限られた人員で維持している事務組織の人的リスク削減を図るという課題があったが、2022 年度事務局体制の改編にともない、人事異動を実施し、新たな視点による事務の効率化と人的リスク削減を図った。また、2024 年度についても小規模な人事異動を実施した。

③-4 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の採用・昇格等に関しては、2016 年度に、人事の一段の透明性を確保するために、「職員採用規程」及び「任期制職員に関する規程」等を「職員採用関連規程」（資料 10-6）として、専任職員、嘱託職員等の採用、昇任、契約更新に関する事項を再整備した。

これにより、専任職員、嘱託、パート職員の採用等の基準を明確にしたほか、専任職員の昇任審査等についても基準を明確にし、改訂した「給与規程」（資料 10-7）と合わせて能力、実績に見合った処遇の実現を目指している。従来、職員の採用では嘱託職員を採用していたが、2025 年度より専門性の能力が高い職員を採用して職員の充実を図ることを目的として、専任職員の採用に変更した。併せて、専任職員を希望する嘱託職員には、専任職員への処遇の変更を実施した。

職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、OJT、Off-JT を通じて職能開

発を行っている。職能開発は、日々の業務における OJT を主としており、2014 年度から「目標管理制度」による職務能力評価と行動評価を通して育成しており、部署長による毎年 3 月の目標設定面接、5 月及び 11 月に半期ごとの成果評価面接を実施している。

個人の業務目標を、全体の事業計画や部署目標にリンクした高いレベルに設定し、かつ達成度についても設定したレベルの実行度合いを評価する仕組みとしている。目標設定、成果の評価は管理者との面接を通じて実施し、そのプロセスを通して職務遂行のレベルアップを図っている。評価の「フィードバック面接」を人事管理の重要ステージと位置付け、課題や期待値を伝えることで、単なる目標管理ではない人材育成を行っている。職員の配置、昇給・昇格については、成果評価の結果を参考にするほか、職員の能力、適性、経験年数、意欲等を総合的に勘案し決定している。

③-5 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

事務職員の意欲・資質向上を図るため、目標管理制度とスタッフ・ディベロップメント（SD）を 2 本の柱として活動している。

SD 活動の体制については、2013 年 7 月に「スタッフ・ディベロップメント委員会」を設置し、SD 活動の推進を担っている。教員の SD 活動への参画については、2021 年度にスタッフ・ディベロップメント委員会規程を改正し、規程上明確に職員に教員を含めることとし、教員の SD 活動への参画を促す内容とした。

2025 年度の主な活動については、7 月には全教職員対象となる「建学の精神研修会」を開催し「アジア学院の取り組み」をテーマとする学校法人アジア学院校長荒川治氏及び日本カトリック司教協議会ラウダート・シ部門委員荒川千衣子氏の講話をいただいた。また、荒川治氏、荒川千衣子氏及び新潟教区司祭伊藤幸史神父による「キリスト教が照らす農の意義」についてパネルディスカッションを実施した。外部講師を招いて専門的な知識や視点を

取り入れている。スタッフ・ディベロップメント研修会では、外部講師を招いて「校務 DX 化について」をテーマとする研修会を開催した。内容は事前に教職員アンケートを実施して、本学の DX 化の現状分析と事前アンケート結果説明と校務の DX 化推進の必要性についてであった。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んで

いるか。

- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

④-1 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

監事の定員及び選任数は、2025 年 5 月 1 日現在、定数 2 人のところ 2 人選任している。監事は、寄附行為第 28 条にしたがって業務及び財産状況並びに理事の職務執行状況を監査し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を監査している。また、毎年 6 月、監事は、理事長、財務担当理事とともに、公認会計士や内部監査室長より前年度に実施した監査内容、結果の報告を受けている。その際に、学校法人が設置する各学校の監査の結果、内部統制について相互に意見交換を行っている。同時に公認会計士からは各校の経理処理や事務品質の水準、他の学校法人と比べた当法人の計算書類の水準等についてアドバイスをもらい、今後の学校法人の管理運営に生かしている。また、監事は清泉大学、清泉大学短期大学部ほか法人設置各校を毎年訪問し、中期計画の執行状況や科研費の内部監査について監査を行っている。その他、監事は文部科学省主催の監事研修会に毎年出席し、私立学校を取り巻く経営環境や教育行政の動向について認識を深めている。監事は非常勤のため、内部監査室長が、公認会計士の実査による現物監査、期末決算の会計監査、内部統制に関する期中監査に同席し、監査結果を法人本部に持ち帰り財務担当理事に報告している。なお、2020 年 4 月の私立学校法の一部改正に対応する監事に関する寄附行為の変更として、監事の業務に「理事の業務執行状況の監査」を追加し、不正行為発見時の「理事会及び評議員会の招集請求権」と理事の法令違反行為に対する「差し止め請求」を定めた。

監事は寄附行為第 28 条（監事の職務）にしたがい、年度中の理事会及び評議員会に出席して必要な質問を行うとともに意見を述べ、また決算及び事業報告並びに予算及び事業計画について、各学校長及び学長から説明を受け、会議において適宜意見を述べている。

監事は、毎会計年度終了後の 5 月末までに、理事会並びに評議員会に監査内容を報告するとともに監査報告書を作成し提出している（備付-78）。

評議員会の定員及び選任数は、2025 年 5 月 1 日現在、定数 13～17 人のところ、事務局長・事務長より 5 人、卒業生より 5 人、設立母体である「聖心侍女修道会」から 3 人、学識経験者より 2 人の計 15 人を選任している。

評議員会は、原則として年4回開催され、私立学校法に準拠した寄附行為第36条（評議員会の職務等）により、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができるとし、理事会は予算、基本財産の処分、事業計画、中期計画、役員報酬の支給基準、寄附行為等の変更といった重要事項について決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとしている。また、寄附行為第37条（理事の行為の差し止め）、寄附行為第38条（責任追及の訴えの求め）を定めている。通常6月の評議員会では前年度の決算及び事業報告、3月の評議員会では当年度決算の見込み、次年度の予算及び事業計画が審議されている（備付-79）。

④-2 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

大学運営の適切性は、内部監査、会計監査、自己点検評価、中期計画の検証、単年度事業計画の検証等を通して確認され、理事会、評議員会へ報告されている。それぞれの監査、評価、点検は、様々な証跡に基づき実施されており、運営の適切性は担保されている。

2020年度から、監査は、法人本部による内部監査、監事による監査、および監査法人の公認会計士による会計監査の三様監査を実施している（資料10-8）。内部監査は内部統制上の監査および民法改正などの法令対応の確認などであるのに対して、監事による監査では、それらを踏まえた上で、寄附行為に基づく業務及び財産状況の監査のみならず、大学運営全体についての監査が行われている。監事は、学長と個別に面談を実施して大学運営の方針や課題等を聴取した上で、理事会及び評議員会に出席し監査内容を報告するとともに内部監査報告書（資料10-9）を提出している。

公認会計士による会計監査は年3回あり、うち年2回は往査により、期中監査及び決算監査を行っている。また、年1回、監事同席の上、理事長・理事・法人本部事務局長等に対し、公認会計士より監査結果を報告（資料10-10）している。その際、法人が設置する各学校の監査結果や問題点等について、今後の大学管理運営に生かすべく意見交換を行っている。

④-3 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

法人による点検・評価の結果は、大学にフィードバックされ、改善に生かされている。法人だけではなく、外部評価委員会による点検・評価の結果も改善に活かしている。

本学は「外部評価規程」に基づいた外部評価を実施しており、地元自治体や産業界、教育委員会、高等学校長等で構成する学外委員及び本学外部評価委員会委員による点

検・評価を毎年、実施している。学外委員には事前に点検・評価報告書と評価表を事前に送付、学外委員それぞれが評価表に項目（大学基準協会の基準）ごとに評価とコメントを記載したものをとりまとめて外部評価委員会の資料とし、本学教職員と質疑応答を交わす。これらの議論は外部評価委員会報告書としてまとめ各委員に配布するほか、学外委員のコメント等は学部学科の中で共有され、改善に活用されている。

法人や外部評価委員会の点検・評価の結果において、現在のところ適切な運営が確認され大きな問題はなく、自己点検評価等で検証された課題は、単年度事業計画や中期計画に組み込むことで改善に向け PDCA を実施している。具体的には、毎年度中期計画に基づき単年度事業計画を部署ごとに策定し、単年度計画は半期ごとに振り返りを行うことにより部署ごとに PDCA を実施している。この様に、ボトムアップによる改善・向上施策を策定する過程で、教職員が当事者意識をもって自らの業務の改善施策を実施することとしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の管理運営の基本方針は、寄附行為及び規程等において定めており、2013 年度には、経営改革大綱において中長期の管理運営方針を定め、中期計画において具体的な管理運営方針と施策を明確にしている。この明確にした全学の管理運営の方向性に基づき各部署の運営方針を決定していることから、各部署の中期計画は、全体中期計画と整合しており、統一的な全体計画を実現している。

さらに、第1期の中期計画を踏まえた、修正経営強化・改善計画と具体策としての部署別中期計画を含む第2期中期計画を、全学において責任を持って実施してきた。2020年度から第3期中期経営計画及び現在の2025年度からの第4期中期経営計画に基づき、このPDCAを動かすことで管理運営方針に沿った具体的施策の実現を図っている。時機を失することなく教学改革をスピード感をもって一気に進めてきており、改善を中心としたPDCAは確実に成果を上げている。

法人は、傘下の各学校からのボトムアップ方式による意思決定を行ってきた。環境変化が激しく、的確でスピーディな決断と実行が求められている状況で、毎年度、法人本部は各学校に法人第2期中期5か年計画（2022年のから2024年度）に対するPDCAの提出を求め、各校の法人第2期中期計画に対する状況を確認し計画が着実に履行を図れるよう指示してきた。また、2024年度中に2025年度より始まる法人第3期中期5か年計画（2025年度から2029年度）の策定を指示し完了した。大学では法人第3期中期5か年計画の策定に連動させ、本学第4期中期計画を策定しその効果が発揮できるよう推進していく。また、私立学校法の改正により、理事・理事会、監事、評議員・評議員会、会計監査人の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管路制度の見直しを行うとともに、2025年度より、同じ聖心侍女修道会にある学校法人清泉女子大学（清泉女子大学）を合併し、1法人2大学の新たな体制となった。大学はこれまで以上に理事会、法人本

部との連携を強化し、円滑かつ迅速に計画を推進していく。

事務職員の意欲・資質の向上を目的に、目標管理制度及び人事評価制度を導入し、年2回の上司による面接実施で目標に対する達成度を確認し、必要であれば改善を促している。なお、事務職員の人事の硬直化が課題であったことから、2022年度に事務局体制の改編にともない、一部の人事異動を実施した。人員の多機能化による効率的運用を図るには、更に定期的な人事異動が必要であったことから、2024年度も人事異動を実施し、人的リスクの軽減化を図ったが、今後、担当する業務の習熟度を高めることが課題となった。教員の評価制度の定着、改善への取組については、現行の教員評価制度を見直し、より実効性が高い制度となる改善への取組が今後の課題である。

また、職員の平均年齢の高齢化が進んでおり、幹部職員の後継者問題と併せ、若年化が重要な課題となっている。将来を担う優秀な若い人材を確保するとともに、中間管理職の育成も進めていく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針を明確に定め、規程を整備している。また、大学業務を支える組織は相応に機能し、その教職員の資質向上に向けた方策が講じられており、大学基準協会が定める大学基準をほぼ充足していると認識している。

時機を失することなく教学改革をスピード感をもって一気に進めてきており、改善を中心としたPDCAは確実に成果を上げている。

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

①-1 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

第1章で示したように、本学では「建学の精神」の下、「SJN21 構想」（将来構想）を構築した。SJN21 構想（清泉女学院大学・短期大学のあるべき姿、Grand Design of Seisen Jogakuins in Nagano for the Next Generation 2021）（資料1-21）のビジョンを達成するため、新学部・学科を設置し、清泉女学院大学・短期大学あわせて収容定員1,000人規模の大学として、教育研究基盤、財務基盤を安定化させる。」という基本構想の下に諸施策を展開してきた。諸施策の展開は修正経営強化・改善計画（第2期中期計画）において具体策を掲げ、「清泉百年プロジェクト」の名称のもとに、広報的活動も含め進めてきている。修正経営強化・改善計画は、事業施策計画と中期財務計画を両輪として、財務面からの実現可能性を明確にして遂行してきた。

修正経営強化・改善計画（第2期中期計画）において、財務を中心とした経営面、看護学部の設置や文化学科の設置等の改組、3つのポリシー等の見直しを含めた教学マネジメント体制の整備・実施等の教学面、広報面、施設面等全面的な改革を進めた。

①-2 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学の財務目標は、当面の経常収支差額を黒字化することにより、そのためのできる限りの収入の増加と効果が最大化となる支出に取り組んでいる。

第3期中期計画においては、地域における高等教育機関としての役割を果たすため、本学と併設の短期大学の学生確保に関する一体的なマーケット分析、SWOT分析等の客観的な環境分析に基づき策定しており、マーケット動向、地域動向、本学の強み・弱みの把握に加え、環境分析の結果に加え、自己点検・評価の結果、認証評価の結果、外部評価の結果、中期計画策定の過程で把握できた課題等を踏まえ、財政上の安定を確保するための方針、改善のための具体的施策を盛り込んだ実現可能性のある計画として実施した。

以上の基本的な考え方は、2025年度から始まった第4期中期計画にも引き継がれ、教学組織の整備、教学マネジメントの推進、広報の充実、施設面の整備等を中期財務計画で裏付けるとともに、中期財務計画そのものの達成を目指すこととしている。

<財務諸比率>

(1) 法人全体

資金収支、事業活動収支、貸借対照表(財務計算書類)に基づく、2023 年度～2025 年度法人全体の主要な財務諸比率は以下の通りで、法人の収支は赤字となっているが、安全性については全国平均より良好な値となっている。

【表 9-2-1 事業活動収支計算書関係比率】

分類	比率名	※	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度 全国平均
経営状況	経常収支差額比率	△	△3.3%	△4.5%	△10.2%	2.7%

【表 9-2-2 貸借対照表関係比率】

分類	比率名	※	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度 全国平均
純資産	純資産構成比率	△	94.0%	94.0%	92.6%	88.4%
資産構成	流動比率	△	413.6%	394.8%	341.1%	265.6%
負債構成	総負債比率	▼	6.0%	6.0%	7.4%	11.6%

(注1) 日本私立学校振興・共済事業団が毎年統計をとる基準で算出し、主な項目を大学法人(2024 年度実績)の全国平均(医歯系法人を除く)と比較した。

(注2) ※欄は △: 高い値が良い ▼: 低い値が良い

(注3) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入

(2) 大学単体

次に 2023 年度～2025 年度大学単体の主要な財務諸比率は以下の通りである。

【表 9-2-3 事業活動収支計算書関係比率】

分類	比率名	※	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度 全国平均
収入構成	学生生徒等納付金比率	△	78.2%	77.1%	73.8%	72.0%
	寄付金比率	△	2.3%	2.1%	1.9%	2.0%
	補助金比率	△	15.3%	16.0%	22.5%	15.0%
支出構成	人件費比率	▼	70.8%	75.0%	59.4%	50.9%
	教育研究経費比率	△	31.2%	32.2%	35.5%	37.3%
	管理経費比率	▼	6.8%	7.2%	5.2%	8.9%
経営状況	経常収支差額比率	△	6.6%	2.5%	△0.1%	2.7%

(注1) 日本私立学校振興・共済事業団が毎年統計をとる基準で算出し、主な項目を大学法人(2024 年度

実績)の全国平均大学部門(医歯系法人を除く)を掲載。

収入構成面では、2021年度から人間学部の入学定員が増加され、2022年度には看護学部が完成年度を迎えたことで、大学単体の事業活動収入は増加したことにより、諸比率が全国平均に比べ概ね良好である。今後、少子化の影響が懸念される中、学生の確保、寄附金募集活動及び補助金増強が課題となる。

支出構成面では、人件費比率が全国平均より高い水準で推移しているため、教育研究費に充てる資金が十分確保できない状況で、教育研究経費比率は全国平均より低い水準で推移している。今後、入学定員の確保を確実にし収入増加と適正な人件費支出により、当該比率を改善する方針である。

2023年度より経常収支差額比率はプラスに転じていたが、2025年度は看護学部の入学定員の未充足となり経常収支差額比率がマイナスになった。

【表 9-2-4 貸借対照表関係比率】

分類	比率名	※	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度 全国平均
純資産	純資産構成比率	△	△223.7%	△249.7%	△600.9%	88.4%
資産構成	固定資産構成比率	—	△1,444.0%	△1,516.1%	△445.7%	86.1%
負債構成	流動負債構成比率	▼	△37.3%	△52.9%	△254.5%	5.2%
	総負債比率	▼	△123.7%	△149.7%	△500.9%	11.6%
	負債比率	▼	△55.3%	△59.9%	△83.4%	13.1%

(注1) 日本私立学校振興・共済事業団が毎年統計をとる基準で算出し、主な項目を大学法人(2024年度実績)の全国平均(医歯系法人を除く)を記載。

貸借対照表関係比率では財務関係数そのものが厳しい状況にあることを示しており、諸比率を全国平均と比較しても財務基盤が厳しい状況を示している。

本学の最大の問題は、長年の入学定員未充足による収入不足の結果、単年度の収支差額のマイナスの累積が財務基盤に影響を与えている点にある。

この改善のため、SJN21構想に基づく第3期中期計画において学生確保、補助金、寄付金の確保を図り、長年の累積損失を解消し実施した。第4期中期計画においても入学定員確保に注力し、安定的に単年度黒字化を目指す。

このように本学の中・長期の財政計画は第4期中期計画と一体となっている。その中期計画は具体的かつ実現可能であり、中・長期の財政計画は適切に策定している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

②-1 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

法人全体の財政基盤は、日本私立学校振興・共済事業団の経営状態区分では「B0」（注）イエローゾーンの予備的段階にある。しかし、貸借対照表関係比率において、2025 年度末の純資産構成比率 92.6%、流動比率 341.1%と全国平均を上回り健全性は高く、教育研究を安定して遂行できる十分な財政状態にある。

（注）日本私立学校振興・共済事業団が経営判断指標に基づき経営状態を、正常状態の A（3 区分）、イエローゾーンの B（5 区分）及び C（3 区分）、レッドゾーンの D（3 区分）に分類する手法

本学単体の財政基盤は、経常収支差額がプラスに転じていたが、2025 年度は再びマイナスとなった。本学を取り巻く学生募集状況は厳しく安定した状況とは言えない。第 4 期中期計画（2025 年度から 2028 年度）では、教育研究を安定的に遂行するため、第 4 期中期計画を遂行し、計画が遂行された結果として、安定して黒字を確保することを目標にして取り組んでいる。

中期計画遂行は、教育研究活動の計画とリンクしており、教育研究活動の充実と長期に安定した財務基盤の構築を目指すものとなっている。

②-2 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

2019 年度～2025 年度の大学における科学研究費補助金、寄附金等の外部資金受け入れは、「大学基礎データ・表 8」のとおりである。

科学研究費は、2019 年度 12 件、2020 年度 26 件、2021 年度 26 件、2022 年度 42 件、2023 年度 45 件、2024 年度 39 件、2025 年度は 38 件を管理している。今後も、研究支援体制を強化し外部資金獲得増を図る必要がある。なお、研究費補助金の獲得については、経営企画室が担当している。

寄附金については、2020 年度から 2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、積極的な訪問等による寄附金獲得活動を控えざるを得ない状況が続き、低調であったが、2022 年度は清泉百年プロジェクトが最終年度となったため、寄附金募集活動を積極的に展開した結果、法人・個人合計で 11,310 千円の寄附金を集めることができた。2023 年度、2024 年度、2025 年度は事業としての寄附金募集活動は行わず、ホームページでの呼び掛けのみであったことから、集まった寄附金額は少額にとどまった。

このように本学単体でみれば、看護学部が完成年度を迎えた 2022 年度までは教員確保等による人件費負担が大きく、また新キャンパス設置による減価償却も大きかったが、これらはいずれも先行投資であり、計画どおりに運営ができれば財務状況は改善していく。法人本部の財務状況は安定的であり、これらのことから教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は確立しているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の財政計画は、中期計画と一体なったものであり、その中期計画は、本学と併設の短期大学の学生確保に関する一体的なマーケット分析、SWOT 分析等の客観的な環境分析に基づき策定している。マーケット動向、地域動向、本学の強み・弱みの把握といった内外の環境分析の結果に加え、自己点検・評価の結果等を踏まえた、財政上の安定を確保するための方針、改善のための具体的施策を盛り込んだ実現可能性のある計画になっていることが特徴である。そして PDCA サイクルが確立されており、計画の着実な履行を図れる体制にあることは長所である。また小規模大学ならではの教職員全体のコミュニケーションの取りやすさ、教職協働の伝統といった土壌があり、これに迅速な意思決定と周知が加わり、教職員が一体となって課題解決に取り組むことができることも本学の長所といえよう。

上記のことが相まって、教職員が財務の状況を正確に把握し、計画を実現していくことが財務状況の改善につながると理解していることが、財務面において本学の強みである。

法人については、財務の安全性は全国平均を上回る良好な数値を示しているものの、大学単体としては課題がある。しかし、事業活動収入については、看護学部の完成年度（2022 年度）を迎えて学生数が増加したとともに、2021 年度から人間学部の定員増となったことから大学単体の学生生徒等納付金は増加しており、改善傾向にある。しかし、本学を取り巻く学生募集環境は厳しい状況が今後も続くものと思われる。その為にも、2025 年度大学改革による教学組織の変更と 2027 年度開設する農学部は成功させなければならない。

一方、補助金については、補助金全体の増減率に影響する「教育の質に係る客観的指標」において最高となる「プラス 6 %」を獲得できたものの、改革総合支援事業については近年、求められている内容の高度化、採択数の減少などから、本学においては申請は続けているものの、採択基準には遠く及ばない現状であり、この点が問題点である。

寄附金については 2020 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、訪問を伴う積極的な寄附金募集活動ができなかったことから、計画に対し大幅な減少となった。今後は農学部開設による新たに寄附金が見込める層の開拓や募集手法の検討などが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

収入面において、依然として学生生徒等納付金が占める割合が大きいことから、「選んでもらえる大学」となるよう、学びの内容やハード面を含めた環境整備をさらに充実させ、教育の質の向上と学生の満足度の向上を図り、常に入学定員が充足する大学となることで黒字化はもとより、安定した財務基盤を構築していきたい。

おわりに

2025 年度より、本学の新たな羅針盤となる第 4 期中期計画が本格的に始動した。今年度は本学の歴史において大きな転換点となり、新学部である人文社会科学部の設置および共学化への移行を果たした。これに伴い、大学名を「清泉大学」と改めるに至った。さらに、高度な専門職の育成を目指し、看護学部大学院に保健師養成課程を新たに設置するなど、目まぐるしい社会の変化と多様化する地域のニーズに迅速かつ的確に対応するための施策を積極的に推し進めてきた。

18 歳人口の減少など、地方の小規模大学を取り巻く環境が依然として厳しい状況にある中で、本学が今後も持続的に存続し、さらなる発展を遂げるための方向性は明確である。それは、開学以来培ってきた教育の伝統をしっかりと維持しつつ、地域社会に欠かせない「知の拠点」として、教育内容と教育方法の継続的な改善、および学生支援のさらなる充実を図ることである。そして、それらを通じて、地域社会の課題解決と発展に直接的に貢献しうる、優れた人材の育成を行っていくことが何よりも重要であると考えている。

こうした基本方針のもと、2021 年度の大学認証評価において高く評価された「地域に密着した大学が持つ特質を、社会連携・社会貢献の領域で発揮している」という本学の強みをさらに伸長させるべく、2025 年度は新たな挑戦として「農学部」の設置について全学的な議論を重ね、その実現への道を模索した 1 年ともなった。豊かな自然環境に恵まれ、農業が盛んな長野県において、農業の持続的な発展と推進は、関連する地域産業の振興と密接に結びつく最重要課題である。地域のステークホルダーとともに歩む大学としての本学の新たな可能性を多角的に検討し、学内での共通認識を深め、将来構想に向けた計画の具体化を図ることができた。

その一方で、2025 年度の人文社会科学部新設により、新たな体制下での学生募集が本格的に開始されている。2003 年 4 月に「清泉女学院大学」として誕生した本学は、2025 年 4 月の「清泉大学」への改称を経て、当初の 1 学部 1 学科体制から、現在は 3 学部 4 学科を擁する総合的な大学へと大きく成長を遂げた。このように複数学部からなる大学として組織が拡大・多様化する状況下においては、教育の質を担保し、さらに高めていくための「内部質保証システム」の充実・機能強化が喫緊の重要課題となっている。

この課題に対応するため、本学では 2022 年度に教学マネジメント会議規程を改正し、メンバー構成を含めた組織の刷新を行い、内部質保証を強力に推進する体制を整えた。さらに、客観的な根拠に基づく教育改善を推進すべく、情報・データの精緻な分析と評価機能の向上を目指して、2023 年度から IR 室およびシステム室の体制強化を図ってきた。今後、内部質保証の実効性をさらに高めていくためには、一部の部署だけでなく、大学全体での組織的な連携と協働をより実質的かつ日常的に進めていくことがますます重要になってきている。

来年度は第 4 期中期計画の 2 年目を迎えるとともに、次期となる 2029 年度の大学認証評価に向けた本格的な準備を開始する重要な年となる。本学は、これまで築き上げてきた教

育の伝統を確固として維持しつつ、地域社会に欠かせない大学として、教育内容と教育方法のたゆまぬ改善、および学生支援の充実を図り、地域社会の未来を創造し貢献する優れた人材育成に邁進していきたい。そのためにも、自らの教育研究活動に関する絶えざる自己点検・評価に真摯に取り組んでいく所存である。

清泉大学自己評価委員長
小泉 真理